

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会
当事者市民部会（第6回） 次第

1. 日時：令和4年12月8日（木）10時～12時

2. 場所：オンライン会議

3. 議題：

（1）開会

（2）家族訴訟資料分析WGおよびホテル宿泊拒否事件資料分析WGの報告書案について

（3）その他

・今後の予定について

4. 連絡事項：

【配布資料】

- ・資料1-1：家族訴訟陳述書WG報告書の概要説明
- ・資料1-2：宿泊拒否事件資料分析WG報告書の概要説明
- ・資料1-3：家族訴訟陳述書、宿泊拒否事件資料分析WG報告書（案）

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会
当事者市民部会名簿

■当事者市民部会

あいかわ つばさ 相川 翼	武蔵高等学校中学校・青山学院高等部・早稲田大学高等学院 教諭
いしやま はるへい 石山 春平	全国ハンセン病退所者連絡協議会副会長
えづれ やすひろ 江連 恭弘	法政大学第二中・高等学校教諭
おおた あきお 太田 明夫	ハンセン病問題を共に学び共に闘う全国市民の会会長
かとう めぐみ 加藤 めぐみ	(福)恩賜財団済生会支部大阪府済生会 ハンセン病回復者支援センターコーディネーター
くるべ こう 訓覇 浩	ハンセン病市民学会共同代表・事務局長
くろさか あい 黒坂 愛衣	東北学院大学経済学部共生社会経済学科教授
原告番号 21 番	ハンセン病家族訴訟原告団
原告番号 169 番	ハンセン病家族訴訟原告団
原告番号 188 番	ハンセン病家族訴訟原告団
きこた ともこ 迫田 朋子	ジャーナリスト
たいら じんゆう 平良 仁雄	沖縄ハンセン病回復者の会共同代表
たてやま いさお 豎山 勲	ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会事務局長
はやし ちから 林 力	ハンセン病家族訴訟原告団団長
はまさき まさみ 浜崎 真実	ハンセン病首都圏市民の会事務局次長、カトリック横須賀三笠教会主任司祭
ふあん ぐあんなむ 黄 光男	ハンセン病家族訴訟原告団副団長
ふじさき みちやす 藤崎 陸安	全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長
みやら せいきち 宮良 正吉	全国退所者原告団連絡会 ハンセン病関西退所者原告団いちよ うの会会長
むらかみ あやこ 村上 絢子	ハンセン病首都圏市民の会、日本ハンセン病学会
もり かずお 森 和男	全国ハンセン病療養所入所者協議会会長

※五十音順、敬称略

■有識者会議（最終提言起草委員）

うちだ ひろふみ
内田 博文 九州大学名誉教授

さかもと しげき
坂元 茂樹 （公財）人権教育啓発推進センター理事長

とくだ やすゆき
徳田 靖之 ハンセン病訴訟西日本弁護士共同代表、当事者市民部会担当

■オブザーバー

みのほら てつひろ
箕原 哲弘 厚生労働省健康局難病対策課長

たかはし ふみのり
高橋 史典 法務省人権擁護局人権啓発課長

あさと かなこ
安里 賀奈子 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

きよしげ たかのぶ
清重 隆信 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

ハンセン病家族訴訟原告「陳述書」等の分析の説明

1 はじめに

- (1) この文書は、WGの報告書のうち、3頁から78頁までの「『人生被害』を生きてきたハンセン病家族たち——ハンセン病家族訴訟原告『陳述書』等の分析」の部分に要約して解説したものです。
- (2) ここで取り上げる部分の分析は、
- ①「追悼式典」遺族代表挨拶（3頁～）
 - ②原告家族らの「陳述書」等の解説（27頁～）
 - ③ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析（73頁～）に分かれています。

2 「追悼式典」遺族代表挨拶（3頁～）

- (1) 報告書の冒頭には、厚労省の主催で毎年開催されてきた「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典での「遺族代表挨拶」の反訳を掲載しています。
- 「遺族代表挨拶」がはじめておこなわれた2010（平成22）年から2022（令和4）年までの11人のハンセン病家族による13の挨拶をすべて掲載しました。
- (2) ハンセン病に係る偏見差別の解消のための取組みは、被害当事者の訴え、生の声に耳を傾けることから始められなければなりません。
- しかし、これまで国はその声に真摯に耳を傾けてきたかといえば疑問なしとできません。そのため、あえて報告書の冒頭に、「人生被害」を訴えるものとして追悼式典の「遺族代表挨拶」の全文を掲載することにしました。

3 家族原告らの「陳述書」等の解説（27頁～）

- (1) ここではハンセン病家族の被害実態を明らかにするため、ハンセン病家族訴訟における原告の方の陳述書および原告本人尋問調書の分析を行いました。
- 分析の対象としたのは、弁護団を通じて原告の方から資料提供の承諾をいただいた319通の陳述書および22通の原告本人尋問調書です。
- (2) 分析の結果、ハンセン病家族が被ってきた人生被害は大きく分けて次の3つの視点から描き出すことができることがわかりました。
- ①ハンセン病の病歴者の家族であるというだけで「偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害」
 - ②ハンセン病家族であることにより「家族関係の形成を阻害された被害」
 - ③自分の身内にハンセン病の病歴者がいることや、自分がハンセン病家族であるということを人には知られてはならないものとして、「秘密を抱え込んで生きざるを得な

い被害」

以下ではそれぞれについてその特徴と分析結果について述べています。

(3) 偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害 (28 頁～)

ア 国の「強制隔離政策」、とりわけ官民一体となった「無らい県運動」によって、ハンセン病は恐ろしい伝染病であり、患者は隔離されて当然だとの認識が広く社会内に植えつけられました。

このことにより、ハンセン病の病歴者のみならずその家族も、「偏見差別を受ける地位」に置かれました。そして、そのような地位に置かれることで、人生のあらゆる場面で周囲の者たちにハンセン病家族であることを知られると、さまざまな差別を受けてきました。

これが、「偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害」です。この被害は人生のあらゆる場面、あらゆる場所に及んでいます。これを報告書では次のように区分して分析しています。

- ①地域社会での被差別体験 (28 頁～)
- ②学校での被差別体験 (29 頁～)
- ③就職差別、職場での差別・職場からの排除 (32 頁～)
- ④親族からの差別 (34 頁～)
- ⑤結婚差別、差別ゆえの離婚 (35 頁～)

イ 近隣の「地域社会」という空間は、ハンセン病家族がとりわけ偏見差別を経験させられてきた場所として際立っていることがわかりました。差別語を投げつけられ、身体的暴力まで振るわれてきました。このように近所が差別の温床になっていることで、ハンセン病家族は居場所さえ奪われてきたといえます。

ウ 「学校」でのいじめの苛烈さもまた、家族原告の陳述で余すところなく明らかにされました。ハンセン病家族の多くが就学中に学校で偏見差別に晒されてきた体験を語っています。そこから不登校となり、その後の人生に大きな影響が及んだ場合もあります。

特筆すべきは、その場に居合わせた教員が、いじめをする子どもをたしなめるのではなく、逆に、いじめを助長し、積極的に差別に加担、煽動している事実が、数多く証言されていることです。全国の学校の教員がハンセン病問題に関する人権教育に取り組んでいくこととなりますが、人権教育に取り組むにあたり、このことを肝に銘じる必要があります。

エ 「就職差別」「職場での差別」についても陳述書を通じて厳しい現実が明らかになりました。陳述書全体では、国家公務員、地方公務員にかかわる就職差別の事例が複数見受けられました。

オ 「親族からの差別」は、事態の深刻さをさらに示しています。他の親族から遠ざけられたり、縁切りされたりした経験のあるハンセン病家族は少なくないことが明らか

かになりました。“親族も、助けてくれなかった、“他人よりも、親族の差別がこたえた、”と述べている陳述書も多数でした。こうした陳述書にみえる親族らの冷然で決然とした対応は、病気にたいする忌避だけでなく、ハンセン病差別が自分たちの身に及ばないようにするためのものでもあったことが窺えます。

カ 「結婚差別」「差別ゆえの離婚」について語る陳述書は、じつに多いことがわかりました。しかも、高齢の人から若い人まで、途切れることなく続いていることが明らかになりました。

キ 以上から、「偏見差別を受ける地位に置かれた被害」は、2001（平成13）年の国賠訴訟判決後も継続的に発生しており、ハンセン病家族は、いまだに、国の作出した「ハンセン病に係る偏見差別」から、いかにして身を守ればいいのかに腐心せざるをえない状況に置かれていることが明らかになりました。

（4）家族関係の形成を阻害された被害（41頁～）

ア ハンセン病家族は、病歴者である家族が隔離の対象とされたり、家族全体が偏見差別を受ける地位に置かれたりしたことで、家族関係の形成を阻害されてきました。

これが「家族関係の形成を阻害された被害」です。この被害は大きく次の3つから構成されます。

①隔離によって生じたもの

②「感染」への恐怖の刷り込みによって生じたもの

③ハンセン病差別の影響によって生じたもの

イ 隔離によって生じた家族関係の形成阻害とは、親やきょうだい、配偶者等が療養所へ収容隔離され、長期にわたり引き離されたことにより、「家族」としての親密な関係が形成・保持されにくくなったことをいいます。

子どものときに親などの肉親から引き離されてしまった場合、それまで形成してきた安心できる親密な関係を突如失うことになり、物心がつく前の乳幼児期に引き離された場合には、家族原告と肉親とのあいだで、「家族」としての親密性を形成する機会そのものが失われてしまったことになり、

ウ 「感染」への恐怖の刷り込みによって生じた家族関係の形成阻害とは、隔離政策が推進される過程で、ハンセン病に関する誤った恐怖心がハンセン病の病歴者やその家族にも刷り込まれ、そのために親密な家族関係が築けなくなったことをいいます。

内面化された「感染」への恐怖や不安から、家族原告がハンセン病の病歴者である肉親と物理的に距離をとろうとするケースもあれば、ハンセン病に罹患した本人が家族との物理的な距離をとろうとしていたケースもあることが明らかになりました。

エ ハンセン病差別の影響によって生じた家族関係の形成阻害とは、前述した「偏見差別を受ける地位」に置かれたことで親密な家族関係が形成・保持されにくくなったことをいいます。その被害をさらに具体的にみると、

①差別回避のために肉親を遠ざけた、ないし肉親から遠ざけられた、

- ②被差別の悲しみや恨みを肉親にぶつけ責めた、
- ③自分の置かれた境遇や肉親の来歴について理解不能のままだった、
- ④きょうだい生まれることを許されなかった、

といったかたちで現れています。

①差別回避のために肉親を遠ざけるとは、ハンセン病に罹患した人の「家族である」こと自体が差別の標的とされてしまうため、家族関係を「周囲の目、から隠すこと」で、差別を回避しようとするをいいます。具体的には、結婚式や葬式といった一族の行事、墓参り、自宅に招くこと、同居すること等々が拒絶されたり、ハンセン病に罹患した肉親について「死んだ」と周囲に嘘の説明をしたり、さらには、家族原告が出生した段階で、ハンセン病に罹患した親が、わが子を差別から守るために親子としての法的関係を戸籍に載せなかったりしたケースまで存在することが明らかになりました。

②被差別の悲しみや恨みを肉親にぶつけ責めるとは、幼少時から苛烈な差別にさらされてきた家族原告が、その「原因、として、ハンセン病に罹患した肉親を恨み、責め苛むことをいいます。

③自分の置かれた境遇や肉親の来歴について理解不能のままだったとは、差別の標的とされることを回避するため、また、被差別者であることの「重荷、を背負わせないために、親や年長のきょうだい、家族原告に、肉親がハンセン病に雇っていた事実を長年にわたり伝えなかったため、家族の関係性について理解不能のままだったことをいいます。

④きょうだい生まれることを許されなかったとは、ハンセン病が、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的の一つに定めた旧優生保護法(1948～1996年)の対象とする疾病の一つであったことから、生まれてくるはずだった家族が中絶を強いられたりしたことをいいます。

オ もっとも、家族原告の陳述の一つひとつを、上記の3つのどれかに分類しようとするのは、必ずしも適切ではありません。なぜなら、ひとりの原告の陳述のなかに①隔離によって生じた被害、②「感染」への恐怖の刷り込みによって生じた被害、③ハンセン病差別の影響によって生じた被害、が入り混じっているのが一般的だからです。

そこで、報告書の記述ではあえて分類せず、家族原告の体験のリアリティを損なわないかたちで、「家族関係の形成を阻害された被害」のありようを追うことにしました。

(5) 秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害 (58頁～)

ア きわめて多くの陳述書のなかで、自分の身内にはハンセン病の病歴者がいることや、自分はハンセン病家族であるということを人には知られてはならないものとして、秘密を抱えたまま生活を送っているとの記述がみられました。

そのような生活を送ること自体で精神的苦痛を被っていたり、前述した「偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害」や「家族関係の形成を阻害された被害」と関連したりしていることがわかりました。

したがって、これを「秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害」として位置付けることにしました。

イ もっとも、報告書の記述では、このような分類をせずに、ハンセン病家族の「人生物語」(life story) が伝わるような紹介の仕方に切り替えました。

というのも、一つには、さまざまな社会的差別の問題において、被差別の当事者が自分の被ってきた被害体験を言葉にして訴えても、往々にして、差別する側に位置するマジョリティ側は、その訴えに対して“被害妄想じゃないか、”被害者意識が強すぎるんじゃないか、との反応をしがちであるからです。しかしながら、被差別当事者の「人生物語」は、そのような差別するマジョリティ側の反応のほうこそが、歪んだものの見方であることを、おのずと明らかにするのです。

また、もう一つには、語りの断片の引用に留まらず、ひとつの「人生物語」として陳述書を読んでいくとき、じつは、どの人の語りにも、「偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害」と「家族関係の形成を阻害された被害」と「秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害」が埋め込まれていることがわかるからです。裏返していえば、この3つに概念化した差別被害は、相互に絡まりあっているのです。

4 ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析 (73 頁～)

(1) まず、計量テキスト分析について簡単に説明しておきます。

ア 計量テキスト分析というのは、アンケート回答等自由な形式で記述された文章を単語や文節に分割して、コンピューターを使って、その出現頻度や相関関係を分析し、有益な情報を探し出す手法のことをいいます。

テキストというのは文書のことであり、この単語や文節を分類していく際に用いる概念をコードといい、単語や文節をこの概念ごとに分類していくことをコーディングといいます。

また、形態素解析というのは、文章や言葉を最小単位である品詞(単語や文節)に分解し、意味を割り出すことです。例えば、一つの文章の中から「いったい何様」といった部分を取りだしてその意味付けをすることです。

この計量テキスト分析は、住民意識調査やマーケティング調査等に使用され、最近注目されている手法です。

イ この部分は、統計社会学の分野における計量テキスト分析の第一人者である金明秀委員が担当しています。

(2) 今回の計量テキスト分析では、まず、分析のための了解が得られた 319 通の原告陳述書を形態素解析し、単語や文節を抽出しました。そして、その単語や文節について、

同系統のものを一つの概念として統合するコーディングを行いました。たとえば、「無視」や「仲間はずれ」といった単語は「排除・仲間外れ」という概念に分類するといった手法で、そのルールは【概念抽出のためのコーディング】(75頁以下)に示されています。また、それぞれの概念の出現頻度を明らかにしました。

これが、分析1の「概念の記述統計」(73頁)です。出現頻度についてまとめた表1(74頁)をみると、上位に登場する概念のうち、「職場」や「学校」といった場所に関係するものを除けば、「秘密」が陳述書のうち82.8%において言及されていることがわかります。ここから、ハンセン病の病歴者が家族にいることを秘密にせざるをえなかったり、その結果、親しい人にまで嘘をつかざるをえなかったりするものの心理的負担が、ハンセン病家族に共通する重要な抑圧状況となっていることがわかります。

- (3) そのうえで、今回の計量テキスト分析では、同じ文章の中で、これらの概念同士がどれ位同時に出現しているのかを明らかにしました。これが分析2の「概念の共起ネットワーク」で、図1のように描出できます。

丸で示された概念と概念を結ぶ線が太いほど、両者の概念が近い距離で出現していることを示しています。たとえば、「近所」と「いじめ」を結ぶ線が太ければ、同じ文章の中で「近所」に分類される語のすぐ近くに「いじめ」に分類される語が登場しているということです。

また、丸が大きいほどその概念の出現頻度が高いことを示しており、比較的まとまりの強い概念は同じ色で描かれています。

その結果として、以下の3点が明らかになりました。

第1は、差別が起きる場所に関する概念のうち、「近所」は、「差別語・暴言」にとどまらず、「身体的暴力」「いじめ」など、差別行為に関する広い概念と強い結びつきを持っているということです。

居住地域がもっとも頻度の高い差別の温床になっているということで、「ハンセン病家族にとって居住地域は差別そのものである」と言い換えても過言ではない状況だといえます。

第2は、「親族」が「近所」と同様に、さまざまな差別と一体的に語られているということです。強制収容によって稼ぎ手を失った際に親族がサポートしてくれたという語りも少数ながらある一方で、多くの場合、親族こそが差別の主体となった様が語られています。本来であれば相互扶助の相手として頼るべき親族から攻撃される状況は、頼る者がいないまま家族原告が孤立している姿を浮き彫りにしています。

第3は、差別による精神的被害として、「苦痛」「孤独・疎外」「怯え・不安」などが語られているところ、それともっとも近い関係にある概念が「秘密」だということです。

線の太さに注目すると、「身体的暴力」や「差別語・暴言」のような直接的暴力とこれらの精神的被害の関係よりも、「秘密」との関係のほうが圧倒的に近いということが

わかります。

秘密を抱えさせられるということが、「身体的暴力」や「差別語・暴言」のような直接的暴力以上に大きな精神的負担の原因になっているとまでは、従来の研究では指摘されてきませんでした。この点は、今回の分析での大きな発見の一つです。

ホテル宿泊拒否事件の資料分析の説明

1 はじめに

(1) この文書は、WG の報告書案の内、79 頁以降の「自己正当化に躍起の『差別文書』送付者たち」の部分と「偏見差別の解消に向けて必要とされる課題」の部分 요약して解説したものです。

(2) この内の差別文書を分析した前者については、

- ① 宿泊拒否事件の経過（79 頁～ ）
- ② 差別文書の概要（80 頁～ ）
- ③ 差別文書が送付されるに至った背景事情（82 頁～ ）
- ④ 差別文書の分類とその差別性（85 頁～ ）
- ⑤ 差別文書の計量テキスト分析（92 頁～ ）
- ⑥ まとめ（95 頁～ ）

に分かれています。

(3) 差別偏見の解消に向けて必要とされる課題の部分は、家族訴訟陳述書分析と宿泊拒否事件差別文書分析を通して、明らかとなった偏見差別の解消に向けて必要とされる課題についての WG の見解を明らかにしたものです。

2 宿泊拒否事件の経過と差別文書の概要

(1) 宿泊拒否事件の経過については、皆さんご存知のところと思いますので、説明は省略します。

(2) 今回分析の対象としたのは、菊池恵楓園自治会に寄せられた差別文書 105 通です。

この外に個人宛に送付されたものが相当数あることは承知していましたが、文書の特徴はこの 105 通で把握できると判断して、特に提供を呼びかけることはいたしませんでした。

(3) 文書は大半が匿名であり、本名を名乗っていると判断されるものは極く一部でした。

文書の送付時期としては、2003 年 11 月 20 日のホテルの総支配人による謝罪以降に集中しているのが特徴です。

3 差別文書の背景事情について（82頁～）

(1) この部分では、これらの差別文書が送付された背景事情を

- ① 国賠訴訟判決の時期との関係（時代的背景）
- ② 宿泊拒否事件の推移との関係

に分けて説明しています。

(2) 国賠訴訟判決の時期との関係では次の2つの点を指摘しています。

第1は、判決から2年半も経過した後に発生した事件であることを踏まえたうえで、判決が控訴されることなく確定したことを圧倒的に支持したはずの世論とこの差別文書にみられる激しい差別感情との関係をどのように分析するのかということが重要であるということを示しています。

第2は、判決を受けて転換したはずの国や自治体の啓発活動とこのような差別文書との関係をどのように理解すべきかを明らかにすることの必要性を指摘しています。

(3) 宿泊拒否事件の推移との関係では、宿泊拒否の被害者であるはずの恵楓園入所者が、いつの間にか、このような非難にさらされるに至ったきっかけとして、11月20日のホテル側の謝罪とこれに対する入所者の対応の問題が持つ意味を明らかにすることの重要性を指摘しています。

4 差別文書の分類とその差別性（85頁～）

(1) この部分が次の計量テキスト分析と並んでこの報告書の中心部分ということになります。

この部分では、差別文書を

- ① ハンセン病をどのような病気と認識しているのか
- ② 隔離政策をどのように評価しているのか
- ③ 隔離政策による被害をどのように理解しているのか
- ④ 国や自治体の啓発活動をどのように受けとめているのか
- ⑤ 何を非難しているのか

という基準で分類して、それぞれについて、その差別性を明らかにしています。

このような形で差別文書を分類したのは、克服しなければならない偏見差別の在り様を具体的に把握する必要があると考えたからです。

(2) 差別文書におけるハンセン病観について（85頁～）

ここで指摘したのは、次の3点です。

第1は、恐ろしい伝染病であるとの認識を示している者は、少数だということです。

第2は、外貌の変形等に対する読むに耐えないような侮蔑的な攻撃文書の存在についての分析です。

家族訴訟判決は、こうした偏見の存在について国の隔離政策との関係を否定していますが、ここでは、隔離政策によって歴史的に形成されてきた嫌悪感に由来する差別の社会構造によってもたらされたものと指摘しています。

第3は、一緒に入浴することへの拒否感を示す多数の文書の存在についての分析です。

感染するのではないかといった不安等の経験的に身についたものではなく、ハンセン病の病歴者ということ自体が、忌避され、嫌悪されるべき存在としてカテゴリー化されていることを指摘しています。

ここでのカテゴリー化というのは、社会学等で用いられる概念ですが、社会の大多数の認識として定着し固定化しているということを意味します。

つまり、ハンセン病病歴者であるということだけで、社会の多くの人々が嫌悪しあるいは距離をおくべき存在だと認識してしまうという状況が存在しているということです。

(3) 差別文書における隔離政策の評価について（86頁～）

ア ここでは、差別文書においても隔離政策を積極的に評価する者は少数だけれども、公的機関による啓発等をタテマエであり、ホンネは異なると指摘する文書が少なからず存在することに注目しています。

こういう差別文書は、隔離政策が憲法違反であり、国家による許されない差別であったという事実を、その送付者らが受け入れていないことを示しているからです。

イ 一方で、隔離政策による被害について理解や同情を示すものも少なくないのですが、いずれも文書の前書きとして述べられているにとどまり、その後には差別的な言葉が並べられているということが特徴です。

つまり、「私は差別者ではありませんよ」とか「私はあなたが苦勞されたことをよく理解していますよ」という言葉を前面に押しだしていることによって、自分が差別しているということを覆い隠しているのです。

こうした文書について、報告では、以下の2点を重要な点として指摘しています（88頁）。

第1は、これらの文書の送付者の存在は氷山の一角であり、こうした認識は社会に広く定着しているのではないかということです。

第2は、（とても重要なことなのですが）こうした文書の送付者たちは、差別される人たちが、あくまでも同情されるべき存在として、慎ましく行動する限りにおいては、理解もし同情も示すが、被害者が加害者に対して批判的な姿勢を明らかにすると、「立場を弁えろ」とか「謙虚になれ」といった形で差別意識を表面化するということです。

（4）差別文書における国の啓発に対する評価について（88頁～）

この部分では、差別文書における啓発活動の評価について3つのグループに分けられるとしたうえで、次の2つのことを指摘しています。

第1は、「正しい知識」を普及するという内容の啓発が、これらのグループに対しては全く無力だということです。

第2は、これらのグループで多数を占める、啓発をタテマエだとして受け入れないグループに対しては、国や自治体による啓発活動において、その啓発活動がタテマエではなく、ホンネであることを徹底的に明らかにしていくことが必要だということです。

（5）差別文書が何を非難しているのかによる分類とその差別性（89頁～）

ア この部分では、差別文書を、宿泊しようとしたこと自体を非難するグループとホテルの支配人の謝罪を受け入れなかったことを非難するグループに分類したうえで、後者の問題を重視して、これを更に4つのグループに分けています。

- ① ホテルも被害者であり、迷惑を被っていることを理解せよと迫るグループ
- ② 相手が謝罪しているのにこれを許さないという態度が間違っている

と非難するグループ

- ③ そもそも宿泊拒否されたことを人権侵害であるとして声高に主張する行為を「身の程を知らない」ものとして非難するグループ
- ④ 穏便な解決をすべきであるとしてたしなめるグループ

です。

これらのグループは、自らの行為が偏見や差別意識に根ざしていることを認識できていない点に共通の特徴があります。

イ 報告では、こうしたグループの①と④に対しては、こうした態度が差別であり、許されないということを徹底的に明らかにすることが必要であると指摘しています。

また、②と③のグループに対しては、こうした差別意識のあり様があらゆる差別問題に共通することを指摘したうえで、その克服には困難を伴うが、差別された当事者とともにたたかう立場に立ちうる多数派を形成していくことが重要であることを明らかにしています。

5 差別文書の計量テキスト分析（92頁～）について

(1) 先ず、計量テキスト分析について簡単に説明しておきます。

ア 計量テキスト分析というのは、アンケート回答等自由な形式で記述された文章を単語や文節に分割して、コンピューターを使って、その出現頻度や相関関係を分析し、有益な情報を探し出す手法のことをいいます。

テキストというのは文書のことであり、この単語や文節を分類していく際に用いる概念をコードといい、単語や文節をこの概念ごとに分類していくことをコーディングといいます。

また、注19にある形態素解析というのは、文章や言葉を最小単位である品詞(単語や文節)に分解し、意味を割り出すことです。

例えば、一つの文章の中から「いったい何様」といった部分を取りだしてその意味付けをすることです。

この計量テキスト分析は、住民意識調査やマーケティング調査等に使用され、最近注目されている手法です。

イ この部分は、統計社会学の分野における計算テキスト分析の第一人者であ

る金明秀委員が担当しています。

- (2) 今回の計量テキスト分析では、先ず、差別がどのような形で表れているのかということをもとに、6項目の概念（コード）に分類するとともに、その差別をどのような理由で正当化しているのかということをもとに、4項目に分類し、それぞれ、その出現頻度を明らかにしています。

これが、分析1の「概念の記述統計」（92頁）です。

6項目とは、「排除」「見下し・嫌悪」「自粛要請」「他者化」「過剰包摂」「聖化」です。

この内の他者化というのは、同じ社会の一員とは認めない態度のことであり、過剰包摂というのは、必要以上に仲間意識や一体感を強調したうえで差別する態度、聖化というのは、相手を立派な存在であると持ち上げたうえで差別する態度のことをいいます。

また、正当化の論理としての項目としては、「非生産性」「不当利得」「経営論理」「加害者への同情」の4つが挙げられています。

この内の非生産性というのは、「仕事もせず、国の世話になっている」とか「税金で暮らしている」といった形で、差別を正当化するものであり、不当利得というのは、「お金目当てで抗議している」といった非難にみられるものです。

また、経営論理というのは、「ホテルの従業員が迷惑する」といった類の非難のタイプです。

これらの出現頻度は92頁の表2に示してあります。

差別の態様としては、「見下し・嫌悪」が最も多く、正当化の論理については、4項目ともほぼ均等に分布しています。

- (3) そのうえで、今回の計量テキスト分析では、同じ文章の中で、これらの項目がどれ位同時に出現しているのかを明らかにしました。これが分析2の「概念の共起ネットワーク」です。

その結果として、以下の3点が明らかになりました。

第1は、「見下し・嫌悪」という差別の態度と加害者への同情が強く結びついていることです。

加害者への同情が、「見下し・嫌悪」という差別的態度を合理化しているということです。

第2は、「見下し・嫌悪」に次いで多い「他者化」という差別的な態度は、「見下し・嫌悪」や「排除」と同時に語られることが多く、差別される人たちの非生産性をあげつらい、不当な利益を得ているかの如く言いつのることによって、正当化されているということです。

第3は、一見中立的な概念と思われる「経営論理」が実は、「見下し・嫌悪」や「他者化」を正当化する論理となっていて、その差別性を隠ぺいする手段と機能しているということです。

6 差別・偏見の解消に向けて必要とされる課題（100頁～）について

この部分では、陳述書及び差別文書等の分析を通して明らかとなったハンセン病に関する差別被害の現状とその差別構造を要約したうえで、偏見差別の社会構造を解消するための課題として、以下の3点を挙げています（104頁）。

第1は、ハンセン病に係る偏見差別が国の誤った「強制隔離政策」と「無らい県運動」によって作出されたものだということを明確に認識することの必要性です。

こうした政策の展開の下で、感染者を「ウイルスを伝播する者」（感染源）であり、社会にとって排除すべき存在であると国家が位置付けたことの誤りを明らかにしていくことが重要であることを指摘しています。

第2は、国が偏見差別の除去に最大限の努力をすると約束した「統一交渉団」との基本合意書を誠実に履行することの必要性です。

そのためには、どのような状況の実現を目指すのかという到達目標を明確にしたうえで、その実現に向けて、各省が、教育・啓発に全力をあげて取り組むべきであることを指摘しています。

第3は、ハンセン病に係る偏見差別は許されないとの社会的な規範を確立することの必要性です。

多くの差別文書の送付者が、自らの行為を正当化したり、自らの差別意識を認識していないという事実を重くみて、ハンセン病に特化した差別禁止法の制定や処罰規定を盛り込んだ包括的な差別禁止法の制定等の必要性を指摘しています。

ハンセン病家族訴訟、ホテル宿泊拒否事件の資料分析 WG 報告書（案）

目 次

緒言	1
1.「人生被害」を生きてきたハンセン病家族たち——ハンセン病家族訴訟原告「陳述書」等の分析	3
第1 「追悼式典」遺族代表挨拶	3
1 はじめに	3
(1) 2010 年度遺族代表挨拶	3
(2) 2011 年度遺族代表挨拶	5
(3) 2012 年度遺族代表挨拶	6
(4) 2013 年度遺族代表挨拶	7
(5) 2014 年度遺族代表挨拶	9
(6) 2015 年度遺族代表挨拶	11
(7) 2016 年度遺族代表挨拶	12
(8) 2017 年度遺族代表挨拶	14
(9) 2018 年度遺族代表挨拶	16
(10) 2019 年度遺族代表挨拶	18
(11) 2020 年度遺族代表挨拶	20
(12) 2021 年度遺族代表挨拶	22
(13) 2022 年度遺族代表挨拶	23
第2 家族原告らの「陳述書」等の解説	27
1 検討資料としての「陳述書」等	27
2～【作業中】陳述書引用箇所のパブリック性を家族訴訟原告に確認中	28
第3 ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析	73
1 データ	73
2 分析1(概念の記述統計)	73
3 分析2(概念の共起ネットワーク)	74
2.自己正当化に躍起の「差別文書」送付者たち——宿泊拒否事件に際しての差別文書の分析	79
第1 宿泊拒否事件に際して入所者に送付された差別文書の意味するもの	79
1 はじめに	79
(1) 宿泊拒否事件の経過	79
2 分析の対象とする文書の概要	80
(1) 分析対象の限定	80
(2) 文書の概要	80
3 今回の分析の目的と方法について	81
(1) 分析の目的	81
(2) 分析の方法について	81
第2 差別文書の背景事情について	82
1 はじめに	82

2 本件差別文書の時代的背景について.....	82
(1) 国賠訴訟熊本地裁判決から2年半後に発生した事件であること.....	82
(2) 国賠訴訟判決を受けて国の隔離政策が転換した後に発生した事件であること	82
3 宿泊拒否事件の経過と差別文書.....	83
(1) 宿泊拒否事件において恵楓園入所者は被害者であったこと	83
(2) 差別文書送付の契機とその特異性	83
第3 差別文書の内容における分類	85
1 はじめに	85
2 差別文書におけるハンセン病隔離政策評価の態様と特徴.....	85
(1) 差別文書におけるハンセン病観に関する態様と特徴	85
(2) 差別文書における隔離政策の評価の態様と特徴.....	86
(3) 差別文書における隔離政策による被害に対する認識の態様と特徴.....	87
3 差別文書における啓発活動に対する見解の態様と特徴	88
(1) 差別文書における啓発活動の評価の態様.....	88
(2) 差別文書における啓発活動評価の特徴と今後求められる課題	89
4 差別文書における非難の対象ごとの分類とその差別性	89
(1) 差別文書において非難されている対象ごとの分類と特徴	89
(2) 謝罪の受入れを拒否したことを非難する文書の差別性と克服のための課題	90
第4 宿泊拒否事件に際しての差別文書の計量テキスト分析.....	92
1 データ	92
2 分析1(概念の記述統計).....	92
3 分析2(概念の共起ネットワーク)	93
(1) 「見下し・嫌悪」「自粛強要」を合理化する「加害者への同情」.....	93
(2) 「他者化」を結節点とした「非生産性」「不当利益」.....	94
(3) 「経営論理」の欺瞞	94
4 まとめと議論.....	95
3. 偏見差別の解消に向けて必要とされる課題——差別被害の現状と差別意識の構造をふまえて	100
1 国の現状認識の問題性.....	100
2 家族原告らの「陳述書」等の分析——差別被害の実情.....	101
3 宿泊拒否事件に際しての「差別文書」の分析——差別意識の構造	102

緒言

2021(平成 3)年 7 月 31 日に発足した「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」の「有識者会議」では、このかん、2 つの重要検討課題に取り組んできた。

一つは、国の施策の現状と改善の方向の検討であり、厚生労働省ヒアリング WG、法務省ヒアリング WG、文部科学省ヒアリング WG を設置して、精力的に省庁ヒアリングを実施し、その結果をふまえて施策提言の方向性をまとめた「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討調査 中間報告書」を 2022(令和 4)年 7 月に提出した。

いま一つは、ハンセン病に係る偏見差別の今日的状況の検討であり、そのために、家族訴訟原告陳述書等分析 WG(以下、陳述書 WG)とホテル宿泊拒否事件資料分析 WG(以下、差別文書 WG)を設置して、作業を進めてきた。

具体的には、2022(平成 4)年 3 月 24 日に第 1 回の陳述書 WG を、翌 3 月 25 日に第 1 回の差別文書 WG を開催(会議はすべて Zoom によるミーティング)。この 2 つの資料分析 WG は、関与する委員の顔ぶれがほぼ重複していたので、第 2 回以降は合同で開催することとし、4 月 18 日の第 2 回 WG では、「有識者会議」委員でもある潮谷義子元熊本県知事からのヒアリングを実施。5 月 23 日の第 3 回 WG では、ハンセン病家族訴訟弁護団の久保井撰弁護士と大槻倫子弁護士からのヒアリングを実施。6 月 16 日の第 4 回 WG、7 月 14 日の第 5 回 WG での意見交換によって問題意識の明確化と共有化をはかり、自薦他薦による起草メンバー 5 名による分析作業、執筆作業を進めながら、WG 起草メンバー会議の第 1 回を 7 月 17 日に、第 2 回を 7 月 24 日に、第 3 回を 7 月 31 日に、第 4 回を 8 月 14 日に、第 5 回を 8 月 28 日に、第 6 回を 9 月 11 日に、第 7 回を 9 月 23 日に、第 8 回を 10 月 8 日に、第 9 回を 11 月 5 日に開催して、メンバー相互の議論を深めながら、本報告書の完成を期した。

これら 2 つの資料分析において、方法論的な特徴は、長年にわたるハンセン病問題の調査研究の蓄積による知見を踏まえた資料の解読と、「計量テキスト分析」という社会学分野における最新の研究法を併用したことである。このような分析手続きが、分析結果の妥当性、信頼性を高めることになったものと、われわれは確信している。

詳細は本報告書に譲るが、家族原告らの陳述書等の分析の結果得られた知見としては、①その被害の凄まじさ、②被害は「昔のこと、ではなく、結婚差別の問題に見られるように、残念ながら、その継続性、現在性は明らかであること、③「偏見差別を受ける地位に置かれた」ことによるさまざまな差別被害は、部落差別問題や在日コリアン問題など、他の社会的差別でも共通して見られる事象であるが、「家族関係形成阻害」と「秘密を抱えて生きざるを得ない被害」のありようは、ハンセン病問題に特有の被害と言わざるを得ない。

宿泊拒否事件に際して菊池恵楓園入所者自治会に送りつけられてきた差別文書の分析の結果得られた知見としては、①ハンセン病の病歴者に対する忌避排除の態度は、「見下し・嫌悪」と「自粛強要」の意識を核として成り立っていること、②差別文書の書き手たちは、そのような自らの差別意識の表出に際して、不当にも宿泊拒否の拳に出た「加害者への同情」の言説を持ち出すことで、自己正当化、自己合理化に躍起になっていたこと、③そのような自己正当化によって、差別者たちは自らの差別性に気づくことのない虚偽意識の状態にあること、であった。

国は、以上のような特徴をもつ社会的差別を、「強制隔離政策」と「無らい県運動」の展開によって作り出し

てしまったのであり、その偏見差別を除去すべき施策を、今度こそ、本格的なものとして取り組んでいかなければならない。

2023(令和5)年〇月

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会

副座長 福岡安則

1. 「人生被害」を生きてきたハンセン病家族たち ——ハンセン病家族訴訟原告「陳述書」等の分析

第1 「追悼式典」遺族代表挨拶

1 はじめに

ハンセン病の病歴者とその家族たちは、国の誤った政策、「癩／らい予防法」に裏付けされた「強制隔離政策」と「無らい県運動」によって、「偏見差別を受ける地位」に置かれ、2001(平成13)年の「違憲国賠訴訟」判決でも、2019(令和元)年の「家族訴訟」判決でも、その受けた被害は「人生被害」と言うほかないものであると判示された。

ここに、かれらの「人生被害」を克明に言い表した13編の文章がある。

毎年、原則として6月22日に厚労省の主催で執り行われてきた「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典での「遺族代表挨拶」である。遺族代表挨拶は、2010(平成22)年の追悼式典ではじめておこなわれ、2022(令和4)年までに11人のハンセン病家族によって13の挨拶がなされた。

しかるに、例年、式次第の最後に回されてきたこともあって、遺族であるハンセン病家族が涙ながらに語る「遺族代表挨拶」を、政府関係者や国会議員の参列者は、主催者である厚労大臣など僅かな人間をべつにして、ことごとく「用務のため退席」してしまって、耳を傾けないできた。このことについては、2022(令和4)年6月22日午後の厚労省内会議室での「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会に関する三省意見交換会」の席上でも、当事者サイドからきつい苦言が呈されている。あらためて、この機会に、本報告書に再録した「遺族代表挨拶」の家族の声を、心をこめて、耳を澄ませて、聴いてほしいものである。

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための取り組みは、被害当事者の訴え、生の声に耳を傾けるところから始められなければならない。

(1) 2010年度遺族代表挨拶¹

奥晴海

わたしは、奄美大島からまいりました奥晴海と申します。わたしの両親はともに奄美大島出身で、母は、戦前にハンセン病を発症し、鹿児島県の星塚敬愛園に収容されました。けれど戦争の混乱に乗じて脱走し、いっしょに逃げた父と籍を入れ、福岡県筑豊の炭鉱で暮らしているときにわたしが生まれました。両親の逃亡生活は長く続かず、昭和25年12月26日、夫婦ともに菊池恵楓園に収容されました。父はハンセン病ではなかったのですが、足の障害が出ていたので、「夫婦同体だ」といわれ、いやおうなく入所させられたそうです。4歳だったわたしは、両親から引き離され、未感染児童保育所である龍田寮に入れられ、昭和28年4月、保育所の敷地内

¹ 2010(平成22)年6月22日、東京都千代田区平河町の全国都市会館にて、厚生労働省の主催で「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典が挙行された。この式典は、じつは、前年の2009(平成21)年度が初回であったのだが、「追悼」式典と謳いながら、このときは「ハンセン病遺族・家族の会」である「れんげ草の会」にはなんの通知もなかった。式典が終わってからこれを知った遺族たちは怒り、弁護団を通じて厚労省に抗議した。かくして、第2回の2010(平成22)年度からは、式典の締め括りに「遺族代表挨拶」の時間が盛り込まれることになった。

この日、最後の挨拶に立った遺族代表の奥晴海(おく・はるみ)さんの挨拶が始まると、その場の雰囲気が一瞬にして引き締まった。そして、彼女が語りおえたとき、拍手の波が会場全体に広がった。なお、奥晴海さんは、2016(平成28)年に提訴された「ハンセン病家族訴訟」では原告番号「9番」として原告の一員となっている。

にあった分校に入学しました。ちょうど黒髪小学校事件がおきたところで、外の子どもたちから石を投げられたこと、分校の前に大人が集まってワァワァ騒いでいたことを覚えています。

翌年の夏休み、わたしは父に連れられて奄美大島に渡り、母の妹に預けられました。当時の奄美大島はアメリカから返還されたばかりで、わたしが預けられた集落は、電気もなく、夜は真っ暗でした。まわりを高い山に囲まれていて、まるですり鉢の底に落とされたようなかんじでした。そんなところに、父は、わたしをひとり置いて[涙ぐみながら]はつきり別れを告げることもなく、騙すようにして、いつのまにか恵楓園に帰っていました。奄美に来てはじめて、母方の祖母もまたハンセン病で奄美和光園に収容されていることを知りました。わたしが預けられた叔母は、母や祖母の病気のことで離婚させられ、ひとりで幼い子ども2人を育てていました。わたしはその叔母から幾度となくつらい仕打ちを受けました。寒い冬の空に、家の外に出され、樹の下から星を見上げて声をこらして泣いたこと。はしかにかかったとき、看病してくれる人もいず、ひとり高熱と身体のだるさにうなされながら「なぜ、母ちゃんは来てくれないんだろうか、と恨んだことなどを思い出します。小さい集落のこと、祖母と母の病気のことを知らない者はおらず、わたしは島の言葉で「ガシynchューヌ、クワンチャーヌ」、「病人の子ども」とあからさまに蔑まれて育ちました。

昭和32年1月29日、母が恵楓園から奄美和光園に移って来ました。前年の12月10日に恵楓園で亡くなった父と、筑豊で生まれてすぐに亡くなったわたしの弟と、小さい骨壺を2つ抱えての帰郷でした。2人のお骨が、父の姉のお墓に納められました。それから長期の休みのたびに、わたしは和光園に忍び込むようになりました。職員にみつかると追い返されるので、必ず裏道を通りました。朝早く、芋と味噌を入れたカゴを背負い、2時間船に乗って名瀬の港に着き、そこからさらに山越えをして、ケモノ道を通り、ハブや人さらいの姿に怯えながら、母恋しさに、和光園の火葬場近くに駆け下りました。職員の目を盗んで母に甘え、夜は狭い布団にもぐりこんで母といっしょに眠りました。わたしが安らげる場所こそしかなかった。中学校を卒業すると紬(つむぎ)織りの仕事につきましたが、そこでも「病気の子ども」といってはいじめられました。運命と諦め、歯をくいしばって生きてはきましたが、ときには「どうしてわたしだけがこんなに難儀するのか、と親を恨み、逃げ出したくなりました。

昭和57年、わたしはありのままのわたしを受け入れてくれる人と出会うことができ結婚をし、やっと田舎を離れることができました。母がわたしの家を訪ねたことは一度もありません。和光園の外に出ることじたい、ほとんどありませんでした。わたしが訪ねるたびに母は、申し訳なさそうに「いつまで通わずかねえ。自分が早く死んだら来なくてよくなるのにねえ」と言っていました。母は晩年、脳梗塞の発作を繰り返し、平成8年6月28日、息を引き取りました。亡くなるまでの2カ月間、わたしはずっと和光園に留まり、付き添っていました。和光園で行われた法要のあと、骨壺は引き取ってはいましたが、平成15年にお墓をつくって、父と母、そして弟のお骨を納めました。

両親と祖母のことを、わたしはずっと誰にも語ることなく、自分の胸にしまっただけでしたが、はじめて話したのは[平成13年の]熊本判決のあと、遺族提訴をしたときのことです。黒髪小学校事件のこと、龍田寮のこと。父親の自転車の荷台から見た恵楓園のヒノキ林のことを、問われるまま、記憶を手繰りよせて語るうちに、それまで夢の中のことのようにはっきりしなかったさまざまな思い出が甦ってきて、失った子ども時代を取り戻せました。過去と今がつながり、自分が何者か、ようやくわかったと思いました。同時に、これが10年か20年前にできていれば、わたしの人生はどんなに変わっていたらという後悔も募りました。

わたしは両親がいたにもかかわらず、「らい予防法」のために、孤児として生きなければなりません。日本にはわたしのようなハンセン孤児がたくさんいます。裁判をきっかけに、そんなハンセン孤児の幾人(いくびと)

かと知り合うことができました。いま、わたしたちは、「れんげ草の会」という遺族・家族の会をつくって年数回の集まりをもっています。このつながりは、わたしにとってかけがえのないものです。おなじ秘密と悩みを抱えて生きてきたハンセン孤児の前では、安心して語り、裸の思いをぶつけ合うことができます。それぞれ事情を抱え、ときには大喧嘩になることもあります。どんなに言い合ったあとでも、奥深いところでつながった友達であるという確信は揺らぐことはありません。けれど、こうしたつながりをもつことのできた人は、ほんとうにわずかで、大半のハンセン孤児はいまだに声を上げられず、つながりをもてず、自分の中に隠しもった秘密の重さに苦しんでいます。

6月22日が「追悼の日」と定められ、追悼式が行われることになったことを、わたしは昨年、ニュースではじめて知り、愕然としました。とりわけ、病気でもなかったのに収容されて、若くして命を失った父の無念を思うと、心が震えてどうしようもありませんでした。わたしは、いまもたびたび和光園を訪れます。和光園にかぎらず、園の納骨堂はどこも、つねに、たくさんの花や蝋燭、線香でまつられ、お参りする人も姿が絶えません。熊本判決ののちには大臣や副大臣も訪れてお参りをしています。けれど、わたしの両親をはじめ、家族が引き取ったお骨はどうでしょうか。限られた家族が人目を気にしながらお参りするだけ。多くは、それさえかなわずに荒れたままになっているのではないのでしょうか。国や県が反省し、追悼するというのなら、そのような一つひとつのお墓に向いてこそ、手を合わせ、謝罪すべきではないのでしょうか。そして、追悼式を開催するにあたって、隠れ潜み、顔を上げることのできない多くのハンセン孤児が、胸を張って参列できるような手立てこそが講じられるべきではないのでしょうか。きょう、わたしは、数知れないハンセン孤児を代表し、わたしたちがいまだに抱える被害、そして、とくに、別れを告げることのかなわなかった父への思いを込めて、ここに立たせていただきました。この追悼式が名前だけのものにとどまらず、真に、犠牲になった方々を追悼し、差別を解消する力をもつこととなることを強く願って、わたしの追悼の言葉とします。

(2) 2011年度遺族代表挨拶²

奥晴海

家族、遺族を代表し、ご挨拶をさせていただく奄美和光園の遺族の奥晴海です。

まずは、私の母や祖母を含め、「らい予防法」による苦難の中で亡くなった、多くの方々の御霊に、心より哀悼の意を表(ひょう)します。

昨年、私は、この式典で、「らい予防法」によって親とのつながりを奪われ、孤児となった私たちは、「ハンセン孤児」ともいうべき存在であること、裁判を通じて同じ境遇の人たちと巡り逢い、語り合うことによって過去を取り戻そうとしていることについて、お話しさせていただきました。私たちの絆は今日まで続き、本日もいくたりかのハンセン孤児が参列しています。

熊本判決の確定から10年を経た今年は、私たちにとっても節目の年です。親たちを、そして私たちを、徹底的に苦しめ、根底から傷つけた「らい予防法」の問題。それを、将来にどう伝えていくのか。和光園をはじめとするハンセン病療養所の将来をどうするのか。しっかり目を開けて、国が今、どう、臨もうとしているのか、何うために奄美大島から参りました。

東日本大震災の被害は、遠く奄美に住まう私たちの胸にも深く届いています。災厄の被害をもっとも大きく

² 2011(平成23)年には、厚労省前に「追悼の碑」が建てられ、除幕式を兼ねた式典も厚労省正面玄関脇の前庭に移された。前年までとは異なり、招待された者しか式典に参加できなくなった。この奥晴海さんの挨拶文は、ご本人からの読み上げ原稿の提供による。

こうむるのは、社会的弱者であることを、そして多数の弱い人たちの立ち上りを支えることがいかに大切なことかを、私たちはあらためて知りました。一刻も早い復興を心から願ってやみませんが、地に根ざした復興を支えるのは、そのとき社会の底辺にあり、もっとも弱い人たちを、力強く支える政治のあり方ではないでしょうか。

それは、貧しさや、差別の連鎖を断つ、力強い政治です。

私たちの親、そして私たちが被ってきた苦しみを、つぶさに追い、そこに学んでこそ、明日のための礎を築く営みは、始まるものと確信しています。

私たちは、一度振り上げ、空にかざしたこの拳を、けっして下ろしません。すべての、弱い立場にある者たちが、胸を張り、希望に満ちた明日を語ることでできる社会の実現をめざし、社会にいるすべての方々と、手をつなぎながら活動していくことを誓って、追悼の言葉とさせていただきます。

(3) 2012 年度遺族代表挨拶³

赤塚興一

鹿児島県奄美市から参りました赤塚興一と申します。本日、政府の主権によってこのような追悼式が開催され、小宮山〔洋子〕厚生労働大臣をはじめ関係者のみなさまがハンセン病に対する人権無視の差別偏見をなくしていくための固い決意をもってここに出席されていることに深い感銘を受けております。

わたくしの父は奄美和光園に 42 年間隔離されておりました。父は優れた農業技師でしたが、ハンセン病を発症し、奄美和光園に収容されました。わたしが小学校 3 年生、すぐ下の弟が小学校 2 年生の時でした。いちばん下は入学前でした。

わたしどもの自宅は、奄美和光園からわずか 2 キロの距離のところにおりました。父の入所は地域の者だれもが知っておりました。島ではハンセン病患者のことを「コジキ」と呼んでおりました。わたしたち兄弟は「コジキ」呼ばわりされておりました。人から嘲(あざけ)られ、なんでわたしたちがこんな目に遭わなければならないのかと、悔しい思いを何度も致しました。

わたくしは大好きだった父がしだいに疎ましくなってきました。わたくしは学校での成績があまり悪くはなく、父の自慢の息子であったと思います。その息子が父を疎ましく思っていることに、父が気づかないわけがありません。あの頃の父の気持ちを思うと、自分が情けなく、胸が張り裂けそうになります。

島での暗い子ども時代から逃れたくて、わたくしは一時、東京に出て働きました。その都会で、あるとき、映画「ベン・ハー」を観ました。ハンセン病に侵された家族の思いに涙があふれ、島に戻り、父と向かい合おうと思いました。そして奄美大島に職を得て、結婚をし、家庭をもちました。

父はときどき、園に許された日、あるいは脱走したりして戻ってくることがありました。父と向かい合おうと思って郷里に戻ったわたくしですが、ほんとに、もっと真剣に父に向かい合えばよかったんですが、どうしても、父が来ると、まわりの目が気になりました。父は一度自宅に来ると、居心地がいいのか、なかなか園に帰りたがりませんでした。そんなときわたくしは内心「早く園に帰ってくれ、と心の中では思っておりました。

たった 2 キロ先の和光園は、自由になんの憂いもなく堂々と行き来できる場所ではありませんでした。父は、わたしたち兄弟 3 人の結婚式には一度も参加しておりません。また、わたしたちからも必死になって参加させようとはしませんでした。

父は老いてからは盆と正月ぐらいにしか帰ってきませんでした。昼間に堂々と自分の家に帰ってきたこと

³ 2012(平成 24)年度遺族代表の赤塚興一さんは、「れんげ草の会」会長で、2016(平成 28)年からの家族訴訟では原告番号 2 番。

はなく、つねに人目を気づかって、日が暮れた頃にわたしたちが車でそうっと迎えに行っていました。わたしたち家族にとっては、この2キロがどんなに遠い距離に思えたことでしょう。

平成2年11月に父は亡くなりました。療養所内のみずぼらしい火葬場で灰にされました。当時、ハンセン病療養所の者は公的な火葬場を使うことが許されておりました。

父の死後、わたくしはもっと親身にしてやればよかった、もっと父の話を聞いてやればよかったと悔やまれることばかりでした。

1998年に国賠訴訟が始まり、最初は応援するつもりでいたのですが、遺族も提訴できると弁護士の先生方に言われ、わたくしは母や弟たちと一緒に原告になりました。2001年の熊本判決を聞いたとき、どんなに嬉しかったことでしょう。父が生きておれば、きっと躍り上がって喜んだことでしょう。ところが、その後、国は「遺族は賠償(あれ)しない、と言明し、遺族の裁判はさらに長く、8カ月ぐらい続いたでしょうか、長く続くことになりました。その裁判のなかで、わたくしは遺族の代表として、和解を勝ち取るために名乗りました。わたくしが遺族の代表となれたのは、当時、わたくしのほかに誰も顔と名前を出すことができなかったからです。

わたくしはこの裁判を通じて、多くの遺族と出会うことができました。どの人もさまざまな苦悩を抱え、深く傷ついていました。しかも、その苦悩を誰にも話すことができず、ハンセン病の家族であったことを秘密にして生き続けておりました。いま、わたしたちは、そういう遺族・家族の会として「れんげ草の会」という会を立ち上げて活動を続けております。わたくしはその会長をつとめております。

2001年の熊本判決後、政府におかれましては、さまざまな施策をおこなっておられますことには深い敬意を表します。しかしながら、社会のなかで隠れて生きなければならない遺族・家族の状況はなんら変わっておりません。「れんげ草の会」に出てこられる方々、まだまだ少数です。今後よりいっそう、政府が差別や偏見を解消するための取り組みを強化され、多くの人たちの心が癒されるように、安らかな社会になりますことを祈念申し上げます。わたくしの慰霊の言葉といたします。

遺族代表 れんげ草の会会長 赤塚興一

(4) 2013年度遺族代表挨拶⁴

宮里良子

「慰霊祭によせて」

わたしはあの日のことを忘れることはできません。あの日、わたしの前に大きな灰色のトラックが現れ、その荷台に母が乗せられていました。母はわたしの名を呼びながら、泣き叫んでいました。わたしも「かあちゃん、行かんでえ。行かんでえ」と泣き叫びながら、走り去るトラックを追いかけました。

わたしは4歳まで両親に育てられた、ハンセン病の患者の子どもです。両親はわたしを出産するため、鹿児島県の星塚敬愛園を逃走していたのです。

学童期は、年に2回は叔父または祖母が敬愛園に連れて行ってくれました。そして両親と机を挟んで面会させられました。4歳まで一緒に暮らすことができたのに、なんで引き裂かれ、このようなかたちでしか会えないのか不思議でした。

両親は、隔離のなかでわたしの将来を案じていました。偏見差別に耐えていってほしいと願い、看護婦になることを勧めました。わたしもそう考えて、中学校を卒業すると長島愛生園の准看護学校を受験したのです。と

⁴ 宮里良子(りょうこ)さんは、「れんげ草の会」会員で、2016(平成28)年からの家族訴訟では原告番号5番。

ころが、入学して間もない頃のことでした。2 人の先輩がそばにきて、「あんたが入学するとき、大変だったんだよ。教務の先生が、こんな子をこんなところに入学させるなんて、どうかと思うわ、と言っておられたよ」。さらに「あんたは、二十歳(はたち)ぐらいになったら自殺してるよ。ねえ、あんたもそう思わない？」わたしは返す言葉がなくて、「そうかもしれません」と応えました。これが看護婦をめざしている人の言葉なんだろう。この言葉が、わたしの深い傷になりました。

卒業と同時に、わたしのことを知る人のいない職場に就職しました。しかしある日、先輩から出身校について尋ねられ、うっかり「長島愛生園の看護学校です」と答えたとき、「もう、あんたにはハンセン病がうつっているよ」と言われました。そのときからわたしは、「両親は死んでいない、というふうに通そうと心に決め、以後 40 年以上の歳月を偽りのなかで生きてきました。

結婚する際も、夫になってくれた人には真実を話しました。でも、いざ結婚となると、「おれの家には黙っていてくれ」と言うので、それを守りきるのに必死でした。子どもにも話せませんでした。昭和 53 年 12 月の終わり、「チチ、キトク」の知らせを受け、「姉が危篤だ、と言って仕事を休み、敬愛園に駆けつけました。父はわたしの顔をじっと見て、「帰れ、帰れ」と言いました。それが最期の言葉でした。わたしはそのとき「[治療は]もう、いいがな」と言ってしまったのです。長びいたら、姑にどんな言い訳をしたらよいだろうかと、なかばパニックになっていたのです。

葬儀を終えて帰宅したとき、姑には「姉は回復した」と嘘の報告をしました。しかし、夜になると、わたしは父を殺したという後悔にさいなまれ、布団にもぐって、幾晩も泣き明かしました。

それからは、母には父と同じような最期を迎えさせたくないと考えようになりました。そのためには、偽りの生活をやめなければならない。離婚するしかない、この機会に。昭和 58 年、子どもたちには両親のことを打ち明けました。子どもたちは、親を大事にしなかったことに憤り、母に会いに行きたいと言ってくれました。その言葉に背中を押され、離婚に踏み切ることができました。

離婚して、なにより嬉しかったのは、母との電話です。誰に憚ることもなく、大声で語り合う時間は、母とわたしの絆を強め、苦しいときを支え合うことができました。予防法が廃止された平成 8 年には、母親を故郷に連れて帰ることもできました。母は平成 12 年に亡くなりました。晩年は、腎不全や心筋梗塞など、幾度となく大病を患い、最後は肝臓ガンと診断されました。

母の病状を知らされるたびに、わたしは休みを取って駆けつけ、何日も付き添うこともありました。そのために、[勤務先の]病院には嘘をつかなければなりません。長島の准看護婦時代、看護学院と、そして看護婦として働くようになってから、そういう先輩から投げつけられた心ない言葉が、わたしの胸に深く刺さったままでした。両親がハンセン病であったこと、いまも療養所にいることだけは、けっして知られてはならない。嘘をついて生きているわたしは、ほんとに綱渡りをしているようでした。

母の最期は、母の部屋で、母と二人で迎えたい。それがわたしの最大の望みでした。職場で頻繁に長の休みを取り続けていたわたしは、いよいよというとき、長期の休みをとることはできず、結局は、母の病気で最期の日を迎えることになりました。

母の死についても、わたしは偽りを演じなければなりません。わたしの働いていた職場では、職員の一親等の親族が死亡した場合は身近な同僚が葬儀に参列する慣わしになっていたのです。わたしは、もう[葬儀は]すんだと報告することで、同僚の参列をまぬがれたのです。

偽りの生活を余儀なくされているのは、わたしだけではありません。ハンセン病患者を身内にもった者は、例外なく、嘘を強いられています。これが強制隔離政策がもたらした偏見差別の恐ろしさです。両親がわたしの

幸せを願い、そこには偏見差別はないだろうと勧めてくれた医療従事者の世界。わたしにとってその世界は、事実を隠す以外に生きていけない世界でした。退職するまでひとときも心が休まることはありませんでした。だからこそ、わたしは手記[『生まれてはならない子として』2011年]を書きました。……そして、なによりも、医療従事者にむけて、わたしの経験を話したかったのです。

手記を書きながら、わたしは深く知ったことがあります。それは試練を与えてくれた人が、この手記を書かせてくれたと思えるようになったことでした。わたしのなかには、まだ、深い深い傷があります。けれど、その傷があるからこそ、わたしだけが伝えられることがあると思うのです。ある医療従事者の友人に、思いきってすべてを話したことがありました。その人は、わかってくただけではなく、「あなたはお父さんとお母さんに大きな使命をもらって生まれてきたんだね」って言ってくれました。みずから医療従事者として、ハンセン病だった両親のことを隠し続けたわたしだからこそ、わたしが経験してきた事実を伝える使命がある。そう思い直して、わたしはここに立っています。(このあとの結びの言葉の部分、残念ながら、雨音が強く、聞き取れず。)⁵

平成 25 年 6 月 21 日 遺族代表 宮里良子

(5) 2014 年度遺族代表挨拶⁶

黄光男

「背負わされた罪」

尼崎から来ましたファンと言います。いま、碑の前に、わたしの亡くなりました父と母の遺影を持ってきましたので、ちょっと置かしてもらいました。

みなさんは、この追悼の碑の前で、何を報告され、そして何を誓ったのでしょうか？「らい予防法」という間違った法律のために、こんな家族があったんだというお話をいまからいたします。

わたしの父は、1920 年、当時は日本の植民地であった朝鮮半島で生まれ、14 歳のときに、[1922 年生まれの]母は 16 歳のときに、この日本へ渡ってきました。

わたしは 1955 年、昭和 30 年に、大阪府吹田市で生まれました。そのときの家族は父と母、そして 10 歳上の姉と 5 歳上の姉の 5 人家族でした。祖父や祖母、オジやオバたちは、みんな朝鮮へ帰っていました。

母はわたしを産んだときにはすでにハンセン病に罹っていたようで、大阪府の職員から執拗に入所勧奨を受けていました。しかし、父は家族を守るため[母の]入所を拒否していたようです。それでも入所せざるをえなくなったのは、家族が通っていた銭湯で、ある日突然、入浴を拒否された事件があったからです。父は、オンボロ長屋に自分で風呂を造ろうとまで考えたそうですが、それもできずに、愛生園行きを決断した、というより、決断させられたと言えます。

母と同じくハンセン病に罹った 5 歳上の姉と一緒に[母は]1956 年、昭和 31 年の 12 月、わたしが 1 歳のときに長島愛生園へ入所しました。父と 10 歳上の姉は吹田市に戻り、わたしは乳飲み子だったために岡山市内の育児院に預けられました。1 歳のわたしには一切記憶がありませんが、岡山市内で抱いていたわが子を大阪府の職員に引き離されたとき、母は気が狂ったように泣き叫んだといっています。

そして 1 年後、父と姉が愛生園に見舞いに行ったとき、父と姉もハンセン病に罹ったと診断され、そのまま入

⁵ 2012(平成 24)年度と13(平成 25)年度の厚労省前庭での追悼式典は、ふりしきる強い雨のなか、テントを張っての挙行であった。

⁶ 黄光男(ファン・グァンナム)さんは、「れんげ草の会」会員。2016(平成 28)年からの家族訴訟では原告番号7番。家族原告団副団長。

所することになり、父と母、そして姉 2 人の 4 人が愛生園に入所しました。5 人家族のうち 4 人もハンセン病に罹るとは……。こんなことがあるのでしょうか？

1964 年、昭和 39 年、8 年間の入園生活を終え、父の努力により家族 5 人は尼崎市内に社会復帰することができました。しかし、育児院に預けられたわたしには、父と母と姉たちと過ごした記憶がなく、このときはじめて出会ったのが父や母、そして姉たちだったのです。そのときわたしは 9 歳、小学校 3 年生。この微妙な年齢が幸いしたのでしょうか。その後、父や母、姉たちとも、わだかまりなく過ごすことができました。毎年夏に家族 5 人で愛生園へ遊びに行きました。しかし、こののどかな島が何なのかは、小学生のわたしには理解することができませんでした。

ある日、母とふたりきりになったとき、「なんの病気？」と尋ねました。すると、母は声をひそめて「らい病」と言いました。口に手を添えて言うその仕種で、この病気の名は他人には絶対言ってはいけないものと思わせるのに十分でした。小学校、中学校、高校生活のなかで[わたしは]どんなに親しい友達にも、自分の両親がハンセン病であったということは話しませんでした。高校を卒業し、そして市役所に入所しました。在日朝鮮人が市役所に就職できたことは、当時としては全国でもはじめてのことで、両親はこの就職をたいへん喜びました。もちろん、[わたしは]職場の人にもハンセン病を語ることはしませんでした。

27 歳のとき、同じ[在日]朝鮮人の女性と結婚しました。彼女にも自分の親のことは話しませんでした。しかし、結婚して 3 年目、妻から親の態度がおかしいと追及されました。妻は、わたしが子どものころ岡山で養護施設に預けられていたという話までは聞いていたのですが、家族がそろって話す会話のなかで、なにか抜けていると感じていたそうです。また、孫もできて、息子は自慢の公務員になって、こんな幸せな家族はないと見えるのに、母はいつも「長生きしてもしゃあない」とか「生きとつてもしゃあない」などと、妻に悲観的に語っていたそうです。それで妻はわたしに「お母さんは、なんで、そんななん？」と問い詰めたのです。仕方なくと言っていいでしょう、妻にすべてを話しました。妻はこれを聞いてはじめて、母の思いが理解できたと言っていました。その後、母は妻とふたりきりになったとき、わたしが 1 歳で離ればなれになったときのことを泣きながら話し、妻も泣きながらその話を聞いたそうです。その後、孫たちを連れて長島愛生園へ行くこともしました。

しかし、この家族にはまだ語っていない事実がありました。

母にはハンセン病特有の後遺症がかすかにありましたが、父には、そして 10 歳上の姉にはその痕跡はありませんでした。ほんとうに父と姉はハンセン病に罹っていたのか？ わたしは小学校のころから、ひとつの疑問としてずっと抱いていました。しかし、面と向かってそれを聞くことはできませんでした。

母は 81 歳、2003 年、平成 15 年に、父は 91 歳、2011 年、平成 23 年に亡くなりました。どちらもマンションからの飛び下り自殺でした。ふたりとも老人性鬱病になっていましたから、それが原因なのかな、と思っていました。

1956 年当時、母たちが愛生園に入所する際、ずいぶんお世話になった方がいました。いまも愛生園に入所されていますが、その方とお話する機会がありました。2008 年の 2 月、いまから 6 年前のことです。わたしはその方になんの気なしに質問したのです。「父はどうして愛生園に入所したんでしょうか？」するとその方は、「お父さんから聞いていないの？」と逆に質問され、[わたしは]「聞いていません」としか答えられませんでした。すると、その方は次のような事実をお話ししてくれました。

母と下の姉が入所してから 1 年後、父と上の姉が愛生園に見舞いに来たときに、母は別の男性と暮らしていたのです。それを見た父は逆上して、その場にあった包丁でその男性を刺したというのです。その男性は一命をとりとめましたが、父は牛窓〔警察〕署に留置させられました。このまま裁判の判決を受けて刑を受けるところ

ですが、この方が嘆願書を書いて、園内のほとんどの人からの署名を得て、その嘆願書のとおり釈放され、しかし、そのまま園外で暮らすということはできずに、園内で夫婦一緒に、また上の姉も同じく入園したといひます。

これですべての謎が解けました。しかし、あまりにも衝撃的な話です。こんな話を両親は息子にできるでしょうか？ 母は夫を裏切って、別の男性と暮らしたという罪を犯して、父はその男性を刺して、殺人未遂という罪を犯して。このときから両親はふたりとも、大きな罪を背負ったまま暮らし始めることになったと言えます。このどうしようもない、そして、逃れようもない事実が、ふたりの心をずっと苦しめたのだと思います。そして、息子や娘たちになにも話さないまま、みずからの生命を絶つことで、その苦しきから逃れたのではないかと思えてなりません。

いま、わたしの両親に慰霊の言葉を語るなら、どのような言葉があるでしょうか？ わたしはこう言いたいと思います。

もういいよ。なにも苦しむことはないよ。息子たちは、あなたたちを罪人(つみびと)とは思っていません。あなたたちを罪人に追いやったのは、「らい予防法」という国の法律がそうさせたのだよ、と。罪を負うべきは、この法律を作った人たちなのだよ、と。

お父さん、お母さん、あなたたちになんの罪もありません。

そんなふうな言葉を、わたしの両親に、この慰霊碑の前で語ってやってください。

(6) 2015 年度遺族代表挨拶⁷

奥晴海

奄美大島から来ました奥晴海です。わたしがこの場所に立つのは 3 回目になります。以前、わたしは菊池恵楓園で死亡した父と、菊池恵楓園から奄美和光園に転園し、そこで死亡した母の話をしました。

わたしは 4 歳のときに、両親から引き離され、熊本の龍田寮という施設に預けられました。ちょうどわたしが小学校に上がる頃に、龍田寮をめぐる黒髪小学校事件がありました。PTA の人たちが「ハンセン病患者の子どもは学校に来るな」と言って運動を起こし、大騒ぎになりました。父は、わたしをこの事件に巻き込みたくなく、わたしを奄美大島の親戚に預けました。わたしはそのときに、親に捨てられたと感じました。

わたしはハンセン病の〔国賠〕裁判があったあと、他の家族の人たちと一緒に「れんげ草の会」という家族の会を立ち上げました。一緒に活動するなかで菊池恵楓園にも何度も行くようになりました。父は、わたしが小学校 4 年生の頃に菊池恵楓園で亡くなりました。その頃の父を知っている入所者の人の話を聞くこともできました。父は亡くなる前に、〔涙ぐみながら〕「奄美に娘を置いているから、このままでは死ねない」と言って泣いていたそうです。あらためてわたしは、わたしを思ってくれていた父の心情に触れた思いがしました。

ハンセン病隔離政策によって断ち切られた家族の絆を、いま、わたしたちはそんなかたちで、ようやく繋ぎあわせてきています。わたしたちの苦労をどれだけの人が、どれだけわかってきているのだろうかと思うことが多くなりました。〔国賠〕裁判のときは、わたしたちは遺族として扱われただけでした。わたしたち自身が受けた被害は問題にされませんでした。

⁷ 奥晴海さんは、遺族代表として 3 度目の登壇。なお、この2015(平成 27)年度からは、厚労省前庭の「追悼の碑」に主だった参加者が献花をした後、厚労省二階の講堂で式典が催される形式となり、多くの一般市民も参加可能となった。

わたしは両親の遺骨を受け取りました。熊本裁判のあとに大臣が療養所に謝罪に来られたときも、自宅にあるわたしの両親の遺骨にはなんの謝罪もありませんでした。わたしはいつそのこと、遺骨を療養所に戻そうかなとも思います。そうすれば、国も最後まで両親の遺骨を守ってくれるのではないかとさえ思うのです。

同じように、わたしたち家族の被害に対して、なんの謝罪もありません。昨年 11 月、退所者のみなさんの念願だった退所者給与金の遺族年金化が実現しました。退所者のみなさんと一緒に活動していたわたしたちにとっても、それはうれしいことでした。しかし、これが実現した理由に、対象となる配偶者の方が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情を考慮して、ということがあったと聞きました。それは、家族の被った労苦を評価していただいたことになると思います。そうであれば、わたしたち、子どもの受けた被害については、どう考えておられるのだろうかと思わずにはいられませんでした。

国連では 2010 年の 12 月に総会で「ハンセン病差別撤廃決議」が採択されました。このなかには、家族も被害者であるということが、ちゃんと書かれています。日本はこの決議の提案国だったと聞いています。しかし、日本の政府は一度も家族のことを取り上げたことはありません。今年の 1 月に日本で「THINK NOW ハンセン病——グローバル・アピール 2015」という国際的な会議があって、そこにも家族の問題が取り上げられ、これには安倍首相も出席されたそうですが、安倍首相の挨拶では家族のことはなにも触れられませんでした。国は、国際的には家族の被害も問題になっていることをわかっておられるのに、国内では一言も触れないことに残念な思いが募って仕方ありません。

家族の多くは、親やオジオバがハンセン病療養所に隔離されたことで多くの辛酸をなめ、それでも差別を恐れて、ハンセン病とのかかわりを隠し通して生きてきました。わたしたちの「れんげ草の会」でさえも、表に出ることを恐れて参加できない家族がたくさんいます。この追悼という場所に堂々と出てくることのできる家族は、ほんの少ししかおりません。

わたしは、もし生まれ変わることができるならば、今度は両親そろった家庭に生まれ、両親からの愛情をふんだんに受けて、「行ってきまーす」と言って学校に通えるような、そんな家庭で育ちたい。そんな人生を送りたいです。

わたしたちは、このわたしたちの家族の被害を少しでも多くの人にわかってもらいたいという気持ちで、黒坂愛衣先生の家族についての本の出版に最大限協力をしてきました。今年 5 月、ようやく『ハンセン病家族たちの物語』という本を出版することができました。ぜひ、これを政府のみなさんや国会議員の先生方にも読んでいただきたいと思います。

わたしはできあがったこの本をイの一番に両親に報告しました。最期までわたしのことを気にかけてくれた両親もきっと喜んでくれていると思います。亡くなった入所者や退所者、非入所者のみなさんが最期まで気にかけていた家族への配慮が国の政策でも取り上げられることが、亡くなった方への供養となると思います。これからも家族の被害も忘れられることがなく取り上げていただけるように願って、わたしの挨拶を終わります。

(7) 2016 年度遺族代表挨拶⁸

原田信子

岡山県から来ました原田信子と言います。追悼式には毎年来ていましたが、こうして父のことを人前で話すのは初めてです。これまでは人前で話をするなど考えられなかったのですが、わたしもう 70 歳を越して、

⁸ 2016(平成 28)年度には、家族訴訟が始まっていた。原田信子さんは、「れんげ草の会」会員で、原告番号 6 番。

人生が残り少なくなってきました。このまま黙って死にたくないと思うようになりました。

わたしは北海道で生まれました。父は青森の松丘保養園に連れて行かれました。わたしが 8 歳のときでした。保健所の人があどどつと何人か家に来て、父を連れて行き、そのあと、[家の]中が真っ白になるまで消毒をされました。それからというもの、近所の人からは白い目で見られるし、学校では「病気がうつる」と言われるし、そのうち母は[勤め先を]クビになりました。母は何度もわたしに「死のう、死のう」と言いました。

園に何度か父に会いに行きました。父はわたしに触れようとはしませんでした。父なりにわたしに病気をうつしてはいけないと思っていたのだと思います。いまならその気持ちはわかります。が、その当時のわたしはなにもわからなかったので、泣きました。

療養所に行くと、おとなの人たちがみんなかわいがってくれました。[食べ物]をくれたり、抱っこをしてくれたり、療養所の子どもたちと一緒に遊んだり、やさしくしてもらいました。療養所には学校もあって、そこでわたしもポツンといるようになって、苛められることはありませんから、わたしもその学校に行きたいと、ほんとは思っていました。

わたしも大きくなって、ハンセン病のことや差別のことがだんだんわかってきました。父が療養所にいることは誰にも言えない秘密になっていきました。

17 歳のときに結婚しました。貧しかったし、早く安定して暮らしたかったのかもしれませんが。夫になった人には最初から真実を話しました。最初はわかってくれると思っていましたが、だんだん、お酒を飲んで暴力を振るうようになりました。そんなとき、父の病気があるのに、おまえを嫁にもらった、というようなことを言われました。

そういうことが重なると、だんだんわたしも、そのせいでわたしが苦勞するという気持ちになりました。父が悪いわけでもなんでもないのに、父を恨むようになっていきました。面会に行っても、[言い]争いをしたり、辛くあたったりしました。父も辛かったろうと思います。わたしは、でも、そう思っていました。

父は 2001 年の冬、熊本の国賠訴訟のことを聞くこともなく亡くなりました。わたしたち家族を苦しめた強制隔離政策が間違っていたという判決を、父にも聞かせてあげたかったと思います。

その後、わたしはハンセン病の家族の会、「れんげ草の会」に入って、活動するようになりました。ここだけは父のことを隠さず、自由に話し合える場所でした。「れんげ草の会」は唯一、わたしの心が安らぐところでした。けれども、わたしはずうっと思っていました。わたしの父のように病気だった人たちには国は謝ってくれたのに、さんざん苦勞して生きてきたわたしたちにはどうして謝ってくれないんだろう。

去年、わたしたちは『ハンセン病家族たちの物語』という本を出しました。わたしは本名を名乗ることを決意しました。もう、隠したくない。堂々と生きていきたい。そして、父の無念を語り続けていきたい。「れんげ草の会」の仲間が存在が、わたしに勇気をくれました。今日、わたしがこの場に立つことができました。

わたしは今日、わたしの[思いを]、父に聞いてもらいたい。今年、わたしたちの、家族の裁判が始まります。すると、ほんとうにびっくりするようにたくさんの人たちが、一斉に[原告に]名乗ってきました。ああ、みんな、長いあいだ、苦しい思いを胸に秘めて生きてきたんだあと感じました。

いま、父に呼びかけたいと思います。

お父さん、やさしくしてあげれなくて、ごめんなさい。でも、お父さんのことは、けっして、忘れません。一生棒に振ったお父さんの無念さも忘れません。わたしは、お父さんに起きたことを語り続けます。もう、なにも恐れませんが。わたしは、いま、身につけたわたし自身の強さを信じて、精一杯生きていきます。どうぞ、わたしたちを見守ってください。

どうもありがとうございました。

(8) 2017年度遺族代表挨拶⁹

林力

ご存じのように、この国のらい政策は、明治40年、1907年に公布されました「癩予防ニ関スル件」で始まっております。それは患者を一定の空間に閉じ込めて、終生、世の中に出さないという、世界に類のない残酷なものであります。当時は有効な医学的処置、投薬があるわけでもありませんでしたが、1947年、特効薬プロミンの治療が開始されたのちも、隔離政策は続きます。

そして、隔離された者は世人の目に見えないところで、断種墮胎などの人権侵害が終わりませんでした。そのうえ、一度入所すると死ぬまで退所することは実質的にできず、その面においては刑務所以上の残酷な仕打ちでございました。この、入所規定はあっても退所規定のない法律の施行は、じつに90年にも及んだのであります。

こうした国の隔離政策、強制収容の政策は、一片の教育的補完もないなかで、国民のなかに根強くあった「らい」への予断と偏見をさらに深めることになりました。この誤った認識は、1996年の「らい予防法」廃止からすでに20年以上を経過した今日においてもなお克服されたとは言えない現状にございます。

ちなみに、わたくしの父親は1937年、昭和12年の9月2日に鹿児島県肝属郡大始良村字星塚、現在の鹿屋市にございますが、に開設された国立療養所星塚敬愛園に収容をされました。この年は、無らい県運動が始まった年であります。子どものわたしにはなにも見えておりませんでした。おそらくは、甘言から、なんらかの、かつ強力な入所勧奨があったことはまず間違いないと認識をしております。

その敬愛園に出発する日、父は仏壇に最後の礼拝をしたのち、玄関口に立って、三度ほどわたしの名前を呼びます。「チカラ。チカラ。行くぞ。見送らんのか」と呼びました。わたくしは別れが悲しくて、便所のなかに隠れて泣いていました。ややたって、玄関に走り出しましたときには、すでに父の姿は遠く、野辺のむこうにございました。ゆがみ始めた風貌を隠すために、夏の暑いのに、中折れ帽子を目深くかぶる。傷めた足を引きずりながら、小さな風呂敷包みを、これまた歪んだ手に提げておりました。肩を落として歩く後ろ姿がだんだん遠くなっていった光景は、いまなおわたくしの目に焼きついて、離れることがございません。

数日して、長い手紙がまいりました。「博多にいるときは、ずいぶん周りの人に気兼ねをした。だが、ここに来てみると同病の人ばかり。みんな歪んだ手足や歪んだ風貌の人ばかりで、なんとなく安堵している。そして、星塚という地名のように、夜は星がとともきれいなところ。どうぞ安心してくれ」という手紙を母が読んで聞かせました。

その手紙が来ると同時刻のなかに、わたしは九大病院の皮膚科に伯父に連れて行かれました。なぜかいちばん最後に残されて、全科の、皮膚科の医者だけではなく、当時の言葉で言えば看護婦さん、すべての人々が、小学6年生の男の子を素っ裸にして、それを取り巻き、後ろには椅子を持ってきて上から俯瞰していました。皮膚科の科長さんと思われる方が前に出て、わたくしのからだをグッと針で刺していきます。ずいぶん細かな検診でございました。やがて、部長先生がまわりに対して「この子は感染していないね。なにも心配していない」と言ってくれました。わたくしは、それから伯父に連れられて家に帰るあいだに、東公園という公園があるのですが、そこをなにかスキップを跳びながら、飛んで帰った覚えがなお鮮明でございます。

⁹ 林力先生は、家族訴訟原告団団長。原告番号1番。

その後、何度か手紙を父は寄越していましたが、子どもにはともかくそれはむつかしくて読めないような字で、しかも、こういうかたちで付けペンをここに挿して書くわけですから、とても読みづらいものでございました。

あるとき、父は特別の園長の許可を得て、これは園長先生から、まあまあ優秀な患者——「優秀な患者、というのがどういうものであったか存じませんが、そういうふう認定された者が特別に1泊2泊の郷里へ帰ることを許すという、制度であったのか、園長の計らいであったのか、そのことを得て博多にやってきました。会いたい父がやってきたという思いも一方にはありますけども、歪んだ風貌、傷めた手足の父親が近隣の人の目に触れないかということのその恐れが精一杯でございました。したがって、母やわたしも父には結果的に冷たい仕打ちをしてしまったと思います。帰った父から「もう二度とおまえたちのところには帰らないから、安心してくれ」という手紙がまいりました。現実には、それからは二度と博多には足を運ばず、死んでしまいました。

父は星塚敬愛園で患者総代などをしておりましたが、園の自治に、まあ携わっていたわけですが、でも、戦後はなにを思ったのか、浄財を集めて、園内に浄土真宗の大きな寺院を建立いたしまして、その庫裡で、念仏三昧の生活のなかで、1962年の2月11日という霜のひどい日に、ただ一人、その庫裡で、孤死、一人で死にました。68歳。死因は脳溢血。——ハンセン病、らいで死ぬという人はいないんですね。ここにおられる方は、もし間違ってお考えをおもちであれば、どうぞ、おもち変えてください。ハンセン病で死ぬということはない。余病でみんな亡くなっていく。父は脳溢血で死にました。

父は生前から「何があっても、どんなことがあっても、父を語るな」「父がこの病に罹っていることを絶対に人に話すな。人に知られるな」と、もう、くどいように手紙に書いてきました。じっさい、はじめて好きになった人の周辺から刑事がわたくしのうちに来て、3時間にわたって父親のことを問い質した翌日から、その人はそっぽを向いてしまいます。そして、翌年の4月には転勤をしてしまいました。

その後、わたくしは、まあ、生涯、教員生活をするわけですが、偶然にも、被差別部落の人たちが、大正11年3月3日に立ち上がったときの「水平社宣言」に出逢います。そのなかに「エタである事を誇り得る日が来た」と書いてある。「エタである事を誇り得る日が来た」。このことがすっかりわたしを捕らえました。とうとう、父の必死の遺言、言い付けを破り、わたくしは「癩者の息子として」ということを本に書き、宣言し、かつ、人々に話し続けて今日に至りました。

でも、それは他人に強要することのできないことでありました。圧倒的多数の家族の人びとが、いまなお、らい患者の家族であることを隠さざるをえない状況の、差別の現実のなかに生きていることを認識しなければならないのだと思います。

身内にハンセン病患者をもち、有形無形の人権侵害を受けた仲間の中で、声をあげることができた少数の人たちが、ようやくにして2016年2月に立ち上がりました。熊本の地方裁判所に「ハンセン病家族訴訟」という歴史的な行動を起こしました。

わたしは、先に逝かれた多くのハンセン病の方々がかきっと喜んで、わたしたちを見守ってくださると思いますが、なんといっても、相手は強大な国家権力であるわけですから、この闘いは容易でないことは承知しております。わたしたちは、二度とこのような非人間的な過ちを犯すことがないように、多くの方々、無念のなかに逝かれた多くの方々とともに、この国の前途に揺るぎない人権の旗を立てることを切望し、闘い続ける覚悟をいたしております。

どうぞ、わたしたちの闘いをお見守りください。

稀に見ない人権侵害の歴史を生きぬいてきた多くの方々のご支援なくして、わたしたちの勝利はないものと思っております。

あらためて、無念のなかに逝かれた多くの方々の御霊の安らかなことを祈り、わたしたちのこのような決意をお告げをして、勝利のご報告ができるまで、広く国民の支持を求めながら闘い続けることをお約束したいと思えます。

2017年6月22日 ハンセン病家族国家賠償訴訟原告団団長 林力

(9) 2018年度遺族代表挨拶¹⁰

家族原告番号 10 番

おはようございます。

わたしの両親は、わたしが生まれる前、沖縄愛楽園に入所していました。そこでわたしの姉をもうけましたが、亡くなったそうです。両親はわたしが無事に生まれることができるように、園の友達の手を借りて愛楽園を抜け出し、わたしと妹をもうけました。

わたしの唯一の父の記憶は3歳になろうとするある日、両親と生まれて半年の妹と一緒に、最初で最後になる家族写真を撮ったときのものです。写真スタジオではしゃいでいるわたしを、ズボン姿で追っかけてくる大人の男性、写真を撮るときにわたしの傍らに立っていたズボン姿の大人の男、それがわたしのなかの唯一の父の姿です。

家族写真を撮った2カ月後、父は愛楽園に再入所し、その1カ月後、突然帰らぬ人となりました。死亡前夜「おなかが痛い、痛い」と激しく唸っていたそうです。翌朝、小さくうずくまった格好で死んでいたそうです。そのときの父は26歳でした。[声を詰まらせながら]若すぎる死で、再入所させられることなく、自宅で暮らしていたら避けられた死だったかもしれないと、いまでも考えざるをえません。父の遺体を見ることかなわなかった母は、父がいまでも生きている気がすると、ときどきポツリと話します。

父亡き後、母とわたしと妹は母の実家で、祖母と母のきょうだいと一緒に暮らしました。幼い頃、わたしは母とスキンシップをした記憶がありません。手を繋いだり、抱っこをしてもらったりしたことも記憶はありません。母は当時、ハンセン病は接触感染する怖い病気だと思っており、わたしにうつさないようにするために、スキンシップを避けていたのだと思います。

父をすでに失っているわたしと妹は、わたしが小学校3年の頃、母との生活までも失うことになりました。母は、わたしたちを祖母のところに残して沖縄本島的那覇へ出稼ぎに行くようになったのです。いま思うと、自分がハンセン病元患者であることを理由にわたしたちが周りからイジメられないように、自ら実家を離れ、隠れたのだと思います。母のいない生活はとても寂しく、夏休みに妹と一緒に那覇に行くのが楽しみでなりません。母と過ごした夏休みの思い出は楽しいものばかりです。

しかし、父方の実家に遊びに行ったときに、食事の後、わたしたちの家族の食器だけが沸騰消毒されたということがありました。そのときだけは、母になにかピリピリしたときが漂い、子どもながら自分たちだけキタナイものとして扱われていることがわかりました。それ以来、母は父方の実家には行かなくなりました。この出来事は、夏休みの悲しい思い出です。

ハンセン病元患者を親にもつわたしは、学校や地域での差別偏見に晒されました。小学5、6年のころ、授業で担任の先生が「ある人が寒くて寒くてしょうがなかったから、ハンセン病の人の上着を借りて着たことがある。それだけで病気がうつってしまった。君たちはどんなに寒くてもハンセン病の人の服を着ていけないよ」という

¹⁰ 2018(平成30)年度の遺族代表は、当日は本名を名乗って挨拶をしたが、ここでは本人と相談のうえ匿名とした。

話をしました。狭い地域なので担任の先生は、母がハンセン病患者だと知っていたと思います。クラスメートに、わたしと遊んではいけないよと忠告したのだと思います。友達がわたしの家に遊びに来ることは一度もありませんでした。友達の親たちに、「あの子の家に遊びに行っではいけない」と、きつく、きつく言われていたと思います。

母はわが子がこうした偏見に少しでも遭わないようにと、いつも思っていたのでしょう。母が那覇に出たあと、2、3カ月に一度、便りがありました。手紙の最後には毎回、「この手紙を読んだあとは燃やしてください」と書かれていました。わたしが母と手紙のやりとりしているのが周囲に知られ、手紙からわたしもハンセン病に感染していると差別されないようにとの配慮だったと思います。けど、わたしは好きな母からの手紙は燃やしたくなく、こっそり大事に持っていました。

中学1年の頃、わたしにできた湿疹を祖母がハンセン病だと勘違いしたことをきっかけに、初めて両親がハンセン病の患者であったことを聞かされました。「ハンセン病はウツル病気、怖い病気。患者には近づかないほうがいい」と学校で教えられていたわたしは混乱し、わたし自身もハンセン病に罹ったかもしれないと思い、恐怖に襲われたものです。

高校3年の頃、一緒に暮らしていた身内の者から「居候のくせに。クンチャー」と罵(のの)しられました。クンチャー、とは沖縄の方言で、とてもキタナイものを意味しますが、ハンセン病患者のことを指す言葉でもあります。とても悔しく、部屋を飛び出し、近くの海に飛び込み、海中で大声で泣き叫びました。このまま死んでしまいたいと思いましたが、死ねませんでした。両親がいない寂しさ、周囲からの差別偏見に対するやりきれなさ、父と母が傍らにいてくれたらこんなことにはならなかったのにという強い悲しみ。それまで我慢していたいろいろな気持ちが一気に爆発し、涙が止まりませんでした。

そのあと、日をおかず、わたしは親族から逃げるように、一人で暮らし始めました。妹も疎まれていて、母の実家を出て、母の妹と一緒に生活するようになりました。わたしと妹は仲がよく、それまでずっと一緒でした。母のハンセン病という病に対する差別と偏見のせいで、わたしたちは自立する前に離れ離れになってしまいました。

わたしの結婚にも差別と偏見がついてまわりました。最初に結婚した妻と離婚した際、その母親から「あなたの母親はハンセン病だから離婚すると思っていたよ」と言われました。結婚するときから、母の病気のことで嫌っていたのだと思い知らされました。そのあと、いまの妻と再婚しましたが、わたしの両親のことを知っている妻の実家からは反対され、逃げるようにして一緒になりました。いまでも義理の父と会うことはありません。

このように、わたしたち母子(ははこ)は、ハンセン病とその患者に対する差別と偏見に翻弄され、世の中で息をひそめるように生きてきました。わたしが母と病気のことを初めて話すことができたのは、ハンセン病国賠訴訟で勝訴判決が出て間もなくのころです。母はわたしを自分の部屋に呼び、「じつは、わたしはハンセン病患者だったよ」と深刻な顔をして話しました。裁判で、自分の病気は簡単には感染しない病気であること、国の隔離政策が間違っていたことが認められたため、わたしに話してくれたと思います。深刻な様子で話す母の姿を見て、いままで元ハンセン病患者であることを打ち明けられずにいたことが、ほんとうに辛かったことがわかりました。その場にいると泣きだしてしまいそうで、わたしは「そんなこと、前から知っているよ」と、笑いながら、茶化すように言うことしかできませんでした。自分の部屋に戻った後、母が打ち明けてくれたことが嬉しく、やっと母の胸のつかえ棒が取れたのだと思い、自然と涙したのを覚えています。

母が自分の病気を隠したように[声を詰まらせながら]わたしも長いあいだ、両親の病気を隠していましたが、いまから6年前、当時の職場の同僚に、「れんげ草の会」の総会に熊本に行くことを告げました。裁判も

あり、十数年、時が過ぎていたので、話せばわかってくれると思い、ハンセン病の元患者の家族の会の話をしました。しかし、彼はわたしがハンセン病は遺伝しないことを伝えても、「ハンセン病はウツル、遺伝もするよ」と、まったく聞く耳を持ちませんでした。裁判で正されたはずなのに、まだ偏見や差別の根が深いことを思い知らされました。まもなく、わたしは職場でハンセン病元患者の家族だと陰口を叩かれるようになり、居たたまれず退職せざるを得ませんでした。

差別と偏見に翻弄されてるわたしに、娘の〇〇が勇気をくれました。〇〇が高校 2 年のとき、姉妹で愛楽園にいる、いつもかわいがってくれる母の友達、春子おばさんに面会に行ったときのことで。おばさんから、入所者、ハンセン病患者さんの強制墮胎のことを教えてもらい、娘は、アッと息が止まるほどショックを受けたそうです。娘はこう思ったそうです。もし、祖父母が愛楽園から抜け出さなかったら、父であるわたしが生まれなかった。そして、自分も生まれなかったと考え、自分がこの世にいること自体が一つの奇跡、と思ったそうです。

娘は、高校の弁論大会で、自分が生まれたことが奇跡という話をし、県の弁論大会で最優秀賞をもらい、全国大会にも出場しました。わたしは弁論大会でハンセン病のことを話したことにより、世間の娘に対する仕打ちの怖さもありましたが、娘の弁論を後押ししてよかったと思っています。娘が堂々と弁論したことを誇りに思うと同時に、自分の両親がハンセン氏病だったということを隠し、逃げるように生活したことを思い直すようになりました。

隠れてはいけない。世の中にハンセン病のことを知ってもらうために、自分にもなにかできることはないかと思うようになりました。そして、いままで自分が苦しんできた差別や偏見を、国に対して訴えることが、世の中に対してハンセン病のことを知ってもらう一つの手段になるのではないかと思います。

最後に、お父さん、お母さん、名もなき子どもたち、そして、多くの亡くなられた患者の方々へ、残されたわたしたち遺族は、みなさん一人ひとりの命の重さを胸に抱き続けながら、この世から言われなき偏見と差別がなくなるその日まで、この歩みを止めることはありません。どうぞ見守ってください。

遺族代表 れんげ草の会 ○○○○

(10) 2019 年度遺族代表挨拶¹¹

家族原告番号 54 番

わたしは四国の〇〇県で生まれ育ちました。わたしの父は、わたしが小学 6 年のときに香川県の大島青松園に強制収容されました。わたしが学校に行ってるあいだの出来事、自宅は家の中も外も真っ白に消毒されたそうです。小さな部落、人口 1,500 人の山村でありましたので、父の収容と消毒のことは、あっと言う間に、近所に、村じゅうに知れ渡りました。

この日を境に、わたしは近所でいつも一緒に遊んでいた友達から除け者にされるようになりました。道の向こうから見下(みくだ)すような嫌な感じで、わたしのいる家のほうを指差している姿が、いまも脳裏に焼きついております。学校でも同じでした。一緒に遊んでいた同級生、友達から除け者にされ、「おまえの親父は〔悪い〕病気だ」といった言葉も投げつけられました。みんなからの冷たい態度やイジメに、とても辛い思いをしました。

その後、逃げるように、中学 2 年の頃に、別の地域に引っ越しました。それからは、父の存在をひたすら隠し続けました。わたしには弟が 2 人いますが、弟たちもまったく同じでした。学校でも就職先でも、「親父はおらん。

¹¹ 2019(令和元)年 6 月 21 日(金)、厚労省の講堂で举行されたこの日の「追悼式典」は、1 週間後の 6 月 28 日には熊本地裁での「ハンセン病家族訴訟」の判決が控えた緊迫した雰囲気の中にあつた。前日の 6 月 20 日も、原告団、弁護団、支援者たちによる国会要請行動がおこなわれていた。

死んだ」で、ずうっと通しました。

10 代後半の頃、再就職しようと、国家公務員の試験を受けました。[「刑務官」の採用試験でした。]学科試験に通り、二次の面接に進みました。面接に進んだ他(た)の人よりも学科の成績は良かったそうです。ところが、面接官に父の病気を突っ込まれ、誤魔化しきれずに、父が「らい、であるとしやべるといふか、打ち明けてしまいました。それを聞いた面接官 3 人の方々は、額を寄せ合い、ひそひそ話をしておりました。それを見まして、もうアカン、と思いました。やはり、不採用でした。

それ以降、父の病気のことは、さらに、他人に、友人に、知人に、絶対に言えない秘密になりました。父の病気のせいで差別され、なんでこんなに嫌われる病気になったのかと、父を恨んだこともありました。

妻と結婚するときにも、父の病気は秘密にしていました。長女が生まれ、3 歳になった頃、父に妻を会わせたい、孫の顔を見せたいと強く思うようになり、思い切って、妻と娘を大島青松園へ連れて行きました。幸いにも、妻は父を受け入れてくれました。父も初孫を抱くことができ、とても嬉しそうでした。

この頃になって、ようやくわたしは父の気持ちをいくらか理解できるようになったように思います。もし自分が父の立場だったら、どんな気持ちだろう。[声を詰まらせながら]家族と引き離され、子どもたちの成長を見守ることも許されず、どんなに辛かっただろうと考えただけで、涙が溢れました。思えば、父に会いに行った帰りは、父はいつも棧橋まで見送ってくれました。船が棧橋から離れても、船が見えなくなるまでずうっと見送る父の姿を見て、[涙ぐみながら]家族と一緒に生活したいのだろうと、胸が痛めつけられる思いでした。

わたしは昭和 60 年にいまの自宅を建てました。父の、家族と一緒に暮らしたいという思いが痛いほどわかっておりましたので、二世帯住宅にし、そして平成に入り、母だけでなく、父も引き取って、一緒に暮らすようになりました。以後、父には晩年を自宅で過ごしてもらいました。でも、一緒に暮らすようになって、父の病気が周囲に知られることは絶対にあってはならないことでした。父も母も、同じ気持ちだったと思います。父は近所付き合いをすることは一切ありませんでした。自宅を訪ねてくる人に姿を見られることを嫌い、二階に籠もったままでした。そして、父は大島[青松園]に籍を置いたままでした。病気になると、家から車で 1 時間半ほどかけて高松[の港]まで行き、船で大島青松園まで連れて行く日々でした。

平成 17 年 10 月、父は調子を崩して大島に戻り、それからわずか 2 週間ほどで亡くなりました。最期まで周囲の人たちには父の病気を隠し通しました。正直、ホッとしました。これで、ようやく「らい、と縁が切れるという複雑な気持ちでしたが、他方で、これからも死ぬまで、この背負わされた荷物、宿命を背負っていかなければならない、一生隠さなければならないと、いまも強く思っております。

このような場で名前も明かさず、撮影もお断りして、話をするのは失礼にあたると思います。申し訳ないという気持ちでおります。でも、どうしても、偏見や差別を恐れる気持ちが拭えないのです。

わたしは、いま、93 歳になる母親と弟 2 人の、家族 4 人でハンセン病家族の裁判に参加しています。母は女手一つでわたしたち兄弟を育てあげてくれました。泣き言一つ言わず、いつも笑顔でやさしい母でしたが、わたし以上にほんとうに苦勞してきたと思います。母が生きているあいだに勝訴判決を確定させ、国に謝罪してもらいたいと心から願っております。そして、この社会が偏見差別に脅えることなく生きられる社会へと、少しずつでも変わっていくよう、わたしは裁判をつうじて出会った家族の仲間たちとともに、これからも闘っていく決意でございます。

2019(令和元)年 6 月 21 日 遺族代表

(11) 2020 年度遺族代表挨拶¹²

家族訴訟原告 190 番

わたしが生まれたとき、父はすでにハンセン病の後遺症がありました。ですから、わたしは、すでに偏見と差別のなかで生きていくことが当たり前のように決められていました。学校へ行っても、先生や生徒たちと話すことも休み時間に遊ぶこともありませんでした。わたしが話しかけても、誰もが言葉を交わすこともなく、教育者である先生ですら、わたしに声をかけることはありませんでした。生徒たちのなかで、先頭に立ってわたしを無視していたのは、教育者の娘です。

近所付き合いもほとんどなく、たまに近所の人を訪ねてくるときは、父への頼み事をするときでした。父はとても器用な人で、不自由な手で、無償でいろんなことをやってあげていました。しかし、わたしたちが近所からされたことは、わたしにはひどく悲しい仕打ちしか記憶に残っていません。それは、家で飼っていた白いかわいい犬が、家の裏の木に首から吊され、棒で叩かれ、血だらけで、真っ白な犬が真っ赤に染まり殺されていました。あるときは、家族が留守にしている合間に家に火をつけて燃やした痕さえありました。

このころわたしは、なぜ、これほど、人は無抵抗な人間に非情になれるのか、ひっそりと生きているわたしたちになんの罪があるのか、なんども自身に問いかけました。しかし、いま思えば、普通の方々も、国から間違った政策を教えられ、家族を守るため、大切な誰かを守るために、国に従い、わたしたちを排除する行動を取ってしまったのだと思います。

わたしのなかで唯一、人として認められる場所は、家族のいる家だけでした。しかし、家にも、いつも父の顔を窺わなければいけません。父は 20 代の頃にハンセン病を発症しましたが、それまでは町で父を慕う人も多く、とても人気者だったようです。そんな父からすべてを奪い取ったのが、国の誤った政策でした。そんなとき、ただ 1 人、父のそばにいたのが、まだ結婚もしていなかった母です。母はいろいろな人から、結婚しないように勧められ、「結婚したら、あなたも子どももハンセン病になりますよ」と言われたようです。しかし母は、自分なりに考え、この病気はけっして怖い病気でもウツル病気でもない。母は、すべての人を敵に回しても、自分が証明してみせると誓ったそうです。

父と一緒に母も、当たり前のように、すべてをなくしました。母の家系は、あの、西郷隆盛さんが〔沖永良部島に〕島流しに遭った際、命をかけてサポートした土持政照(つちもちまさてる)の子孫です。そんな由緒のある家柄を捨て、親兄弟親戚友達、自分が生まれ育ったふるさとさえなくしました。彼女はたった 1 人で信念をもち、命をかけて国の愚かな誤った政策に立ち向かったのです。そして、国は一瞬にして若い二人の人生を奪ったのです。それも間違った判断と政策で。ほんとうに父と母は悔しかったと思います。

ある日、母は数十年ぶりにふるさとへ帰り、自分の母親に偶然にバスの中で会ったそうです。そのとき、母はうれしく、思わず、「おかあさん」と声を掛けたそうです。しかし、毎日恋しくてたまらなかった「おかあさん」と声をかけた人の返事は、「わたしには娘はいませんよ」とだけ言われたそうです。〔涙ぐみながら〕母はどれだけ悲しみに包まれ、どれだけの涙を流したのでしょうか。そして、数十年ぶりに愛するわが子を「わが子」と声にだし、抱きしめることもできなかったわたしの祖母は、どれだけ苦しかったのでしょうか。これが、国の誤った政策で引き離された家族の真実です。

父は、病気のこと、自分がどんな悔しい思いをしたか、話すことはありませんでした。きっと、最後のプライド

¹² コロナ禍のため、2020(令和 2)年度の追悼式典は 10 月 29 日(木)に延期。参加人数制限、一般者お断りとなり、代わりに YouTube でライブ配信された。感染対策のため、屋内ではなく屋外が望ましいとされたからか、献花から式辞、来賓挨拶、遺族挨拶が終わる 1 時間半弱の式典全体が、「追悼の碑」のある厚労省の前庭で催された。

だったのでしょ。だから、日々自分のなかでイライラした気持ちを、家族に当たるしかなかったのだと思います。

わたしが高校生になり、はじめて友達もできました。わたしは、こんな世界もあるのかとはじめて知りました。ふつうに友達と話し、笑ったり。みなさんにとってはほんとうに当たり前のことかもしれませんが、わたしにとっては差別も偏見もない場所は初めてだったのです。わたしの父のことを知らない友達。しかし、けして父の病気のこと、いままでどんな環境で生きてきたか、友達に話すことはありませんでした。話してしまうと、また暗闇に戻り、すべてをなくすことが怖かったのです。

ある日、帰宅時間が遅くなったとき、父の怒りが頂点になり、庭に大きな穴を掘り、わたしのすべての物を燃やしてしまいました。残ったのは、そのとき着ている洋服だけでした。しかし、わたしは、父を嫌ったことも、恨んだこともありません。母がいつもわたしたちに言っていたことがあります。「いまの父の姿は、ほんとうの姿ではなく、病気のせいで、国の間違った政策で、性格までも変えられてしまったのだ。だから、せめて、家族だけでも理解をしてあげなければいけない。父の病気は、国や世間の人という怖い病気でもウツル病気でもない。だから、あなたたちは堂々としていなさい」と。ほんとうに、わたしは父と母から愛情をたくさんもらいました。母の凜(りん)とした姿を糧とし、父の膝の上で遊び、曲がった父の手のひらで頭や背中を撫でてくれました。

そんな父も、63歳という若さで亡くなりました。最後は末期の大腸がんでした。父は最後まで園内の病院に行こうとしませんでした。そこは、父にとって、人として生きることのできない場所だったからだと思います。そのときの父の気持ちを思うと、父にとって、その場所がどれだけ嫌な場所だったか、わたしはなぜ、父がいちばん嫌な場所で最期を迎えさせてしまったか、悔やんでも悔やみきれません。

父の無念、また、父と同じように国の理不尽な政策で悔しさを無念を残してこの世を去ってしまった方々は、いま、この世をどう見ているでしょうか。繰り返される歴史のなかで、差別や偏見はいまだにはびこっています。過ちを改めざる、これを過ちと言う。

差別や偏見はなくなることはないでしょう。しかし、最小限にすることは可能です。いままで国はいろんな施策に取り組んできたと思いますが、結果、どうでしょうか？ いまだにわたしは、顔も名前も出せずにいます。

わたしは、すべてに対して、教育が大事だと思います。わたしが言う教育とは、教科書でも薄っぺらなペーパーに載っている文字でもありません。正しい心と精神を持ち合わせた人間形成です。経験も知識もない人たちが教育したら、子どもたちは誤った知識をもってしまいます。わたしたちに寄り添った知識や言葉で語るとき、子どもたちにはかけがえのない教育になるでしょう。魂ある言葉は、心に響きます。薄っぺらな文字は、一度見て灰になるでしょう。わたしはどうしたら自分が幸せになれるのかではなく、どうしたら、この日本にいる自分を幸せに思えるか、そう、いつも、考えます。

わたしは、きょうも、あしたも、きっと父に会いたいです。曲がった固い手の掌(てのひら)で、また頭を撫でてもらいたい。もし、人として生まれかわることができるなら、わたしはもう一度、父の子どもでいさせてもらいたいです。

わたしがいま、こうして、みなさんの前でお話するのは、無念だった父の悔しさ、無情にも国の誤った政策で人生を奪われた方々の、現実に起きた悲しい物語を、一人でも多くの方に知ってもらいたい。なによりも、この行動が、父の子であるわたしの証し、わたしの使命だと思っています。

わたしは、国ができなかった、当事者に寄り添った正しい啓発活動をやっていきたくと思います。どうか、みなさま、いまでも、声をあげるることのできない方々や、差別や偏見に苦しみながら同じこの地上に生きている方々が、たくさんいることを忘れないでください。ここにいらっしゃる方々は、とても立派な方々だと思います。わたしがきょう語った一片(いっぺん)でも頭の片隅にあるならば、行動を起こしてください。きっと、きょうまでより、

1 年後、2 年後、3 年後、結果は出てきます。そのときこそ、きっと、無念で亡くなられた方々の名誉回復が始まると思います。

改革なくして変化なし。

ありがとうございました。

(12) 2021 年度遺族代表挨拶¹³

家族訴訟原告 21 番

遺族を代表して挨拶をさせていただきます。

わたしの父は、わたしが 1 歳の頃、ハンセン病が再発して、東北地方の療養所に再入所しました。

父はハンセン病の後遺症で自由の利かない手を使って療養所の近くに家を建て、わたしと母を住ませ、自分も月のうち 1 週間ほどは家に帰っていました。幼い頃のわたしにとっての父は、手が不自由なのに立派な家を作る父であり、誇りでした。

ところが、わたしが小学校に入学して間もなく、父の病気を理由に同級生たちから避けられるようになり、そのうち物を隠されたり、氷の張った池に突き落とされたり、というようなイジメに遭うようになりました。泣きながら家に帰るたびに、母が小学校に文句を言いに行ってくれましたが、先生たちは誰一人として力になってくれませんでした。

そんな生活を続けるなかで、父が母に対して暴力をふるうようになっていったこともありました。わたしの父に対する気持ちは大きく変わっていきました。わたしは父に対して、`なんで、おれを産んだんだ、`なんで、おれや母ちゃんを呼んで 3 人で一緒に暮らそうとしたんだ、という不満をもつようになったのです。

母はわたしが小学校 5 年生のときに脳梗塞で倒れ、中学校 2 年生のときには寝たきりになって、わたしが 18 歳のときに亡くなりました。母の死後、わたしはいよいよ父のことが許せないという強い気持ちをもつようになりました。けっきょく、わたしは平成 29 年に父が亡くなるまで、父に対して一切やさしく接することができませんでした。

わたしは最近、わたし自身が受けた偏見や差別に関する体験とともに父のことを学生さんや市民の方々の前で話をするようになりました。長いあいだ赦すことができず、忘れようとすらしていた父のことを他人に話すにあたって、どう思い出したらいいのか、自分のなかでまだ整理がついていません。それでも、父のことを話すためには、父と向き合わなければならないと思い、はじめて父の話をしたときには、父の写真をポケットに忍ばせていました。じつは今日も、わたしの胸の〔ポケットの〕中に父はいます。〔感極まってしばし発語できず〕すみません……。はじめて父の話をしたときは、ほんとに、どうやって話をしているかわからず、父の写真を握りしめ、話をするようになりました。でも、父に対して `この世に産んでくれてありがとう、` という気持ちがだんだん湧くようになってきました。でも、自分でも、なにがなんだかわかりません。父に対する気持ちが少しずつ変わってきているんだろうというふうに、自分で自分に言い聞かせています。

家族訴訟でも明らかになったように、ハンセン病の元患者の家族の多くは、ハンセン病に対する偏見や差別のせいで家族関係が壊れてしまいました。この関係を修復することは、ほんとうに困難です。まして、わたしのように関係を修復すべき人が亡くなってしまった遺族は、たとえ自分のなかで気持ちに変化してきたとしても、家族関係を修復することはできないのです。

¹³ 2021(令和 3)年度の追悼式典も、11月30日に延期され、前年度と同じ条件のもとで挙行された。

そんなわたしたちがなによりも求めていることは、世の中にはびこる偏見や差別をなくしていくことだということです。ハンセン病に対する偏見や差別の歴史を反省材料とし、二度とわたしたちのような思いをする人がでることのない社会になることが唯一、家族関係を切り裂かれたわたしたち遺族の悲しみを癒し、亡くなった元患者の方たちを慰霊し、ハンセン病にかかわったすべての人びとの名誉を回復することにつながると思っています。

わたしの目から見ると、国が偏見や差別を解消するために本腰を入れているようには到底思えません。新型コロナウイルス関連の偏見差別に関する報道などを見ていると、ハンセン病に関する一連の過ちから、なにも学んでないのではないかと、というところか、悪い方向にむかっていっているのではないかとすら思えます。

偏見や差別を解消することが簡単なことではないことは重々承知していますが、それでもなお、遺族を代表し、国をあげて目に見えるかたちで偏見や差別をなくすための施策に本腰を入れていただくようお願いして、わたしの挨拶とさせていただきます。

令和3年11月30日 遺族代表

(13) 2022年度遺族代表挨拶¹⁴

黄光男

みなさん、こんにちは。わたしは、いま紹介されました副団長の黄光男(ファングァンナム)といます。林さんは、いま福岡におられて、97歳というご高齢で、今年誕生日きたら98歳と聞いてます。ここへ、ほんとうは来たい、来たいと言ってたんですけど、今日も来れなかったということで、挨拶文(てがみ)をです、ね、いただいて。たった2枚ですけど、ひじょうに心のこもった、内容の重たい文章になってますので、ぜひ、しっかり聞いていただきたいと思えます。

今年も、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」が巡ってきました。

「らい予防法」は、世界に類を見ない隔離法として90年におよびこの国に存在し続けました。それは、退所規定のない「終生絶対隔離」でありました。夫婦が、親と子が、引き離され、家族は崩壊してしまいました。

隔離された者は人生を諦め、自らののちを絶つ人も多くいました。計り知れない程の人々が無念の中、この世を去って逝ったのです。

そして、残された家族は、ひたすらその事実を隠し続けました。そうしなければ生きていけない苛烈な差別が、この日本社会の隅々に至るまで根付いていたからです。それは今も続いています。

国の方針、号令の下、教育界、法曹界、医療も、福祉も、宗教界も、疑いもなくこの「終生絶対隔離」を支持しました。その結果、国民は、誤った認識の下、加害者となったのです。

教育はこの出先機関でありました。罹患した子どもたちを容赦なく学校から排除し、家族である子どもたちは黙殺され続けました。教師自らが、まさに差別を是認したのです。

教育は、この人権侵害の歴史を、明らかに曝(さら)け出し、いのちの尊厳を踏み潰した愚かな人間の過ちを、どうか、どうか、子どもたちに伝えていただきたい。

それは、子どもたちが、これからの人生を生きる上で、また、これからの日本社会を創造する上で、最も

¹⁴ 2022(令和4)年度は、コロナ感染の波が東の間引いていて、本来の6月22日に追悼式典が挙行されたが、一般市民の参加は認められなかった。

貴重な学びとなるに違いありません。そして、過ちを認め、正すことが、人としてどれほど大切なことかを子どもたちに教えてください。

あまりにも遅かった予防法の廃止ですが、あれから既に四半世紀が過ぎました。果たして社会は変わったのでしょうか？……

この追悼が、行われていることを知っている人はどれほどいるのでしょうか。そして、この日が、なぜ存在するのかを知る人はどれほどいるのでしょうか。

国は、無らい県運動に匹敵する、差別撤廃運動を起こす覚悟は、おありでしょうか？ 染みついた偏見差別を根絶する施策は講じられているのでしょうか？

私は、1974 年出版の自著で〔ハンセン病を罹患した〕父〔がいること〕を公表し、以降 48 年間、父への慙愧を抱えながら、このハンセン病差別の愚を訴え続けてきました。

しかし、もう 98 歳になろうかとする今、国の変化、社会の変化を見届けることはできないであろうと思います。

残念でなりません。

この、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」が、形骸化した行政的弁明の証に終わることなく、真のハンセン病問題の克服への確かな一歩となることを心から希求し、ご挨拶とさせていただきます。

2022 年 6 月 22 日 ハンセン病家族訴訟原告団長 林力

家族訴訟原告番号 169 番

国が謝罪を繰り返すことを求めることが、わたしの追悼です。

わたしは家族訴訟に原告として参加しました。原告番号は「169 番」です。現在、関東に住んでいます。父と兄がハンセン病病歴者でした。

父は九州のある県の職員をしていたのですが、ハンセン病を発病したことから、退職し、生まれ故郷へ戻って、親子 5 人で暮らしておりました。男ばかりの 5 人兄弟の長男であった父は、最初に生まれた女の子であるわたしを大変かわいがってくれました。実家の蜜柑山に散歩に連れていってもらい、軒先の李(すもも)、柿をとってくれたことを覚えています。

母によると、わたしはいつも父の後ろを付いて歩いていたそうです。その父がわたしが 5 歳のとき強制収容されました。全国で無らい県運動が強く進められていた時期でした。その日、友達の家から〔自分の〕家に帰る途中で人だかりを見つけました。その人だかりの先には、大きなバスのような車、ジープを見つけました。その車のいちばん後ろで、後ろを振り返る父を見つけました。わたしは誰かに止められるまで、泣きながら、必死に追いかけてきました。父が去った後、家じゅうを真っ白に消毒されました。そのときに怖さを感じたことを覚えています。わたしは父の身に何かあったことだと思いました。

その後はしばらく、父方の祖父の家で過ごしました。小学校 2 年になったばかりのとき、今度は、4 学年上の兄が、突然、家からいなくなりました。母は兄がいなくなって、ガックリ気落ちしていることがわかりました。母はわたし 1 人を母方の祖母に預け、資格を取るため故郷を離れました。当時、妹も母方のオバに預けられており、わたしは父が収容された町で、一人で祖母方から学校に通っていました。兄がいなくなった後、学校でイジメを受けるようになりました。「おまえも、らい病だろ！ おまえも、そこへ行け！」と言われたのです。わたしは、気が強いほうだったので、「寄るな」と言われると寄っていき、「触るな」と言われると逆に身体を触ったりもしました。

でも、父も兄も母も妹もいません。住んでいた祖母方では、父や兄のことは話しませんでしたし、学校でのイジメのことも話せませんでした。わたしはイジメに耐えきれなくなって、担任の先生に助けを求めました。ところが先生は、わたしの顔も見ずに、下を向いたまま、「しかたがないでしょ。ほんとうのことだから」「それで、あなたは、いつまで、ここに来るの」と言ったのです。クラスが一瞬、シーンとなり、周囲に気まずい雰囲気が流れたことは覚えています、その後のことはまったく覚えていません。

そのとき以来、父の病気のこと、ハンセン病のことは、けっして人には話さない、話してはいけないと心に決めて生きてきました。

母が職業学校から戻ってきて、母とわたしと妹の3人で暮らすようになりました。3人で療養所にいる父に、よく会いに行きました。小さな子どもたちは珍しかったので、入所者の方々は、わたしたちを大変かわいがってくれました。妹と二人で入所者の布団に潜り込む競争などをして遊んでいました。こんなふうでしたので、ハンセン病や病歴者の方を怖いと思ったことは、これまで一度もありません。

無理をしたせいでしょうか、母がしばらく入院したことがあります。そのとき、妹と二人だけで、他人の家の一間を間借りして暮らしたこともありました。二人は10歳と8歳になったばかりでした。母は職業学校を出たあと、経験を積むために、いろいろところで働きながら、わたしたちを育ててくれました。親子3人で借りた狭い部屋に父が療養所から訪ねてくることが、たびたびありました。部屋の外で人の声がすると、父は押入れに隠れたりしていました。あるときわたしは大家さんから、「女子ども所帯に男の人が訪ねてくるね」と、嫌々な言われ方をされ、これに対しわたしは「男の人が訪ねてはいけないという契約になっているのですか」と訊(き)いたのです。そのとき大家さんは「こんな小学生、見たことない」と言われました。わたしは「父が療養所から抜け出して訪ねてくる」とは言えなかったのです。でも、いま振り返ってみると、なんと生意気な、かわいくない小学生だと、恥ずかしくなります。

兄も父も同じ療養所におりましたが、兄を含めての家族団欒はなかったと記憶しております。その兄が長島の療養所の高校入学を機に故郷を離れる日に、気丈な母が涙を流しながら仕事をしていることを思い出します。

母は、ハンセン病が怖いという社会の偏見に染まらず、わたしたち姉妹を療養所に連れていってくれました。わたしもハンセン病を怖いと思ったことはありません。でも、小学校の先生に言われたことから、けっして、人にハンセン病のことは話してはいけないと思うようになったことも事実です。また、父方の祖母がわたしに「故郷にいてはいけない」と言われたこともあり、大学で東京へ出ました。以来、関東に住んでいます。

父は療養所で暮らしながらも、わたしたち家族を大事にしました。母も手に職をつけ、自立しながらも、父をととても頼りにしておりました。母が57歳のとき、病気が再発し、病状が悪化したので、わたしと兄で関東の病院に引き取りました。母はずっと父が来るのを待っていました。父が来て、面会を終え、「また明日ね」と病室を出て、数十分後に母は「もう頑張れない」と言って、息をひきとりました。

父は国賠訴訟の判決後、療養所を退所して、社会に暮らしたあとに亡くなりました。

兄は長島の高校を卒業し、大学を出たあと、結婚して、社会で暮らしながら、何度か療養所に〔再〕入所しました。入所の繰り返しは、療養所以外のハンセン病の治療を受けられなかったからです。そのたびに、父と母と同じように、夫婦が別れて暮らさなければなりません。その兄も去年の秋、亡くなりました。

わたしは家族訴訟判決後に、三省協議に基づき設置された「〔ハンセン病に係る偏見差別の解消のための〕施策検討会」の「当事者市民部会」に委員として参加しております。わたしの父と兄がハンセン病病歴者であったことは、家族はみな理解してくれており、〔家族のあいだでは〕隠すことなく生活できています。でも、だからと

いって、わたし自身は、実名を名乗ること、顔を出すこと、カミングアウトすることはできないのです。

ハンセン病に対する偏見差別の現状は、国の間違った「らい予防法」、「無らい県運動」、「強制隔離政策」によって生み出されたものです。しかし、国の間違った政策により被害者を生み出したことを理解している国民はわずかです。国が偏見差別解消のために「無らい県運動」の倍、いいえ、何十倍ものエネルギーを費やしていただきたいと考えます。なによりも、社会の偏見差別の不安を解消できず、引き裂かれた病歴者の家族のために、^①怖い病気、に仕立て上げたことの過ちを、何度でも謝罪してほしいのです。わたしはそのために今日、ここに立ちました。

2022年6月22日 遺族代表 家族原告169番

第2 家族原告らの「陳述書」等の解説

——被害の深刻さと被害の継続性・現在性

1 検討資料としての「陳述書」等

ハンセン病に係る偏見差別によって、社会のなかで暮らすハンセン病の病歴者の家族たち(以下、ハンセン病家族)が受けてきた被害実態を明らかにするため、施策検討会では、ハンセン病家族訴訟(以下、家族訴訟)における原告ら(以下、家族原告)の陳述書および原告本人尋問調書(以下、陳述書等)を検討対象として分析を行った。

家族訴訟の法的・歴史的な前提として、ハンセン病の病歴者らによる「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」(以下、国賠訴訟)がある。1998(平成10)年7月31日に熊本地裁への第1次提訴がなされたあと、東京地裁および岡山地裁にも病歴者らによる提訴が広がった。2001(平成13)年5月11日に熊本地裁は原告勝訴の判決を出し、これが確定判決となった。1996(平成8)年まで続いた「らい予防法」および隔離政策が、人権侵害であり日本国憲法違反であったことが認定された。

家族訴訟は、「らい予防法」および隔離政策について、ハンセン病の病歴者だけでなくその家族にも被害が及ぶものであったとして、ハンセン病家族らが国に謝罪と賠償を求めたものである。2016(平成28)年2月15日、第1陣の家族原告59名が熊本地裁に提訴をし、同年3月29日には第2陣の家族原告509名が提訴をした。前述の国賠訴訟の確定判決から約15年後のことである。家族訴訟が568名の大原告団となったことは、このかん、全国各地のハンセン病家族たちが、自分たちも国に謝罪してほしい、そして、いまだに残る偏見差別除去の取り組みを本格化してほしいとの思いを抱き続けていたことを、なによりも雄弁に物語っている。他方で、家族による提訴までに15年もの歳月を要したことは、画期的であった国賠訴訟の判決を経てなお、家族らが被害の声をあげることの難しい状況に置かれ続けてきたことを示している。568名の家族原告は、林力原告団長ほかごく数名を除き、大多数が匿名のかたちで裁判に臨んだ。

訴訟においては、ハンセン病家族訴訟弁護団(以下、弁護団)は、家族原告らが被ってきた被害の立証のため、聴取可能なすべての原告から人生被害を聞き取り、陳述書を作成した。高齢等のため聞き取り困難な原告については病歴者を含む近親者からの聞き取りにより陳述書を作成した場合もあった。しかしながら、どうしても陳述書が作成できなかった7名については提訴取下げを余儀なくされ、判決時の原告数は561名となった。

家族原告らは、ハンセン病の病歴者本人との関係でいえば、親、子ども、きょうだい、配偶者である。一部に、それ以外の親族関係ではあるが病歴者と同居していた者も含まれる。

家族原告らの年齢は、提訴時で90歳代から20歳代まで幅広い年齢構成をなした。その平均年齢は、判決時で67.9歳であった。

なお、家族原告のなかには非常に高齢の者も多く、提訴時から判決時までの3年のあいだに10名を超す原告の方々が亡くなられ、その遺族が原告としての地位を承継した。

家族原告らの居住地域は、北は北海道から南は沖縄まで、文字通り全国各地に広がる。判決時の561名のブロック毎の居住地域を示せば、「北海道・東北」22名、「関東」58名、「中部・東海」31名、「関西」67名、「中国・四国」21名、「(奄美を除く)九州」93名、「奄美」19名、「(宮古・八重山を除く)沖縄」164名、「宮古・八重山」86名である。

今回、施策検討会が家族原告らの陳述書等を検討資料としたい旨の意向を弁護団に伝えたところ、弁護団

はあらためて各家族原告らに資料提供の諾否を問い合わせ、その結果、半数を超える家族原告らが了承の意思表示をされた。

弁護団から施策検討会に提供された資料は、「陳述書」が 319 通(なお、319 通ではあるが、原告 320 名分にあたる。複数の原告について親族が語った陳述書、1 名の原告で複数の陳述書、というケースがあるためである)。「原告本人尋問調書」が 22 通(なお、家族訴訟で本人尋問に応じた家族原告は 29 名であった)。

家族原告らの「陳述書」等を読み込んだ結果、ハンセン病家族たちが被ってきた人生被害は大きく 3 つの視角から描き出すことができると、われわれは判断した。

第 1 は、ハンセン病の病歴者の家族であるというだけで「偏見差別を受ける地位に置かれたことによる被害」である。

第 2 は、ハンセン病家族であることにより「家族関係の形成を阻害された被害」である。

第 3 は、自分の身内にはハンセン病の病歴者がいる、そしてまた、自分はハンセン病家族であるということを人には知られてはならないものとして、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない被害」である。

以下、陳述書等から具体的な陳述を例示していくことをとおして、上記の命題が妥当であることを論証していきたい。そのさい、項目毎に陳述の語り手の生年の順に事例を並べていくこととする¹⁵。そのような記述方法によって、ハンセン病に係る偏見差別が、はたして、いまとなっては「昔の出来事、にすぎないのか、それとも、継続的に生起し、まさしく「今の出来事、としてハンセン病家族たちの人生を脅かし続けているものであるのか、おのずから明らかになるであろう。

2～【作業中】陳述書引用箇所¹⁵の公開可否を家族訴訟原告に確認中

(中略)

¹⁵ ただし、資料提供に応じてくださった家族原告のなかには、自分の生まれ年が明記されることを望まなかった方もいた。その場合には、2021 年 10 月 31 日時点で「何十代」であるかの表記でもって替えた。

第3 ハンセン病家族訴訟における陳述書の計量テキスト分析¹⁶

1 データ

データは、ハンセン病家族訴訟における原告陳述書のうち、分析のための了解が得られた319通である。原告陳述書はそれぞれが出生から提訴時点までの生活史として記述されており、平均して5,995文字、最大で15,137文字と、分量としては小さくない。

そこで、分析には計量テキスト分析のソフトウェア KH Coder(樋口耕一)を用いる¹⁷。計量テキスト分析とは、コンピュータを用いて統計的にテキスト(文字)型データの内容分析を行う方法である。陳述書に記載された内容は、もちろんそのままの状態でも濃密な情報を含んでいるが、それをあえて統計的に分析する理由は、(1)人間の認知能力を超える膨大なテキスト情報であっても、さまざまな探索的分析を行うことを通じて、「どの部分を人間が詳しく見るべきか」という示唆が得られる」(樋口 2017)¹⁸のみでなく、(2)どのテキストをなぜ引用したのかといった、分析のプロセスや判断の根拠をすべて読者に明示することができるという特徴から、分析の信頼性と客観性が担保されるためである。

2 分析1(概念の記述統計)

もともと、ハンセン病家族の置かれた状況は「多様性が大きい」(黒坂 2015)¹⁹ことが知られているが、長期間にわたる生活史を大量に記述するという陳述書の様式もあいまって、データの内容は非常に多岐にわたっている。そのため、形態素解析で抽出された「語」について、統計量を確認したり、「語」と「語」の連関を共起ネットワークによって確認したりしても、ほとんど意味のある知見にたどり着くことができなかった。

加えて、後述するように、ハンセン病家族が体験してきた差別については、それをうまく言い表すための定型的な表現すら存在していないことも多い。たとえ複数の原告が似たような種類の差別を体験している場合でも、個々の原告がそれぞれ別の言語表現を駆使しながら独自に文章を紡がざるをえず、結果として、陳述書から解析された「語」だけに注目しては、共通の体験に関する語りを抽出することが難しかった。

そこで、本研究が採用したのは、分析者が作成した基準にしたがって、同系統の語を一つの「概念」として統合したうえで、「概念」の統計量を確認したり、「概念」間の関連を探索するアプローチである。いわゆる Dictionary-based アプローチであるが、具体的には、全原告陳述書からランダムに100ケースを抽出したうえで、被差別の語りに注目しながら複数の陳述書に共通する語りを捕捉するスクリプトを作成し、概念として抽出した²⁰。各概念の出現頻度は表1の通りである。

表1の上位に登場する「職場」「学校」「近所」はそれぞれ生活圏ないし差別が生じる場を表しているが、それを除けば、「秘密」「苦痛」「怯え・不安」「貧困」「排除・仲間外れ」が60%以上の陳述書で言及されている。とりわけ、「秘密」は陳述書のうち82.8%において言及されており、ハンセン病の病歴者が家族にいることを秘密にせざるをえなかったり、その結果、親しい人にまで嘘をつかざるをえないことの心理的負担が、ハンセン病家族に共通する重要な抑圧状況であることが示されている。

¹⁶ この章の分析・記述は、社会学的計量分析の専門家である「有識者会議」の金明秀委員(関西学院大学教授)が担当した。

¹⁷ バージョン 3.Beta.04a。形態素解析には ChaSen を指定した。

¹⁸ 樋口耕一, 2017, 「計量テキスト分析および KH Coder の利用状況と展望」, 『社会学評論』68(3), 334-350.

¹⁹ 黒坂愛衣, 2015, 『ハンセン病家族たちの物語』, 世織書房.

²⁰ 概念を抽出するためのコーディングは、本章の末尾に記載する。

表1 コーディング語の出現頻度

	陳述書単位		文単位	
	頻度	%	頻度	%
職場	280	87.77%	1199	2.76%
秘密	264	82.76%	1098	2.53%
学校	254	79.62%	925	2.13%
苦痛	249	78.06%	819	1.89%
親族	234	73.35%	844	1.94%
近所	209	65.52%	695	1.60%
怯え・不安	201	63.01%	554	1.28%
貧困	197	61.76%	273	0.63%
排除・仲間外れ	192	60.19%	231	0.53%
不登校	158	49.53%	87	0.20%
離婚	150	47.02%	491	1.13%
孤独・疎外	143	44.83%	334	0.77%
差別語・暴言	126	39.50%	256	0.59%
白い目	113	35.42%	144	0.33%
いじめ	104	32.60%	279	0.64%
うわさ	87	27.27%	170	0.39%
あきらめ	83	26.02%	105	0.24%
逃げる	75	23.51%	125	0.29%
引け目	74	23.20%	123	0.28%
身体的暴力	72	22.57%	108	0.25%
結婚差別	55	17.24%	97	0.22%
熊本判決	45	14.11%	55	0.13%
自殺	29	9.09%	47	0.11%
家族関係の剥奪	23	7.21%	28	0.06%
積極性の喪失	18	5.64%	22	0.05%

また、被差別体験の種類としては、「差別語・暴言」(39.5%)や「身体的暴力」(22.6%)のような直接的な攻撃も小さくない比率を占めてはいるが、それよりも、「排除・仲間外れ」(60.2%)のように関係を忌避するタイプのものがより一般的であることがわかる。

なお、各概念を抽出するためのコードは本章末尾に示してあるが、注目すべきは「積極性の喪失」である。対人関係や人生そのものに積極性を失ったという趣旨の語りを概念化したものだが、これ以外の概念はほとんどが単純なコードで記述されているのに対して、「積極性の喪失」だけは具体的な文字列を検索する形になっている。その理由こそ、前述したように、こうした抑圧状況をうまく言い表すための定型的な表現すら存在していないということだ。複数の原告が似たような種類の差別を体験しながら、それがハンセン病家族への差別によって生じる一般的な被害の現れであるとは当事者にも理解されていないため、個々の原告が独力で被害を言語化しなければならぬ負担まで背負っているということであろう²¹。

3 分析 2(概念の共起ネットワーク)

次に、抽出された各概念がどのような関連を持つものであるかを確認するため、「共起ネットワーク」を描出した(図1)。共起ネットワークとは、「概念」と「概念」が同じ文章の中にどれくらい同時に出現するかを「距離の近さ」として算出し、その「距離の近さ」を線の太さによって表現したグラフのことである。丸の大きさは概念の出現頻度を表している。また、比較的まとまりの強い概念群は同じ色で描かれている。

図1の結果について、特筆すべきことがらが3点挙げられる。第1に、差別の生起する場として、「近所」「学校」「職場」という3つの概念があるが、そのうち「近所」は「うわさ」「差別語・暴言」にとどまらず、「身体的暴力」「いじめ」など、広範な差別行為の中核に位置していることがわかる。居住地域がもっとも頻度の高い差別の温床になっているということだが、「ハンセン病家族にとって居住地域は差別そのものである」と言い換えても過言ではない状況だといえよう。

²¹ 本稿では、全陳述書から抽出した一部のテキストを参考にコーディング規則を決定したため、「積極性の喪失」のように具体的な文字列を拾い上げるタイプの概念にはうまく対応できていない。最終的には、全陳述書に該当する記述がないか確認したうえで、すべての記述を網羅的に捕捉するコードにするべきであろう。

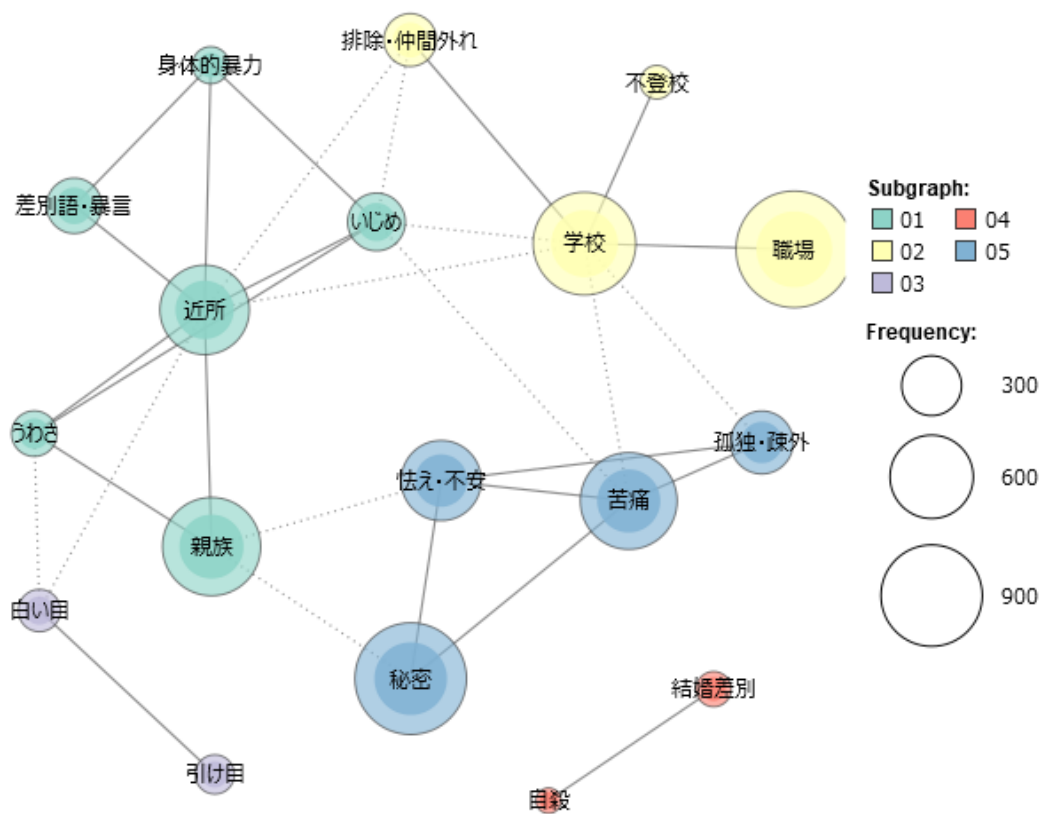


図1 概念の共起ネットワーク(全体)

第2に、「親族」が「近所」と同様に、さまざまな差別と一体的に語られているということである。強制収容によって稼ぎ手を失った際に親族がサポートしてくれたという語りも少数ながらある一方で、多くの場合、親族こそが差別の主体となった様が語られている。本来であれば相互扶助のリソースとなるべき親族から攻撃される状況は、頼る者がいないまま家族原告が孤立化した姿を浮き彫りにしている。

第3に、差別による精神的被害として、「苦痛」「孤独・疎外」「怯え・不安」などが語られているが、それともっとも近い関係にある概念は「秘密」だということだ。線の太さに注目すると、「身体的暴力」や「差別語・暴言」のような直接的暴力とこれらの精神的被害の関係よりも、「秘密」との関係のほうが圧倒的に近いということがわかる。表1に示した度数分布表からも「秘密」の重みは伺えたが、他の概念との関連からいっても、「秘密」の重要性が示されたといえる。

マイノリティであることを隠して生きることを、アーヴィング・ゴフマンは「パッシング」(passing)と呼んだ。パッシングをしている場合、真実が露呈した場合への不安を抱え続けると同時に、隠しているアイデンティティ要素こそが「本当の自分」だと感じられやすいため、それを隠さざるをえないということに精神的な負担は大きくなると指摘されてきた。しかしながら、秘密を抱えさせられるということが、「身体的暴力」や「差別語・暴言」のような直接的暴力以上に大きな精神的負担の原因になっているとまでは、従来の研究では指摘されてこなかった。この点は、今回の分析での発見の一つである。

【概念抽出のためのコーディング】

以下に概念を抽出するためのコーディングを記載する。*の付いた行が「概念」であり、続く行がその概念を

検出するための演算式である。

***いじめ**

いじめ | イジメ | 虐め | 嫌がらせ

***差別語・暴言**

クサレ | 'らい病、鼻、ポロツ' | 'クンキヤーもれ' | '有屋行き' | 'ガシユンチューヌクワンキヤーヌ' | 'くん
ちゃー' | 'くんきゃー' | 'どす' | 'ドス' | 'ンギー' | 'クヅツ' | 'ヤンジー' | 'ライ病' | 'らい病' | '腐れ'
| 'くさる' | 'うつる' | '家の前を通るな' | '分をわきまえろ' | 罵る | ののしる | (バカ & する) | (ば
か & する)

***近所**

近所 | 近隣

***学校**

学校

***職場**

職場 | 仕事

***親族**

親族 | 親戚

***排除・仲間外れ**

無視 | 村八分 | 仲間はずれ | 仲間外れ | (一緒 & 遊ぶ) | (近く & 寄る) | near(入浴-拒否) |
near(コップ-拒否) | near(乗車-拒否) | near(乗る-拒否) | near(診療-拒否) | near(お裾分け-ある)
| 'のけもの' | 'のけ者'

***身体的暴力**

殴る | (雑巾 & 投げつける) | (石 & 投げる) | (石 & 投げつける) | (石 & ぶつける) | (唾
& 吐く) | '缶に石を入れて投げ'

***不登校**

(学校 & 行ける->未然形) | (学校 & 行く->未然形) | (学校 & 通う->未然形) | '不登校' | '
登校拒否' | near(登校-できる)

***孤独・疎外**

一人ぼっち | 'ひとりぼっち' | 孤独 | 寂しい

***苦痛**

つらい | 辛い | しんどい | 苦痛

***怯え・不安**

びくびく | ビクビク | おびえる | 怯える | 不安 | ばれる

***引け目**

引け目 | near(気-遣う) | near(気-つかう) | 肩身

***あきらめ**

(身 & 引く) | あきらめる | 諦める

***秘密**

秘密 | 隠す | 秘匿 | 嘘 | 偽り | ひた隠し

***逃げる**

逃げる &! '逃げずに'

***うわさ**

噂 | うわさ | 中傷 | 陰口

***白い目**

白い+目 | '周囲の目' | near(周囲-視線) | near(周囲-偏見) | (目 & 冷たい) | 冷たい+視線

***自殺**

自殺 | '死にたい' | '死んでしまおう'

***結婚差別**

破談 | near(結婚-不適) | near(結婚-反対) | near(結婚-だめ) | near(結婚-話-壊れる) | near(縁談-壊れる)

***離婚**

離婚

***貧困**

貧しい | (生活 & 苦しい) | (お金 & ない) | (お金 & 困る) | (家計 & 苦しい) | near(経済-苦勞)

***家族関係の剥奪**

'本当の意味での母との心のつながり、真の親子としての関係が、持てていなかった' | '愛された記憶がない'
| near(親子-関係) | near(家族-関係-おかしい) | near(家族-関係-ずたずた) | near(家族-関係-変わる) | near(家族-関係-破壊) | near(家族-関係-築く) | near(家族-関係-引き裂く)

*積極性の喪失

near(積極-できる) | near(積極-なれる) | near(周囲-距離-置く) | '積極的に何かを望むということをしなくなった' | '将来を思い描くことさえ出来ませんでした' | '積極的に自分を出すことができなかった' | '自分から積極的に行動することもできませんでした' | '積極的になれませんでした' | '、積極的にはなれませんでした' | '積極的に友達を作る気持ちになれませんでした' | '自分から積極的にプロポーズをするという気持ちになれませんでした' | '積極的にかかわりを持つことはできませんでした' | '人と積極的に関わりを持たずに生きてきました' | '恋愛に積極的になれない' | '外に出たいという気持ちもなくなり、積極性もなくなりました' | '自分から積極的に人に話しかけたり、友達を作ろうとすることは少なくなりました' | '今も積極的にいられない' | '人と積極的に関われれば、どんなにいいだろう' | '人と関わらなくてもできる' | 'なるべく関わり合いを持たないよう' | '結婚できるとは思っていませんでした'

*熊本判決

near(熊本-判決)

2. 自己正当化に躍起の「差別文書」送付者たち ——宿泊拒否事件に際しての差別文書の分析

第1 宿泊拒否事件に際して入所者に送付された差別文書の意味するもの

1 はじめに

(1) 宿泊拒否事件の経過

本章は、2003(平成 15)年に熊本県内で発生した宿泊拒否事件(以下、宿泊拒否事件)の際に、菊池恵楓園入所者に対して送付された差別文書について、その意味するところを分析するものである。

それらの差別文書を読み解く前提として、宿泊拒否事件の経過の概要を押さえておくことは欠かせない。そのための資料として、ハンセン病家族訴訟判決を受けて設置された、家族訴訟原告団を含む統一交渉団と、厚生労働省、法務省、文部科学省の三省との協議(以下、三省協議)における検討資料とするため提出した、菊池恵楓園自治会が当時の記録等に基づいてまとめた経過一覧表「黒川温泉問題の経過」を以下に転記するので、一読されたい。

「黒川温泉問題の経過」²²

- 2003年9月17日 熊本県「ふるさと訪問事業」の今年度事業として「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル」(本社:東京都港区「株式会社アイスター」、西山栄一社長(当時))に、応募者18名と付添4名について、11月18日の1泊分の宿泊予約をした。その際、県の担当職員は、必要ないことであると判断し、ハンセン病元患者であることは特に告げず。
- 11月7日 熊本県担当職員、宿泊者が菊池恵楓園入所者であり、ハンセン病元患者であるが、既に治癒していることをホテル側に連絡。10日には、ホテルの前田篤子総支配人から直接県担当者に電話で、「(病気は)うつらないのか」と確認があり、感染の危険はないことが県側から説明され、県は11日にファクシミリにて啓発資料も送付。
- 11月13日 総支配人から「他の宿泊者に迷惑がかかることが一番心配」として、「本社の判断でお断りする」旨の宿泊拒否を連絡。
- 11月14日 県の担当者がアイスター本社に行き、潮谷義子熊本県知事名による抗議文を手渡し、再考を求めるも撤回せず。
- 11月15日 ホテル側、「会社の判断としてお断りする。何と思われても構わない」との電話回答。
- 11月18日 ホテルの実名を挙げて県知事自身が記者会見。
- 11月20日 総支配人が菊池恵楓園を訪れて謝罪するも、宿泊拒否は総支配人個人の判断間違いであったとしたため、自治会が謝罪文の受け取りを拒否。
- 11月21日 熊本地方法務局と熊本県は、ホテルと総支配人を旅館業法違反の罪で告発状を熊本地方検察庁に提出(25日に受理)
- 11月27日 自治会、アイスター本社に抗議文を郵送。
- 12月1日 交代したばかりの江口忠雄アイスター社長と総支配人が菊池恵楓園を訪れ、あらためて謝罪する

²² ハンセン病問題統一交渉団, 2004, 「黒川温泉問題に関する資料(訂正版)」。

も、自らの差別・偏見は認めていない。自治会は苦渋の選択の結果、この謝罪を受け入れる。なお、ホテル側は、謝罪に先立ち記者会見にて「宿泊拒否はホテル業として当然の判断。元患者と知ったのは直前であり、予約から2ヶ月間隠してきた県に責任がある」などと述べ、自らの責任を否定。

12月2日 黒川温泉旅館組合臨時総会において、このホテルの組合からの除名が決定。

12月4日 ホテル社長が菊池恵楓園自治会を再度訪問。先の謝罪の事前記者会見での発言を「言い過ぎた」と述べたが、明確に撤回や謝罪はせず。アイスターのホームページでは、そのような発言はなかったとして否定した上、「『宿泊拒否はホテル業として当然の判断』との主張は、現在も何ら変更はない」とする見解を掲載。

12月8日 全原協及び全国弁連、アイスター本社を訪れ、抗議文を渡す。

12月15日 全療協、アイスター本社を訪れ、抗議文を渡す。統一交渉団、厚生労働省及び法務省に緊急要請書提出。

12月19日 江口社長、全療協本部を訪問し、回答書を渡す。結局アイスターは、江口忠雄社長名で「宿泊拒否に至った判断は間違い。『宿泊は当然』としていたこれまでの見解を訂正し謝罪する」とする新たな見解を同社ホームページに掲載。

12月20日 江口社長が菊池恵楓園を訪れ、「われわれの対応が全面的に誤っていた。今後は行政の啓発活動にも協力していきたい」と謝罪文を読み上げ、同園入所者自治会はこれを受け入れ、また全療協も受諾。

12月25日 法務省訪問、人権擁護局長及び人権啓発課長らと意見交換。

2 分析の対象とする文書の概要

(1) 分析対象の限定

宿泊拒否事件の際には、菊池恵楓園に対して、封書、ハガキ等の文書のほか、多数の抗議の電話も寄せられている。これらの電話の具体的な内容は記録として残されていないため、分析の対象とはなしえない。当時、大半が聞くに堪えない内容であったとの報告を受けているが、正確な記録が存在していない以上、こうした抗議の電話の内容を分析の対象とすることは、この報告の正確性を失わしめることになりかねないからである。

また、こうした文書は、菊池恵楓園入所者自治会宛でのほか、特定の入所者に対して送付されてきたものも相当数に達したことが知られているが、資料として入手できなかったため、今回の分析は自治会に送付された105通を対象にしている。

なお、同自治会に対しては、これらの差別文書とは別に、入所者の言動を支持し激励する内容の文書も、相当数送付されているが、今回の分析の目的に照らして、分析の対象からは除外している。

(2) 文書の概要

105通の封書、ハガキの大半は匿名であり、氏名の記載のあるものも、他人の氏名を騙ったものであったり、明らかに偽名とわかるものばかりであり、本名を明らかにしたものはごく一部にすぎない。また、本名を明らかにしているとみられるものでも、住所の詳細が記載されていないものが殆どである。

封書、ハガキの郵便局の消印から、投函された場所を特定することは可能であるが、全国各地から投函されており地域的な偏りは認められない。

文書の差出人の年齢・職業等については、記載されていないものが大半であり、具体的な傾向等を把握す

ることはできないが、特定されたものからは、31歳の主婦から、70代後半の高齢者にまで及んでいることがわかる。

これらの文書が送付された時期については、著しい特徴があり、そのすべてが、宿泊拒否事件の発覚直後ではなく、2003年11月20日に菊池恵楓園において開かれたホテルの総支配人による謝罪の状況が報道された以降に投函されている。この点は、これらの差別文書を分析するにあたって、前提とされるべき重要な事実である。

3 今回の分析の目的と方法について

(1) 分析の目的

今回の分析は、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」における検討作業の一環として行われるものであり、これらの文書の内容を検討することを通して、ハンセン病に係る偏見差別の現状とこのような偏見差別をもたらした要因を明らかにし、その解消のために求められる施策の方向性を探ることを目的としている。

(2) 分析の方法について

分析にあたっては、まず、これらの文書が寄せられるに至った背景事情を明らかにすることによって、その差別文書としての性格付けを行い、ついで、その内容を一定の基準によって分類したうえで、全文書を計量テキスト分析することによって、このような偏見差別がどのようなロジックによって正当化されているのかを解明することとした。この正当化ロジックを解体することが、偏見差別の解消に必要不可欠と考えられるからである。

第2 差別文書の背景事情について

1 はじめに

これらの差別文書を理解するうえで何よりも重要なことは、文書が送付されるに至った背景事情として、以下の2つの事実を明確にしておくことである。

第1は、これらの文書が送付されるに至った時期が、ハンセン病国賠訴訟熊本地裁判決の2年半後だったということである。

第2は、これらの文書が、ホテルの総支配人による宿泊拒否の「謝罪、(謝罪の語に引用符を付した意味については後述)を受け入れなかったということが報道されたことをきっかけとして、本来であれば、宿泊拒否事件の被害者であるはずの入所者に対して、直接に送付された加害文書だったということである。

以下においては、まず、これらの点を明らかにすることを通して、これらの文書の差別文書としての性格付けを明らかにすることとする。

2 本件差別文書の時代的背景について

(1) 国賠訴訟熊本地裁判決から2年半後に発生した事件であること

2001(平成13)年5月11日の熊本地裁判決の歴史的意義について、敢えてここで論述するのは、その18年後に言い渡されたハンセン病家族訴訟熊本地裁判決(以下、家族訴訟判決)が、ハンセン病に係る偏見差別の解消に果たした先行判決の意義に関して、正しく評価していないのではないかと懸念されるからである。

家族訴訟判決は、ハンセン病に係る偏見差別は、2001(平成13)年の熊本地裁判決とこれを受けての国の啓発活動等により、2002(平成14)年には基本的には解消されているとの判断を示し、同年以降における家族らの被害を国の隔離政策によるものとするのを認めなかった。

その2002(平成14)年の翌年に発生したのが宿泊拒否事件であり、こうした差別文書の殺到という事態であるが、家族訴訟判決は、こうした事件の発生や差別文書の送付という事実について認定したうえで、以上のような判断に至っている。

こうした事実は、宿泊拒否事件や差別文書をどのように評価するのかということが、ハンセン病に係る偏見差別の現状を評価するうえで、極めて重要な意義を有しているということを意味している。

そのうえで、国賠訴訟判決については、国の控訴断念により確定するという異例の展開を経たことにより、当時の政府の判断を英断として、これを支持する世論が広く形成され、内閣支持率が急上昇するという事態をもたらした。その過程では、隔離政策による被害の過酷さが広く理解され、国の隔離政策に対する国民的な批判が共通認識として社会内に定着しつつあるとの外観をもたらした。家族訴訟判決の判断は、こうした事態を踏まえたものと理解することも可能である。

こうした判決直後に認められた世論の動向と差別文書の内容はどのような関連にあるのか、この点を明らかにすることも、現在における偏見差別のありようを分析するうえで極めて重要である。

(2) 国賠訴訟判決を受けて国の隔離政策が転換した後に発生した事件であること

2001(平成13)年熊本地裁判決は、国の隔離政策を憲法違反だと断定し、その前提として、ハンセン病の病歴者らが社会内で生活することになんの問題もないということを社会に徹底しなかった国の責任をきびしく咎めており、国の啓発活動のあり方を転換させるうえで大きな役割を果たした。なによりも国の啓発活動に対

して、隔離政策が憲法違反であったことをその前提とすることを求めたことは、啓発活動に歴史的転換もたらしたと言って過言ではない。

しかしながら、こうした熊本地裁判決の指摘にもかかわらず、国の啓発活動の転換が極めて限定的であったことは、当施策検討会が省庁ヒアリングの結果を踏まえて公表した中間報告書に記載したとおりである。

宿泊拒否事件とこれに続く差別文書事件は、熊本地裁判決を受けて新たに展開された啓発活動の過程で発生したものであり、画期的な国賠訴訟判決がなされた2年半後という時期に、何故に宿泊拒否事件が発生し、差別文書が入所者に向けて殺到したのかという事実を分析することは、偏見差別の解消に向けての、国の啓発活動のあり方を検討するうえでも極めて重要な意義を有すると言わざるを得ない。

3 宿泊拒否事件の経過と差別文書

(1) 宿泊拒否事件において恵楓園入所者は被害者であったこと

前掲の「黒川温泉問題の経過」で明らかなどおり、今回の宿泊予約は熊本県が行ったものであり、ホテルによる宿泊拒否の姿勢が明確化した後においても、交渉・協議の当事者は熊本県とホテルとであって、菊池恵楓園入所者は、当の宿泊予定者をはじめとして、宿泊拒否を受けた被害者の立場にあったものである。その意味で、宿泊拒否の当否が問題となっている段階においては、予約時の対応の適否を含めて、当事者は熊本県とホテルとであって、入所者が矢面に立たされる場面はまったくない。こうした段階において、第三者としての市民の側からすれば、行政としての熊本県の対応のあり方への賛否を熊本県に対して提出するという行動に出ること自体は、主権者としていわば当然の行動でもあるわけであり、問題にする余地はない。

(2) 差別文書送付の契機とその特異性

差別文書が菊池恵楓園入所者に向けて殺到する事態となったきっかけは、前述のとおり、11月20日に菊池恵楓園で開かれたホテル側の「謝罪・弁明」の経緯が報道されたことである。当日恵楓園を訪問した総支配人は「自らの判断で宿泊拒否をした」と弁明したが、入所者自治会が直前に訪問した際には、「本社の判断で宿泊拒否した」と説明されていたため、菊池恵楓園入所者としては、この「謝罪」を誠意あるものと受け入れることはできなかつたものである。

当時のホテルの対応は、一方で、熊本県に対しては、宿泊拒否の正当性を主張し、他方で、菊池恵楓園入所者に対しては、宿泊拒否を誤りであるとして「謝罪、する」という姿勢を示したのであり、ホテル側の対応は、真摯な謝罪とは到底認められないものであり、入所者側がその「謝罪」を受け入れなかつたのは当然であったと言うほかはない。

ただ、こうした経過、つまり「謝罪、する」ホテルの女性総支配人に対して声高に抗議する入所者という構図が、テレビの映像や写真入りの新聞報道で全国に報じられたことが、これらの差別文書が殺到するに至った誘因となったものである。

本件差別文書の特異性は、次の2点にある。

第1は、こうした入所者の行動が、これらの差別文書の送付者に対してなんら迷惑をかけたわけではない、行政機関としての熊本県と異なり、私人にすぎず、ましてや宿泊拒否という被害を受けた側であるにもかかわらず、激しく非難されるに至ったということである。

人権侵害を受けた側の被害者が非難にさらされたという特異性である。

第2は、そうした非難が、隔離政策の被害者であり、重ねて宿泊拒否の被害を受けた入所者に対して、直接

に文書という形で送り付けられたということである。

偏見差別は、内心で形成され認識される段階から、外部に表明される段階を経て表面化するが、そうした偏見や差別意識が、こうした段階にとどまらず、当の被差別者本人に対して直接に投げつけられるに至るには、その偏見や差別意識が極めて強固なものである場合だけでなく、なんらかの内面的な契機が存在するはずであり、それを解明することが、当該偏見や差別意識の特徴を明らかにし、その解消のために何が必要とされるのかを解き明かすうえで必要となる。

差別文書のなかには、入所者に対して、「お前たちは化け物であって人間ではない」とか「豚の糞以下の人間共」といった露骨な文言や、「身の程を知れ」とか「謙虚になれ」といった文言が認められるが、入所者の側がホテルの謝罪を拒否したことが、これらの差別文書の送付者の差別意識にどのように作用したのかを明らかにすることが必要である。

その意味で、こうした差別文書は、現在における偏見や差別意識のありようを、差別者自らが赤裸々に示したものであるということができる。

第3 差別文書の内容における分類

1 はじめに

105 通の文書に明らかにされた偏見や差別意識は多様であり、その一つひとつを羅列しても、その傾向性や共通の要因等が明らかにはならないので、何らかの基準に基づいて整理し、分類することが必要となる。ただ、その基準の設定にあたっては、慎重な考慮が求められる。恣意的な基準による分類によって、偏見や差別意識のありようを過大評価することは避けなければならない。

そのうえで、今回の検討においては、金明秀委員の計量テキスト分析によって、偏見や差別意識の態様や正当化のロジックに関しては、専門性の高い分析がなされているので、これを補完する形での基準の設定が求められている。

その際に重視すべきことは、これらの文書における偏見や差別意識が、どのような要因等によってもたらされたのかを可能な限り特定するという視点に基づく基準を設定することである。

以上から、ここでは、これらの文書について、以下の基準に基づく分類を行うこととした。

第1は、これらの文書において、ハンセン病はどのように認識されているのかということである。

第2は、国の隔離政策に対して、これらの文書が、どのような評価を有しているのかということである。

第3は、隔離政策によってハンセン病の病歴者が被ってきた被害についてどのように認識しているのかということである。

第4は、国や地方自治体による啓発活動をどのように評価しているのかということである。

第5は、これらの文書における直接的な非難の対象は何かということである。ホテルに宿泊しようとしたことであるのか、ホテルの謝罪を受け入れなかった点を非難しているのか。さらに、ホテルの謝罪を受け入れなかったことに対しての非難の場合、どのような理由をあげて非難しているのかという視点での細分化が必要となろう。

以上のような検討をとおして明らかになった事実と計量テキスト分析の結果を総合しての評価こそが、これらの文書における偏見や差別意識のありようとこれを解消するために求められる施策を明らかにするうえで必要不可欠である。

2 差別文書におけるハンセン病隔離政策評価の態様と特徴

(1) 差別文書におけるハンセン病観に関する態様と特徴

105 通の文書のなかで、ハンセン病を恐ろしい伝染病であると認識していることを明示したものは、わずかに1通にすぎない。京都市の73歳の男性は、「過去最大の伝染病として特別に扱われて法律に依って島流し同然に隔離されて何百年。このライ病(ママ)がわずかの期間に伝染病ではないと保証される証拠はない」としている。

そのほかに、恐ろしい伝染病であると国から長年にわたり言われ続けて抱えてきた認識は容易く変われないとするものも数通存在している。たとえば、博多の消印のあるハガキには、「昨日まで国が『恐ろしい病気』とっていながら、一夜で何もなかったとはだれが信じますか」と書かれている。これらも、恐ろしい伝染病であるとのハンセン病観を維持しているものということができる。

こうしたハンセン病観の持ち主は、当然のことながら、国の隔離政策は必要であったとの認識を保持していることになり、熊本地裁判決後の国の啓発をタテマエに過ぎないと評価することになる。

ただ、こうした認識を示すものが極めて少数であるということは、ハンセン病に係る偏見差別を解消するにあたって、ハンセン病自体についての「正しい知識」の普及啓発ということが、さほどの意味を有していないことを示していよう。

一方で、ハンセン病の後遺症としての、いわゆる「外貌の変形」等に対する偏見や差別意識を明示しているものは相当数に上っており、前述の「化け物であり人間ではない」や「豚の糞以下の人間共」といった文書は、こうしたハンセン病観に根差している。こうした文書では、隔離政策の正当性を「恐ろしい伝染病である」ことではなく、「人間以下の存在」という意味づけによって正当化することに繋がっている。この点を端的に示しているのは、実在する他人の名前を騙って送付された、東京都新宿の消印のある長文の封書であり、「お前たちハンセン病にかかった奴らは、発病の時点で人間ではなくなった。ダニやハエ以下の単細胞生物になったのである」と記載している。

このような偏見や差別意識は、旧優生保護法における「不良」との規定に見られる優生思想そのものであるが、嫌悪感、忌避感の強度において突出している。

前述の家族訴訟判決は、ハンセン病の後遺症としての「外貌の変形」に対する偏見差別は、隔離政策以前から存在していたと認定したうえで、2002(平成 14)年には、「恐ろしい伝染病」であり隔離されるべき存在であるとの認識は、無視しうる程度にまで解消されたとして、同年以降に存続する偏見差別についての国の責任を免責している。しかしながら、これらの差別文書における「化け物」等という表現に見られる嫌悪感は、単に外貌に対する嫌悪感や違和感に由来するものと解するにはあまりにも激烈であり、ハンセン病の病歴者は、国の隔離政策によって人間扱いされず、社会から排除され続けてきた存在であり、嫌悪し、排除することが、国によって公認され続けてきたという歴史的事実とけっして無関係に形成されたものではないと言うべきである。

もとより、外貌の変形脱落に対する偏見差別は、それ自体が克服されるべきものであり、人権教育啓発の重要なターゲットのひとつであることはいうまでもない。差別文書は、外貌の変形脱落を理由とした差別の正当化が、現代においていかに根強いものであるかを示している。

差別文書には、このほかに、ハンセン病の病歴者と一緒に入浴することへの拒否感を示し、宿泊拒否をやむをえないものとして肯定するものが多数認められる。こうした拒否感が、どのようなハンセン病観に由来するものであるのかを判断するだけの材料がこれらの文書には示されていないので、推測する以外にないが、こうした文書の送付者がハンセン病の病歴者と接触した機会は殆どないと判断されるだけに、体験等に基づく具体的な認識に基づく嫌悪感や忌避感というよりも、病歴者であるという存在自体が、忌避されるべき存在として認識されている(社会学的に言えば、被差別マイノリティとしてカテゴリー化されている)ことに起因するというべきではないかと思われる。

(2) 差別文書における隔離政策の評価の態様と特徴

差別文書においては、国のハンセン病隔離政策に対する評価を明らかにしているものはごく少数であり、この点において、熊本県に対して寄せられた文書とは対照的である。これは、文書の主目的が、ホテル側による宿泊拒否を撤回しての「謝罪」を受け入れなかった入所者の対応に対する批判にあるため、隔離政策の当否を論じる必要性がなかったことに起因しているものと推測される。

隔離政策を支持することをあからさまに明示している文書は、前述の「恐ろしい伝染病」観の持ち主であるが、これらはごく少数に限られている。

注目する必要があるのは、隔離政策自体に対する評価を明示しないままに、公的機関の啓発をタテマエで

あり、ホンネは異なるとする文書が少なからず存在することである。

熊本県の担当者に対して「一緒にお風呂に入れるのか」という問いを発する文書も、こうした認識を背景にしている。こうしたタテマエ論が根強いということは、以下の3つのことを明らかにしている。

第1は、これらの文書においては、隔離政策を憲法違反とする熊本地裁判決の存在が前提とされており、これを無視することは許されないと認識しているのではないかということである。

第2は、それにもかかわらず、これらの文書の送付者自身が、その司法判断を受け入れられていないということである。

第3は、それゆえに、国や地方自治体も、確定した判決には従わざるをえないとしているものの、ホンネでは、隔離政策は間違っただけではなかったと思っているはずだと推測しているということである。

こうしたタテマエ論の克服のためには、隔離政策が憲法違反であり、国が犯した人権侵害であったということを、国自身が真摯に徹底して明らかにし、啓発活動がホンネに基づくものだということを示していく以外にはない。

隔離政策は憲法違反であるとの認識を示す文書はまったく存在しないが、隔離政策が人権侵害であったことを認める文書は、ごくわずかだが存在している。

たとえば、熊本局の消印のある匿名のハガキは、「今回(宿泊拒否のこと)の数百倍もの仕打ちを受けて長い間耐えて来たのではないですか。相手を間違えてはいけません」と記載し、ホテルの対応を批判するより国を攻撃すべきだとしており、福岡市城南区の55歳の会社員は、「貴園の方々の過去受けた差別的処遇は誠に同情の念を禁じ得ない」としている。

ただ、こうした認識は、いずれも、その後に入所者の対応を非難する見解を述べる前置きとして述べられているにすぎず、真実、隔離政策を人権侵害であるとしてその誤りを認めているものとは解しがたい。

以上の事実は、2001(平成13)年の熊本地裁判決から2年半という時間の経過を経て、これらの文書の送付者には、隔離政策が憲法違反であるという事実が明確には認識されていないことを示すものであり、これらの差別文書に認められるハンセン病に対する偏見差別を克服するうえで、国の隔離政策が誤りであったということを繰り返し周知徹底することの必要性を強く示唆している。

(3) 差別文書における隔離政策による被害に対する認識の態様と特徴

これらの差別文書の特徴の1つは、隔離政策による被害自体に対して同情や理解を示すものや宿泊拒否が人権侵害であることを認めるものが少なくないということである。

たとえば、広島市の主婦は、「元患者様には、長年にわたりご苦労をされたことをいつかTVでみて誠に気の毒と思います」と書いており、一民間人と名乗る封書には、「国がハンセン病元患者の方々に今までの責任を認めてお金がもらえるようになった時、一国民として喜んだものでした」と述べている。また、高知県の男性は「此度の旅館の宿泊拒否は元患者さんにとっては大変腹立たしい差別事象だが」と認めており、熊本県内郵便局の消印がある匿名のハガキには、「今回の宿泊拒否の件について、人権から言って全て貴方は正しい」と書かれており、長崎市の一老人は、「元患者の方々の怒りの気持ちも充分理解できます」と述べている。

こうした文書に共通しているのは、これらの言葉が、文書の本旨ではなく、単なる前置きとして掲げられているにすぎなかったり、自らの見解が偏見によるものではないということを示す手段として用いられているにすぎないということである。たとえば、前掲の一民間人が、これらの言葉に続けて、「しかし、今回の宿泊拒否問題は許せませんね。ハンセン病元患者の方々のホテル側への謝罪要求がですよ。許せないのは」と述べているのは

その典型例である。

また、前掲の広島市の主婦は、「頭ではこうしたことが充分判っていても、実際、私がホテルに泊まり湯舟の中に元患者が何人か浸っていらっやったら、私は、一緒に風呂の中には 100%入らずシャワーをして早々に引き上げると思います」と述べたうえで、「もし、私が元患者の立場ならもっと控えめな態度をとると思います。ホテル側の謝罪を受け入れない元患者は勝手にすればいいとさえ思います」と結んでいる。ここでの「頭では判っている」という言葉の意味は、宿泊拒否事件における県や法務省の態度を「立場上」とであると決めつけて、「一緒にお風呂に入りピースサインでもしてもらいたい。是非とも」としているところからすれば、「タテマエとしては」という意味だと理解できる。問題は、こうしたタテマエ論が、一緒に風呂に入りたくないという自らの差別感情を糊塗する役割を演じているということである

ハンセン病に係る偏見や差別意識のありようを把握するうえで、これらの文書を分析することは極めて重要である。

第1には、これらの差別文書を送りつけてきた人たち、すなわち、労を厭わずわざわざ、差別の電話をかけ、差別のハガキを投函し、差別の手紙を書き送り、差別のファックスを送信してきた人たちは、`氷山の一角、であり、その背後にはじつに無数の、同様の考えの持ち主が潜んでいるものと見なければならぬ。

前掲の「一市民」のいう「国賠訴訟の確定を一国民として歓迎した」との言葉は、2001(平成 13)年熊本地裁判決直後の世論の動向と一致しているし、テレビ等で隔離政策の被害を知って「気の毒だと思った」という言葉も、多くの市民に共通したものだと理解できるからである。

かかる事実は、こうした態様の差別文書に示された偏見や差別意識が、社会内において広範に共有されている可能性を示唆している。

第2には、これらの文書において認められる、「理解している」とか「お気の毒に思っている」との認識が、何故に、宿泊拒否事件の被害者を非難し、ホテルの宿泊拒否を支持するという結論につながるのかということ进行分析することが、偏見差別の解消という困難な課題の解決を検討するうえで、極めて重要な示唆を与えてくれると考えられるということである。

分析に足りるだけの資料が十分であるとは言い難いが、あえて結論付ければ、これらの文書の発信者にとっては、差別され人権侵害を受けてきた被害者が、あくまでも同情されるべき存在として、控えめに慎ましく行動する限りにおいては、同情もし理解もしようとするが、被害者が、加害者に対して、差別であり、人権侵害であるとして批判的な姿勢を見せると、途端に「何様のつもり」とか「立場を弁えろ」「謙虚になれ」といった形で差別意識が立ち現れてくるのではないかということである。

ここでなによりも重要なことは、こうした人たちにおいては、自らが差別者であり偏見の持ち主であるという認識をまったく欠いているということである。

別掲の金明秀委員による計量テキスト分析の結果は、これらの文書の差別の種類として「見下し・嫌悪」や「自粛強要」が圧倒的に多いということを鮮明にしているが、こうした「見下し・嫌悪」や「自粛強要」といった差別には、以上に述べたような背景事情が根深く存在しているように思われる。

3 差別文書における啓発活動に対する見解の態様と特徴

(1) 差別文書における啓発活動の評価の態様

差別文書における国や地方公共団体の啓発活動に対する見解は、次の3つに大別される。

第1は、国の啓発活動は間違っていると見る見解である。京都市西京区の「ハンセン病を考える会」を名乗る

封書には、前掲したとおり、「過去最大の伝染病として特別に扱つかわれ(ママ)、法律によって島流し同然されて何百年。このライ病(ママ)がわずかの期間に伝染病ではないと保証される証拠は全くない」と断じており、啓発活動は誤りであると公言している。ただし、こうした認識を明らかにしているものはごく少数である。

第2は、国による啓発活動を立場上展開されているタテマエに過ぎないと理解しているグループである。これは、かなりの多数を占めている。

第3は、国による啓発活動に対しては理解を示したり容認したうえで、ハンセン病に係る偏見差別の解消には時間がかかるはずだとして、宿泊拒否を容認する立場である。こうしたグループも少なからず存在している。たとえば、福岡市の56歳の会社員は「国の政策として長年国民に植え付けられてきた概念が一挙にして全て解決するとは到底思えない。少しずつ時間の経過で解消するものと信ずる」としているし、静岡市からの匿名の封書には、「気の毒だが君等が一般人となんら分け隔てなく交流できる日はまだ遠い事を自覚してもらわないと、他人に迷惑をかけることになる」としている。

(2) 差別文書における啓発活動評価の特徴と今後求められる課題

以上に分類した差別文書における啓発活動評価には、以下のような特徴が認められる。

第1は、ハンセン病に関する「正しい知識」を普及するという内容の啓発活動は、まったく無力だということである。

第1のグループにおいては、このような啓発は事実と反するとして受け入れられることはないし、第2のグループにおいては、タテマエを繰り返しているだけだとして、受け流されるだけだからである。第3のグループにおいては、そんなことは承知しているという受け止められ方がされるだけであり、その態度の変化につながることはない。

第2の特徴は、これらの差別文書においては、特に多数を占める第2グループにおいて、自らに内在する偏見や差別意識を、行政の対応を理由にして免責しているということである。この事実、これらの差別者が、自らの偏見や差別意識を認識し、これを改めるべきだとの姿勢に転換するうえで、国を先頭とする行政において、その啓発活動がタテマエではなくホンネであることを徹底的に明らかにして理解してもらおうということ以外にはない。

こうした特徴を踏まえたうえで、今後の啓発活動になにより求められるのは、国の隔離政策が憲法違反であり、非人道的な人権侵害であったという事実を前面に掲げ続けることの重要性である。

このことは、国の啓発活動がホンネであり、ハンセン病に係る偏見差別を解消することに、国が総力を挙げて本気で取り組んでいるということを明らかにするうえでの絶対的な前提事項である。

そのうえで、これらの差別文書にみられる啓発活動に対する評価の特徴を考慮すると、隔離政策の誤りを被害当事者や有識者にのみ語らせる限り、国の姿勢はタテマエに過ぎないと認識を打破することにはならないということである。そのためには、国の政策担当者自らが、隔離政策の過ちを認め、国民に広く偏見や差別意識を植え付けてきたことを謝罪することを繰り返し表明し続けることこそが必要となる。

4 差別文書における非難の対象ごとの分類とその差別性

(1) 差別文書において非難されている対象ごとの分類と特徴

差別文書を、その文書において何を非難しているのかという基準で分類してみると、以下のように整理することができる。

第1は、宿泊しようとしたこと自体を非難するグループである。

こうした非難は、当然のことながら、露骨な偏見や差別意識を有しているグループに共有されているが、それだけでなく、自らの「一緒に入浴することへの抵抗感」を理由に、入所者に対して、宿泊しようとするべきではなかったとする多数の文書がここに含まれる。

第2は、ホテルの総支配人による「謝罪」を受け入れなかったことを非難するグループである(第1のグループの大半もここに含まれるものと思われるが、ここでは、ホテルの総支配人の「謝罪」を受け入れなかったこと自体を直接に咎めているグループを取りあげる)。

このグループは、さらに、非難する理由としてどのようなことを挙げているのかによって、いくつかのグループに細分化される。

- ① ホテルも被害者であり迷惑を被っていることを理解せよと迫るグループ、
- ② 相手が謝罪しているのにこれを許さないという態度が誤っているとして非難するグループ、
- ③ そもそも宿泊拒否されたことを人権侵害であるとして声高に主張する行為を身の程を知らないものとして非難するグループ、
- ④ 穏便な解決こそ望ましいのにこれを妨げる行為であるとして非難するグループ、などである。

以上に整理した第1のグループと第2のグループとでは、自らの行為を差別であると認識しているかどうかにおいて大きな相違がある。

第1のグループの場合における露骨な偏見を抱いている者は、自らの偏見や差別意識を自覚したうえで、それが当然だと認識しているものであり、「一緒に入浴することへの抵抗感」等を理由として宿泊しようとしたこと自体を非難するグループにおいても、程度の差はあれ、自らの認識を差別であるとして後ろめたさを意識しつつ、行政の担当者を含めて社会の大多数が同じ認識でいるということを理由にして免責を図っているというべきだからである。

これに対して第2のグループに属している者は、いずれも、自らの偏見や差別意識を認識していないという点に大きな特徴がある。

こうした相違は、これらの偏見や差別意識を克服するうえで何が必要とされるのかを検討するに際して、個別具体的な考察が必要であることを意味している。

前者においては、そうした偏見や差別意識が許されないことを如何にして理解させることができるのかが問われることとなり、後者に対しては、偏見であり差別意識の発現であることを理解させることが必要となるからである。

このうち、前者に対する対応のあり方に関しては、これまでに論じてきたところが妥当すると考えられるので、ここでは、後者に関して、その差別性を明らかにしたうえで、克服するために必要とされる課題について、若干の考察をすることとする

(2) 謝罪の受入れを拒否したことを非難する文書の差別性と克服のための課題

ホテルの総支配人による「謝罪」の受入れを拒否したことを非難する、上記①のグループと④のグループに共通しているのは、ハンセン病療養所の入所者であることを唯一の理由としてホテルへの宿泊を拒否すること自体のもつ差別性を認識していないということである。

それゆえ、ホテル側は、その経営上迷惑を被る被害者であり、そうしたホテルの立場を理解しない入所者らの対応を非難するということになるし、「謝罪」を受け入れて穏便に解決すべき問題だとの認識が生まれるこ

とになる。

その意味で、ハンセン病の病歴者であることを理由に宿泊を拒否するのは、明確な差別であり、許されない人権侵害であって、これらを放置したり、曖昧なかたちで解決することは、偏見差別を温存し続けることになるということを、明確にすることが求められることになる。

これに対して、上記②と③とは、より深刻な差別意識の存在を示唆している。

こうした非難は、「税金で生かされている存在」ではないか、「差別されて当然の立場にいることを忘れるな」「同情していたのに、そんな思いがなくなってしまった」といった表現に見られるとおり、差別される立場に置かれた被害者を見下しており、それゆえに、「謙虚になれ」とか「身の程を知れ」といった要求を求めるに至っているにもかかわらず、そうした自らの立ち位置を省みることは全くなく、あたかも「善意の忠告者、のごとき立場を装っているからである。

こうした事実は、このような差別文書の送付者に対しては、自らの差別性をどのようにして自覚させていくのかということこそが重要であることを示している。

差別意識のこのようなありようは、ハンセン病問題に限らず、あらゆる差別問題に共通するものであるだけに、克服することは容易ではないと覚悟しなければならないが、差別された被害当事者に対する共感性を前提にしたうえで、差別に対して、差別された当事者とともにたたかうという立場に立ちうる多数派を如何にして形成していくことができるのかということの必要性を明らかにしている。

第4 宿泊拒否事件に際しての差別文書の計量テキスト分析²³

1 データ

データは、アイレディース宮殿黒川温泉ホテル宿泊拒否事件(2003年11月)に関連して、菊池恵楓会入所者自治会に送られた誹謗中傷の手紙類 105 通である(以下、差別文書)²⁴。同事件の背景と経緯については『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』(第18章)において整理がなされているが、「差別文書」の内容についてはあまり詳しくは言及されていない。「差別文書」に対する学術的な論述としては、蘭由岐子(2005)²⁵と好井裕明(2006)²⁶が質的な内容分析を行ってはいるが、多面的な角度から十分な分析が行われてきたといえる状況ではない。「差別文書」は、ハンセン病差別が縮約されたテキスト群と呼べるものであり、これを分析することを通じて、ハンセン病差別を正当化するためのロジックを析出することが本稿の目的である。

蘭や好井による先行研究とは違った角度から接近するため、分析には計量テキスト分析のソフトウェア KH Coder(樋口耕一)を用いる²⁷。

2 分析1(概念の記述統計)

分析の手順として、まず、差別の種類として、①排除、②見下し・嫌悪、③自粛強要(同化強要・我慢の強要)、④他者化、⑤過剰包摂、⑥聖化、という6通りの概念を設定し²⁸、それぞれに該当する文字列が含まれている

表2 コーディング後の出現頻度

コード	度数	%
*排除	30	28.57
*見下し・嫌悪	61	58.10
*自粛強要	44	41.90
*他者化	38	36.19
*過剰包摂	2	1.90
*聖化	2	1.90
*非生産性	26	24.76
*不当利益	26	24.76
*経営論理	34	32.38
*加害者への同情	27	25.71

「差別文書」に各差別のコードを与えた。また、差別正当化のロジックとして、⑦非生産性、⑧不当利益、⑨経営論理、⑩加害者への同情、という4通りの概念を構成し、それぞれに該当する文字列が含まれている「差別文書」に各概念のコードを与えた²⁹。各概念の出現頻度は表2の通りである。

表2を見ると、もっとも出現頻度の高い概念は「見下し・嫌悪」であり、全「差別文書」の58.1%に及んでいる。「見下し・嫌悪」を構成する文字列は、「私でも、わかれば、同宿はしたくない」のように開き直って忌避感を表明したものと、「身の程を知れ」「分をわきましろ」のようにマイノリティの領分を制約する見下しを表現したものが大部分を占める。

次いで頻度の多い概念が「自粛強要」(41.9%)である。この概念に含まれる文字列は、「もっと謙虚にせよ」「我慢してくださ

²³ この章の分析・記述は、社会学的計量分析の専門家である「有識者会議」の金明秀委員(関西学院大学教授)が担当した。

²⁴ 菊池恵楓会入所者自治会, 2004, 『黒川温泉ホテル宿泊拒否事件に関する差別文書綴り(平成15年11月~平成16年3月)』。

²⁵ 蘭由岐子, 2005, 「宿泊拒否事件にみるハンセン病患者排除の論理——『差別文書綴り』の内容分析から」, 好井裕明編『繋がり排除の社会学』, 明石書店, 175-214。

²⁶ 好井裕明, 2006, 「ハンセン病患者を嫌がり、嫌い、恐れるということ」, 三浦耕吉郎編『構造的差別のソシオグラフィ』, 世界思想社, 100-133。

²⁷ バージョン3.Beta.04a。形態素解析にはChaSenを指定した。

²⁸ 金明秀, 2018, 『レイシャルハラスメントQ&A——職場、学校での人種・民族的嫌がらせを防止する』, 解放出版社。

²⁹ 概念を抽出するためのコーディングは、本章の末尾に記載する。

い》《迷惑をかけないで》など、差別構造の成立した社会秩序に自発的な服従を要求する内容である。実質的なメッセージは《身の程を知れ》《分をわきまえろ》と相同であり、「見下し・嫌悪」と区分することの難しいものも少なくないが、直接的には見下しの感情を含まない文字列も多いため、「見下し・嫌悪」とは別の概念とした。

3 分析 2(概念の共起ネットワーク)

抽出された各概念がどのような関連を持つものであるかを確認するため、「共起ネットワーク」を描出した(図 2)。共起ネットワークとは、「概念」と「概念」が同じ文章の中にどれくらい同時に出現するかを「距離の近さ」として算出し、その「距離の近さ」を線の太さによって表現したグラフのことである。丸の大きさは概念の出現頻度を表している。また、比較的まとまりの強い概念群は同じ色で描かれている。以下に、この分析から得られた知見を説明する。

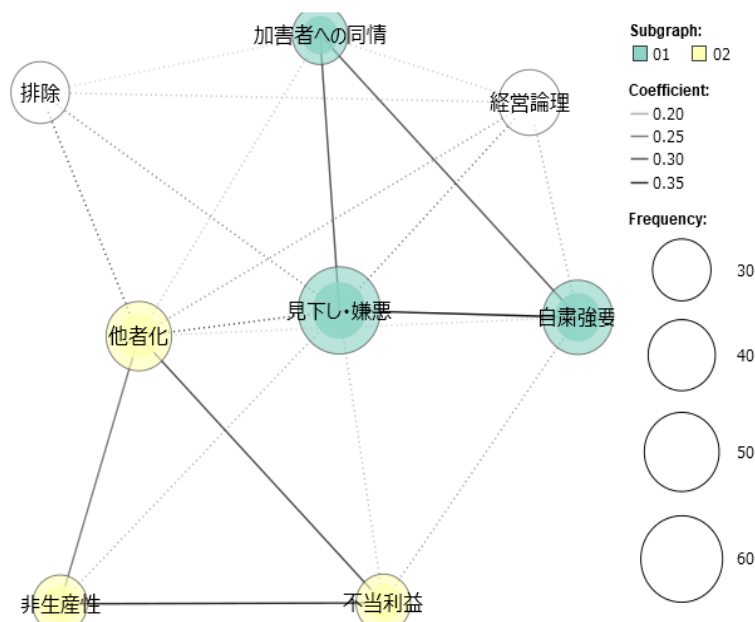


図 2 概念の共起ネットワーク

(1) 「見下し・嫌悪」「自粛強要」を合理化する「加害者への同情」

前述したように、「見下し・嫌悪」と「自粛強要」は出現頻度も高く、また概念的にも類似した面がある。したがって、この 2 つの概念が強く結びついていることは予想された結果である。むしろ注目すべきは、「加害者への同情」がこれら 2 概念と一体的に「差別文書」に登場するという点であろう。「見下し・嫌悪」に含まれる文字列は差別性や攻撃性がわかりやすく、一般にはそれを表現することにある種の罪悪感を伴うと思われるが、それを合理化する感情こそ「加害者への同情」ということであろう。

「加害者への同情」に含まれる文字列は、《ホテルに同情》《ホテル側も気の毒》《ホテル側が宿泊を拒否したのは、仕方がないことだと思います》といったものだ。レトリックを表面的になぞれば、加害者側にも人道的な同情心を寄せたものとも読める。しかし、「見下し・嫌悪」「自粛強要」と一体的に語られていることからわかるように、実質的にはハンセン病への偏見や嫌悪感に居直るための装置にすぎないと解釈するのが妥当である。

(2) 「他者化」を結節点とした「非生産性」「不当利益」

図 3 は、前述した共起ネットワークの「媒介中心性」を図示したものである。媒介中心性とは、複数の概念どうしをつなぐ役割の大きさを数値化したものであり、「見下し・嫌悪」に次いで「他者化」の数値が大きいということがわかる。言い換えると、「見下し・嫌悪」と並んで、「他者化」も差別表現の結節点に位置する概念ということになる。

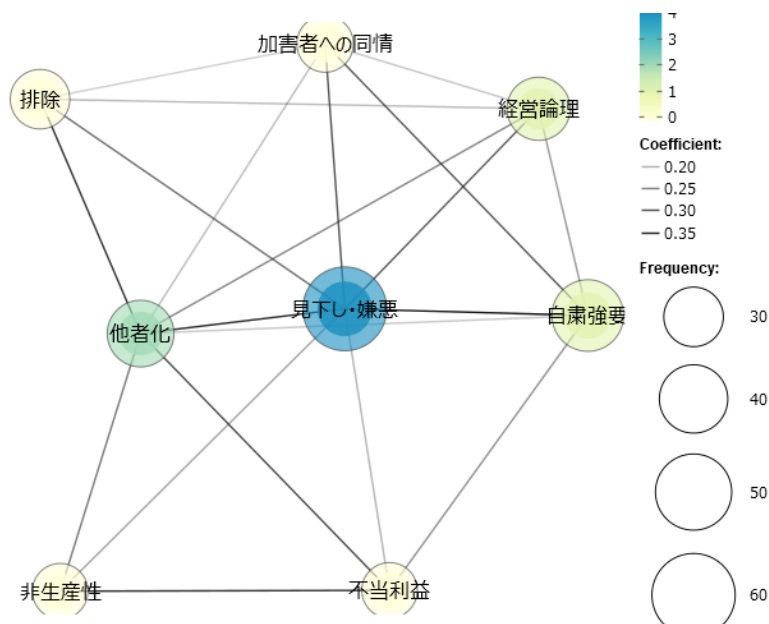


図 3 概念の共起ネットワーク(中心性)

図 2 からそのことはうかがえる。「他者化」「非生産性」「不当利益」という 3 つの概念の関連が強く、これらを一体的に語る差別のロジックが存在するということだ。

「他者化」とは、マイノリティが持つ《違い》を本質的に乗り越えることができない問題だと決めつけたり、迷惑なものだと否定的に捉えたりすることで、同じ社会の一員でありながら、そうとはみなさない差別のことをいう。これに該当する文字列としては、《街のチンピラヤクザやストーカーと同じだ》《暴力団または同和の連中の一般市民への威嚇と五十歩百歩である》のように反差別の告発を暴力団等になぞらえる表現や、《見ただけで、ジロジロ見たとか言って、謝罪を要求されそう》のように、過剰な告発を振りかざす反社会性のイメージを付与する表現が含まれる。

「非生産性」に含まれる文字列は、《国民の税金で生活してきた》《仕事もしないで施設の中でブラブラ日向ぼっこしている》《世間様に面倒をみてもらってる》というものであり、施設に強制隔離された被害を無効化し、福祉にただ乗りをする加害者であるかのようにすり替えるロジックを構成する。

「不当利益」に含まれる文字列は、《人権を武器にゆすりたかり》《お金目当て》《要するに多額の慰謝料が欲しいんだろうが》などである。在日コリアンや被差別部落に対する、「〇〇利権」「〇〇特権」などのヘイトスピーチ用語法と同根であり、(差別など存在しないのに差別を理由に)不当に利益をかすめ取ろうとしているのだ、と規定することで差別を正当化するロジックである。

(3) 「経営論理」の欺瞞

分析対象とした概念の中で、ある意味でもっとも中立な概念に近いのが「経営論理」である。《ホテルの、これからの営業に大きく支障となれば、誰がその責めを負い、補償するのですか》《多くの従業員がおりますし、その人たちの人権、生活権(補償)は誰がするのですか》といった文字列がその代表格であり、それ自体はもっともな主張だといえる。むしろ、菊池恵楓園の入所者たちこそ、その点を懸念していたであろう。

しかしながら、入所者たちの願いと、「差別文書」送付者の意図は異なっていたようである。図 2～3 から明らかなように、「経営論理」は「見下し・嫌悪」や「他者化」と関連を示しており、純粹に《責めすぎ》を諷める表現であると解釈するのは妥当ではない。むしろ、見かけ上の中立性を利用することで、差別的なメッセージを効果的にターゲットに届けるための巧妙な言語戦略であると解釈するほうがデータに合致している。

4 まとめと議論

ここまでの知見を整理しておこう。

- 「見下し・嫌悪」「自粛強要」を核とする差別は、「加害者への同情」を正当化のために利用していた。
- 「他者化」を結節点とする差別は、「非生産性」をあげつらい、「不当利益」を得ているかのような誣告として表出した。これは他のヘイトスピーチとも共通する事象であると思われる。
- 「経営論理」を押し出す主張は表面的にはもっともらしいが、実質的には差別性を隠蔽し、効果的にメッセージを届けるための言語戦略であると解釈される。

以上の 3 点に共通することは、「差別文書」において送り主たちが差別性を表出する際には、それを正当化したり、合理化したりするロジックを伴っていたということである。その動機については、罪悪感を軽減するためであったり、われわれ一般人とは根本的に異なる「他者」と規定することで差別的な印象操作をもっともらしくしたり、あるいは差別性を隠すことでターゲットに差別文書を効果的に届けるための仕掛けであったり、さまざまであると推察される。しかし、いずれにしても、差別的な表現をそのままぶつけるような攻撃的な手紙は、「差別文書」全体の中では非常に少なかった。逆に言えば、差別を正当化したり合理化したりするロジックをあらかじめ封じることができれば、差別の表出を抑制できる可能性があるということである。

たとえば、「経営論理」として《公的な機関ではなく民間企業なのだから、断るのは自由じゃないですか》といった主張が複数あったが、旅館業法の規定からいっても、企業の社会的責任という観点からも、差別は許されないのだという理解を周知することが必要であろう。日本では「外国人お断り」という貼り紙を出す飲食店がしばしば話題になるが、世界の多くの国々ではとっくに違法行為として根絶されたタイプの人種差別(racism)である。にもかかわらず、そうした古い人種差別が日本で根絶できていないのは、企業の社会的責任を軽視する日本社会の価値意識にも原因があると思われる。今後、差別をする企業は社会的に許されないという理解が普及すれば、「加害者への同情」という合理化ロジックも効力を発揮しにくくなると予想される。

また、メディアが差別を告発する場面を報じる際には、「加害者への同情」を発動させないような工夫を要求することも有効であろう。もともと、犯罪や不正行為の被害者に対しては、同情よりも、犠牲者を非難する現象が生じやすいことが知られている。電車の事故に巻き込まれた被害者に対して、「先頭車両になんか乗るからいけないのだ」と非難するような現象である。差別の告発も同様で、もともと、人間の心理として、差別される側に問題があるという認知のバイアスを生じやすいということがわかっている以上、それを報道する際には犠牲者非難を抑制する工夫が必要だといえよう。

【概念抽出のためのコーディング】

以下に概念を抽出するためのコーディングを記載する。*の付いた行が「概念」であり、続く行がその概念を検出するための演算式である。

*排除

'差別(区別)されて当然' | '偏見や差別でもない' | '断るのは当然' | 'ハンセン病元患者を受け入れるホテルの利用を、他の宿泊予定者が拒否したとしても、それもまたその人の選択の自由という人権を尊重すること' | 'あなた方元患者の宿泊拒否をすることは、ホテル側としては、当然の権利' | 'あなたたちがもし、温泉に入られたと知ったら、私たちはその温泉には一生入りません' | '経営者にも拒否できる権利はあるはず' | '宿泊拒否は法律には違反しているかもしれないけれど、本来は至極当然の判断です' | '温泉が拒否するのは当然' | '自分が黒川温泉で、ハンセン病療養所の入所者と一緒になったら、ホテル側に猛抗議していたでしょう' | '君らと同宿になった場合、または混浴になったとき、私は即座に宿を引き払い、爾後その宿には投宿しない' | 'いきなり社会一般のなか同等に入り込もうとするほうが傲慢で非常識である' | '温泉組合の人たちは、うちに来なくてよかったとホッとしている' | 'どうして宿泊拒否したらいけないのでしょうか' | 'ホテル泊まる資格はない' | '街中ばウロウロするな' | 'もし昔、君らが収容されてなかったら全国を乞食のように放浪して野垂れ死にしていたら' | 'ホテル側も客を選択できる権利があるのは当然' | '自分のホテルに申込みがないように思います' | 'ホテルの対応は適切だった' | '世間から見れば当然のこと' | '人前ニ出ルナ' | 'ちなみに大阪のホテルでも宿泊は断ると言っておりました' | '一緒に入れるわけがない' | 'ライ患者は、人前に出ルナ' | '旅館の行為は、全国同一のことと思う' | '外部の旅館やホテルに泊まろうなんて、大それたことを考えるな' | '普通の人と一緒に風呂に入ろうなんて考えるな' | '集団で風呂に入ろうなんて考えるな' | '風呂に入っていて、何人もの人が入ってこれたら、出るでしょうね' | '私も子どもをもつ母ですが、ハンセン病の人と同じお風呂に入って大丈夫なのか……と心配します' | 'ライの人を自分の家に泊め、食事を共にし、風呂に仲良くみんな入り、それをテレビ、新聞等で見せることが先です' | '何十年と続いた偏見を数年で変えようなんて無理' | 'できれば避けたいのが多数の人々のホンネです'

*見下し・嫌悪

'私でも、わかれば、同宿はしたくない' | '一緒に温泉に入りたくはない' | '私はキャンセルしたと思います' | 'もしあなたたちが一緒にお風呂に入ったり、廊下ですれちがいざまに会うと、ぞっとします' | '好んであなた方と混浴したいとは思いません' | '私は一緒に風呂の中には百%入らず、シャワーをして早々に引きあげる' | 'あなたたちのような方々がお風呂に入ってきたら、正直、驚きを隠しきれません' | '我々一般人はホテル温泉と一緒に入りたくない' | '馬脚を表して' | 'いったい何様' | 'いい加減にきなさい' | '調子にのらないの' | '皆さん、鬼の首でも取ったように、あちこちで補償を求める「訴訟」を起こされたりしていますが、私(60代)の子ども頃「くさり」と言っていた' | '病気を盾にあまりいい気にならないで' | '甘えてはいませんか' | '思い上がっていませんか?' | '自分たちの勝手な言い分だけを言う心の醜さ' | '受け取りを断る傲慢な態度! まさに弱者いじめにほかなりませんね!' | '過剰な恐喝行為' | 'みっともない行動' | '自己中心的' | 'あなたたちも少し理解すべき' | '朝鮮人は大嫌いという人もいて当然のように、ハンセン病の元患者は嫌いという人もいる' | 'その上で理解を求めれば、弱者救済の方向に向かっていったと思う' | 'ハンセン病患者のような人間ではないダニども' | 'いつまでもホテル側に因縁をつける' | '何事も分をわきまえることです' | '自分たちのことばかり言って、呆れます' | '思い上がらないでください' | '国が差別していたのを謝罪したのを盾に取り、いい気になっている' | '人間には分、不分がある' | '豚の糞以下の人間ども' | 'おのれの前世の悪業の結果' | 'そんな化け物みたいな無様な格好で、よく自分たちは人間であるなんて、平気で言えるな' | 'あまり大きな顔するでないよ' | 'あまりいい気になるな' | '自分中心のものの考えをやめたらどうですか' | '見ていて本当に見苦しくみっともない' | '言いたい放題のあなた方に呆れるばかり' | '傲慢で非常識である' | 'ライ病は、名は変われどもクサイ臭いがする' | '化け物顔' | '歴史を遡って裁くのは思い上がりです' | 'ご自分の言動を見て恥ずかしいとは思われませんか' | '人並みの顔とうぬぼれとる' | '執拗に責める態度に呆れています' | '調子づいている' | 'おごりの態度' | '元患者で威張るなよ' | '横着にもほどがある' | 'あなたたちよりも、まだ大きなハン

ディを持ち不幸な人がいることを考えなさい | 'ありがとうの感謝の言葉を忘れていませんか' | 'いつまでも何様' | '自分の立場だけでなく、相手のことも考えてください' | 'いい気になっているではありませんか' | 'まさか、ハンセン病のくせして、子どもなんかつくってないでしょうね' | '皆死ね' | 'のぼせるな' | '手や足、顔のゆがんだ自分の姿をもっとよく見ろ' | 'きたないものはきたない' | '傲慢な態度' | 'いくら伝染性がないと証明されたとはいえ、長年の(そう思ってきた)人間の先入観、感情、感覚神経は、そう簡単にはなくなりません' | '気持ちが悪いのは事実でしょ' | '悲しいことに眉毛もなく、頭毛も少なく、特異な顔貌が、忘れた、忘れようとしたそれを思い出させるのです' | 'できればみんな、あなた方は泊めたくない' | '気持ちが悪いのは事実でしょ' | 'お前たちが温泉に行こうなんて、人間と同じ行動とるから、ホテルに迷惑かけやがったんだ' | '理屈ではなく、生理的な問題だ' | '人権尊重という言葉の武器で、万人にハンセンを強引に押し付けるような行為は思想統制でありファシズム' | '理屈ではなく、生理的な問題だ' | '他の客の感情は無視ですか' | '私の自己防衛本能は君らを忌避する' | '一緒に風呂に入りたいとは思えないのです' | '不安な気持ちになったと思います' | '第三者としての同情論など、あまり意味がない' | '誰もが嫌がることは間違いありません' | '頬の欠けたあんたたち元患者と一緒に温泉には入れませんよ' | '我々もハンセンの人が入った後は気持ち悪くて絶対入れない' | '宿泊者にも人権がある' | '本心は私もあなたたちと温泉に入りたいくない' | '世の中は「人権」というタテマエで動いているほど甘いものではない' | '公営宿舎に申し込まれて、宿舎や同宿する客の反応を知りたいものです' | 'ハンセン氏病とわかる人が混浴すれば、どうなるのか? 旅館の拒否する理由もわかる' | '外見に後遺症が残っているような人たちのことは、いい気持ちはしないのです' | 'ヨダレをタラタラ、顔がヨボヨボ等しているのを見ると、絶対にビビルと思いますよ' | '患者や元患者が入浴して「ごしごし」洗い流したら、我々一般入浴者は折角「いい湯だな」と楽しみに温泉に来たのに台無しだ' | 'お前の顔をみると、気持ちが悪くなる' | 'お前らの泊まったホテルには普通人は泊まれない' | 'お前らと一緒に風呂に入るなんて考えられない' | '所詮、きれいごとだ' | '今まで何十年もの間、恐ろしい病気として認識していた私をはじめ、多くの人々が、あたかも霧が晴れるかのように簡単に気持ちの転換をはかることはできるはずがありません' | '好んであなた方と混浴したいとは思いません' | '一緒に風呂に入りたいとは思えないのです'

*自粛強要・我慢の強要

'少しは静かに、自粛すればいい' | 'べつに民間の、その業者を選ばなくともよかった' | 'わからせようとするのは、あなたたちの権利ではありません' | 'おとなしくひっこめ' | '権利と騒ぎなさんな' | 'この問題を解決しようと努力してみれば' | '世の同情に甘えた増長のように思えました' | '一般に対する理解度を高めるようお勉めください' | 'あなた方は自分たちのことばかりで、勝手すぎます' | '心の大きさを大衆に明示するべき' | 'もっと穏便にすべき' | '我が儘を言わないで' | '我慢してください' | 'これ以上責めたてないで、円満に和解してやってください' | '権利だけ主張しないで' | '民間には理解を求めていくべき' | '断るホテルへ行かないで、受け入れる所へ行けば、何のことはない' | '生命があるだけでもありがたいと思いなさい' | '人の過ちも許せず、自分たちを受け入れるとゴリ押しするのは、おかしいです' | '声高に、訴訟原告団、抗議、調査、刑事告発' | '迷惑をかけないで' | 'もっと謙虚にせよ' | '生きることは、耐えるべきこと、と教えてください' | '社会に甘えてはなりません' | '他にたくさん温泉があるのに、変更すればよいではないか' | '大人としての対応を求める' | 'もっと控え目な態度をとると思います' | '人間としてもっと大切な心の謙虚さと節操を持つべきだ' | '世間を甘く見ないで、控え目にしている' | '君らが一般人となんら分け隔てなく交流できる日はまだ遠いことを自覚してもらわないと、他人に迷惑をかけることになる' | 'あなたがたは節度を忘れていい気になりすぎている' | 'あまり世間を騒がせるな' | '受け入れてくれる温泉を選べばいい' | '感謝の心を忘れないでください' | 'あなた方は国のほうをもっと見て、その後で世の中に口を出すことです' | '迷惑かけやがって' | '宿は国民休暇村や国民宿舎のような公共のものを利用されるとよい' | 'そのこの囲いの中でゴザの上に正座して反省ばしなっせ' | '入所者の人たちが執拗に責める態度に呆れています' | '今後の自重自戒を求めてやまない' | '駄目なら他のホテルを探せばよいではないか' | '自戒と反省の念を' | 'おとなしくしている' | 'あなたたちが自分の権利を主張し、迫及するほど嫌になる' | '急がず、まろやかに世間に浸透させていくべき' | '公的な簡保とか年金が運用しているホテルを借りるべき' | '運命に逆らわないで' | '別のホテルを当たってみてよかったのでないか' | '旅館を責めるのではなく、国を責めるのが道'

*他者化

‘あなた方もどうして何十人もで動かれるのですか’ | ‘見ただけで、ジロジロ見たとか言って、謝罪を要求されそう’ | ‘誠意ある態度に対して交渉を受け付けない’ という、非社会人的な態度’ | ‘身元を明白にしたら暴力団や部落解放運動と同じように何を行使されるかわからないからです’ | ‘患者団体の強力な権力が恐ろしい’ | ‘ハンセン病発病の時点で人間ではなくなった’ | ‘別の意味で恐くて、ハンセン病患者を受け入れる気にはなれません’ | ‘私の罰がはっきりと表れている’ | ‘ライ病の人たちは、ホテルを生贄にして、今後役人の言うことを聞かないと旅館業法で殺すぞと言っているようです’ | ‘貴殿たちは暴力団以上です’ | ‘自分たちの人権ばかり主張せず、たまには相手の立場を思いやる優しさが、あなた方にはないのですか’ | ‘同和の人たちと同じですね’ | ‘他人に配慮する優しさも全然ない’ | ‘街のチンピラヤクザやストーカーと同じだ’ | ‘あなたたちの顔、手、身体は普通の人間とは全く違います’ | ‘筆の暴力」のマスコミを利用した卑劣なやりかた’ | ‘いままでのライ患者に対する偏見のしっぺ返しに、居丈高に人権を振り回し、反論できぬ相手をいたぶるのは、朝鮮人がよく用いる手で、汚いやり方だ’ | ‘暴力団または同和の連中の一般市民への威嚇と五十歩百歩である’ | ‘世間から見たら何が目的なのか、恐ろしい黒い集団じゃないかと、疑いの目で見ています’ | ‘何一つ役に立たない化け物’ | ‘一度でも感謝の気持ちをもったことがありますか’ | ‘身体の病気より、心の病気が重症のように見受けられます’ | ‘自分たちの権利ばかり主張する’ | ‘その施設と切り離れて生活されないと、いつまでも今回のような問題を繰り返すでしょう’ | ‘皆さまに不足しているのは「感謝」と「謙虚」の心’ | ‘人間的にも怖いのだという感じ’ | ‘拒否した店を潰したり、脅して’ | ‘他になにか違う意図でもあるんですか’ | ‘集団で圧力を加えたハンセン団体’ | ‘例の同和の人と同じやな’ | ‘あなたたちの態度はあまりに執拗’ | ‘自分のことだけ、自己被害者意識だけ’ | ‘頭を下げたことありますか’ | ‘まるでヤクザのような態度’ | ‘あなた方は変に被害者意識が強く’ | ‘事あるごとに皆で騒ぎ、そして裁判を起こし’ | ‘暴力団体的である’ | ‘手や顔がゆがんだ人間’ | ‘朝鮮と同じレベル’ | ‘あたかも自分たちだけが人権集団であるかの如く、世間を闊歩する’

*過剰包摂

‘日本人は、やさしさ、相手への思いやりの美德をもっています’ | ‘武士道でいくべきです’

*聖化

‘今回の数百倍もの仕打ちを公権力から受けて、長い間耐えてきたではないですか’ | ‘誰よりも弱者の痛みがわかる皆さま’

*非生産性

‘仕事もせず、国の世話になり、ハンセン病と威張るな’ | ‘あなた方は税金で運営される施設で生活しています’ | ‘国民の税金で生活してきた’ | ‘療養所を出て自活されることを国民は望んでいます’ | ‘仕事もしないで施設の中でブラブラ日向ぼっこしている’ | ‘民間の企業が努力して納めている税金’ | ‘国からお金をもらっているということは、民間人の努力のお陰’ | ‘お前らは、誰のおかげでメシ食っている’ | ‘無菌者なら、人のため、社会のため働きなさい’ | ‘働く者、納税者あってこそ福祉がある’ | ‘カラオケ、囲碁、盆栽で遊んで、私たちの税金を使っている’ | ‘税金払ってないのに国の金で生活している税金泥棒’ | ‘国民が納めた血税で、あなた方の生活が保障されてきた’ | ‘福祉に税金が使われるのが無駄に思えてきました’ | ‘皆さまの医療費、生活費は我々労働者が経済活動をした血の汗と涙の結晶、税金’ | ‘税金で生活している人たちへ’ | ‘食住、全部国民の血税で面倒みてもらって’ | ‘金はどこから出ているか’ | ‘国家のお荷物’ | ‘我々の血税をやりたくない’ | ‘世間様に面倒をみてもらって’ | ‘まわりの人たちの温かい気持ちで生かされている’ | ‘生活が安定し、幸せではないですか’ | ‘いろんな保護を受け、私はむしろ感謝すべきだろうと思う’ | ‘私たちの税金で何年も楽に暮らした’ | ‘国から優遇されて’ | ‘国から生活費をもらい、ぬくぬくと暮らしている’ | ‘国民のおかげで生活してこれたのに’ | ‘なんの心配もなく一生呑気に生活できる’

*不当利益

賠償 | ‘金をもらえば、ハンセン病か’ | ‘お金を持って詫びに来いというのではないでしょうネ’ | ‘あなた方は税金で運営される施設で生活しています’ | ‘あなたたちは、多額のお金を握っているそうですね’ | ‘あなたたちは半面、優遇された面もある’ | ‘グズグズ言って、お金目当てとしか’ | ‘世の中、一度も旅行はおろか、自宅

から一度も出られなくても頑張っている人がたくさんいます | '今度は金銭の要求ですか | '恵楓園の人は国から多額の補償金をもらって | '要するに多額の慰謝料が欲しいんだろうが | '温泉宿から慰謝料を取ろうというのですか | '金がほしいのか | '食べる物があって、住む所もあり、その上に温泉ですか？ | '人権を武器にゆすりたかり | '園を出れば問題は片づくと思う | '普通の方と同じように市営住宅などで生活されたらどうですか | '特権階級 | '国をユスって金を出させる | '42万2600円、毎月もらっている | '月274,000円とその上250万円もの支援金をもらって | '服装も私たちよりずっといいものを着て、それも税金でしょう | 'お金も贅沢されるほど支給されている | '少額でも銭を取ろうという魂胆がみえみえ | '「お金を出せ」と言わんばかりに聞こえました'

*経営論理

'ホテルの、これからの営業に大きく支障となれば、誰がその責めを負い、補償するのですか | '多くの従業員がおりますし、その人たちの人権、生活権(補償)は誰がするのですか | '自分の人権、生活権、従業員皆さんの生活を守ろうとしただけ | '客は減りますね | '恐ろしい「入れ墨」のある人が入っていたら、一般の人は来なくなると思いますので、むしろこの銭湯の仕方に理解をもっています | 'ホテル側には生存権はある | 'ホテル経営は信用なのです | '元患者さんが大挙して、あらゆる場所に公然と姿を現わすとなると、差別の意志がなくとも、客商売で生計を立てている人々は、困惑する | 'もし感染でもしたら世間的に問題にもなり、ホテルへの来客も減少して経済的にも苦しく | '他のホテルは貴自治会からの予約を受けなくてよかったとホッとしているでしょう | '泊めたことでお客が減り、経営に支障をきたした場合は、その損失は誰が補足してくれるでしょう | 'お互いの生活がある | 'ホテルも営業 | '客商売で生計を立てている人々は、困惑する | 'やはり民間ですから | 'ホテル側が拒否したのも、我々一般来客のことを思い | 'お前らが入浴したり、レストランに入ると、その店は潰れるんだ | 'ホテル側は納税者で、一生懸命仕事しておられる人です | 'ホテルは社会福祉やボランティアでやっているわけではなく、営業行為 | 'ホテルはサービス業 | 'ホテルが入浴を嫌ったのも、後の湯に一般人が入浴できん | '一企業の多額の出資金で建てたホテルですから、断るのは自由じゃないですか | 'ホテルが経営不振となり、倒産し、多数の失業者が出れば | '客仕事の大変さがわかってない | '他の客への気配りをするのは、ホテル業者としては、当然 | '民間の厳しさ | '民間企業が利益を出す、雇用を守るというのは、この時代、本当に大変なこと | '客商売であり、イメージが大事 | '民間の生活の厳しさ | '企業は厳しい生活を送っている | '従業員の生活も考えてください | '従業員にも家族がいる | 'オレガホテルノ主人ナラ絶対オ前達ノ宿泊ハオコトワリ | '従業員の方々の生活権 | 'ホテル側の対処の仕方は、一般的な人が多く利用するサービス施設ですので、仕方なかったのでは | '私が社長であつたら同じことをしたかもしれませぬ | 'ホテルが入浴反対したのは国民(一般)に迷惑がかからぬため | '一般客の離反を招き、営業上、損失につながるのではないかと心配するのは当然のこと'

*加害者への同情

'ホテル業者を困らせ、苦しめる必要もない | '業者に同情 | 'なんの落ち度、非もないホテル業者 | '断ったホテルに拍手 | 'ホテルが断ったのも、わかる | 'ホテルに同情 | '誠意ある謝罪 | 'ホテル側の気持ちは、痛いほどわかります | 'ホテル側が宿泊を拒否したのは、仕方のないことだと思います | '旅館側にとつた場合、当然の感がする | 'ホテル側も気の毒 | '同ホテルの名誉、信用をいちじるしく傷つける | 'あなたたちだけでなく、ホテル側の人権もあるのですよ | 'ハッキリ拒否したことは立派なこと | '宿泊拒否の問題は、当たり前 | '相手を間違えてはいけません | 'ホテル側の対応は仕方のないこと | '一番の被害者はホテルです | '何一つ悪いことしていないホテル | '問題のホテルが公共の施設で宿泊拒否をしたのなら問題ですが、個人企業ではないですか | 'あまりホテル側をいじめるのもいかがなものでしょうか | 'ホテル側は納税者で、一生懸命仕事しておられる人です | 'ホテルがいったい何をしましたか | '当該ホテルは一般人の気持ちをよく知っている | '一人の人間としてはホテル側の意見が正しいように思えます | 'ホテルがどれだけダメージを受けたと思うんだ | 'ホテルもとんだ迷惑だった | '私がホテルの責任者であっても、同じように回答しただろう | '従業員にも家族がいるのに気の毒 | '黒川温泉に強く強く同情する | 'むしろ被害者はホテル'

3. 偏見差別の解消に向けて必要とされる課題

——差別被害の現状と差別意識の構造をふまえて

1 国の現状認識の問題性

国は、2016(平成 28)年から 2019(令和元)年にかけて熊本地方裁判所で争われた「ハンセン病家族訴訟」において、終始、`ハンセン病に係る偏見差別は、基本的にもう解消している、と主張して譲らなかった。かかる主張は、原告らの請求を「消滅時効」によって葬り去ろうとする訴訟戦術的なものとしてなされたものではあるが、国がこういった主張をした背後には、国自身がそのような認識を抱いているという現実が、明確に存在しているように。

家族訴訟判決は、広く社会的に「原告勝訴」「被告国の敗訴」として認知され、時の首相、安倍晋三氏も、首相官邸において家族原告たちに直接面談のうえ「謝罪」したのであるが、2019(令和元)年 6 月 28 日に言い渡された熊本地裁判決は、この点に関しては、`2002(平成 14)年には、国の隔離政策に起因する限りでの偏見差別は基本的に解消している、との誤った判断を示したのであり、国において、いわば司法による `お墨付き、を得たかの如く、`ハンセン病に係る偏見差別は、基本的にもう解消している、との、年来の誤った認識を、いまなお保持している可能性をわれわれは否定できない。

このことは、国の人権教育・啓発のありようを方向づける「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002(平成 14)年 3 月 15 日閣議決定)において、ハンセン病問題は `単なる人権課題の一つ、として取り上げられているにすぎず、それがいまも、そのような扱いのまま放置されている事実、そしてまた、国がハンセン病問題に焦点化した全国的な統計的意識調査を実施することを怠ってきたことから裏付けられよう。もし、国が、ハンセン病に係る偏見差別の現実を重視し、国の責任に自覚的であるならば、上述の意識調査を実施して、偏見差別解消の課題の重さを再確認し、どんな人権教育・啓発を進めれば効果的でありうるかの手掛かりを得ようとしてきたはずである。

わが国には、いま、さまざまな社会的差別の問題が現存している。われわれは、ハンセン病問題だけを `特別扱いせよ、と言っているのではない。しかし、ことハンセン病問題は、2 度も内閣総理大臣が国民注視のなかで謝罪し、問題解決を誓っているものであり、それにもかかわらず、国がハンセン病に係る偏見差別解消のための取り組みを、本気でやる気を一向に示さないならば、他のさまざまな社会的差別に苦しむ被差別当事者たちも、人権問題に取り組む国の姿勢に信頼を寄せることなど、到底できないであろう。国の誤った政策によって、ハンセン病に係る偏見差別を、一つの社会構造(社会システム)として作出してしまい、その社会構造はいまだに現存しているという厳然たる事実を、国は率直に認め、全力を挙げて、ハンセン病に係る偏見差別の解消に真剣に取り組むべきである。そして、偏見差別解消のための有効性のある施策を展開してみせることで、ハンセン病問題への取り組みが一つのモデルケースとなって、他のさまざまな人権問題にも波及していく。そのように事態が展開していくことを、われわれは心から望んでいる。

国は、2009(平成 21)年度から、厚生労働省の主催で、毎年 6 月に、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典を挙げるようになり、2010(平成 22)年度からは、ハンセン病の病歴者の遺族にして、かつはハンセン病家族として偏見差別に苦しんできた被差別当事者が、切々たる思いを「遺族代表挨拶」として語ってきた。2016(平成 28)年のハンセン病家族訴訟提訴に先立って、この式典の場で毎年、いまなお解消する兆しさえみせない偏見差別の現実を目の前で訴えられながら、それでも、訴訟の場では、`隔離政策は患

者を対象としたもので、家族に対する責任は国にはない、とか「すでに偏見差別は基本的に解消済み、と主張し続けた国の姿勢は、当事者からすれば、許すことができないものと感じられたはずである。

今回の施策検討会においては、以上に述べたような問題意識の下に、関係省庁ヒアリングとともに、ハンセン病家族訴訟における原告らの「陳述書」等の分析、ならびに、2003(平成 15)年に熊本県下で起きた菊池恵楓園入所者たちに対する宿泊拒否事件に際して、恵楓園入所者自治会宛てに寄せられた「差別文書」の分析に専念してきた。

それは、「陳述書」等の分析をとおして、偏見差別の被害の実態と現状を明らかにし、「差別文書」の分析をとおして、加害者側の意識の現状を明らかにするためである。この両面の分析作業の結果が、おのずから、国の現状認識の当否を明らかにし、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けて国として取り組むべき課題を明らかにすると思われる。

2 家族原告らの「陳述書」等の分析——差別被害の実情

ハンセン病家族訴訟における原告らの「陳述書」等の分析によってクローズアップされたのは、ハンセン病家族たちの「秘密を抱え込んで生きざるを得ないという被害」の問題である。それは、「陳述書」の質的解読によってのみならず、「計量テキスト分析」という社会学分野における最新の研究方法によって、計量的にも(いわば客観的に)実証されている。

そこで論証されたのは、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害が、ハンセン病家族たちの被ってきた被害の中核をなしているということ。そして、その被害がじつに深刻極まりないものであることと、被害の現在性を象徴的に表しているということである。

以下、順次、説明していく。

第 1 に、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」被害の深刻さ。それは、人生のあらゆる局面——学校に通い、就職をし、結婚し、家庭をもち、という人生のあらゆる局面において、そして、その局面ごとのあらゆる場所——地域、学校、職場、家庭という、人間が生きていくうえであらゆる場所において、そして、その場所で形成されるすべての人間関係のなかで、この「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害が、じつに深刻なかたちで、当事者であるハンセン病の病歴者や家族たちに襲いかかってきたということである。被差別当事者たちは、自分にとって大切な人、かけがえのない人にさえ、自分がハンセン病の病歴者であったこと、もしくは、自分の家族にハンセン病の病歴者がいたという事実を徹頭徹尾、秘匿したまま生きていかざるを得ないという人生を強いられてきた。秘密が露顕しないようにとつねに心を砕き、万一の露顕を心底恐れながら生き続けることを強られるという人生が、どのようなものであるのか、想像を絶するところと言うほかはない。この被害のもつ深刻さを、国はきちんと認識しておかねばならない。

第 2 に、この「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害は、その被害の特質からして、生きていくかぎり付き纏ってくるものだということである。まさに、ハンセン病に係る偏見差別による被害の現在性を端的に示している。

じっさいにも、ハンセン病家族訴訟で明らかにされたように、近年でも、親がハンセン病の病歴者であったことが露顕して離婚に至ったケースが複数存在しているのであり、家族訴訟の「勝訴」判決後でもなお、ハンセン病家族たちの危機意識は、いっそう強まりこそすれ、薄らぐ気配はみられない。

ハンセン病に係る偏見差別はすでに解消したとか、基本的に解消に向かいつつあるかのごとき国の現状認識は、上に述べてきた「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害の深刻さと、その継続性、現在性を、

まったく理解していないことに起因している。ハンセン病家族訴訟の原告らの大多数が、ごく一部の原告を除いて、顔も出せず名前も名乗れない匿名原告であり続けていること、ハンセン病家族補償法が制定されながら、補償請求手続きが厚生労働省の推定を大きく下回る人数にとどまっていることは、この被害が現在も継続していることを如実に示しているのであり、国は、なにをおいても、この厳然たる事実を受け止めなければならない。

第3に、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害の深刻さと現在性を踏まえたとき、その被害回復に向けて必要とされる課題は何か、鋭く問われてくるということである。

これまでのわれわれの分析では、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害が、ハンセン病の病歴者とその家族たちの被ってきた被害の中核をなすものであった。だとするならば、この「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」という被害をいかに克服するかが、国の施策においても中核にならざるを得ないのではないか。ハンセン病の病歴者や家族たちが、どうして、「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」状況に追いやられているのかという具体的要因連関を、加害の社会構造に即して明らかにしていくことが、喫緊の課題となる。

また同時に、被差別当事者のエンパワーメントのために、被害当事者たちを支えていく人間関係、ネットワークづくりを、どのように展開していくのか、そして、心ある市民たちによる支援活動をバックアップしていくために、国や地方自治体は何をなすべきか、このことが一つの課題として浮上してくる。

3 宿泊拒否事件に際しての「差別文書」の分析——差別意識の構造

2003(平成15)年秋、熊本県が「ふるさと訪問事業」として菊池恵楓園入所者たちの宿泊を申し込んだのに対して、県内のある温泉ホテルが「他の客の迷惑になるから」との理由で宿泊拒否という暴挙にでた。そして、恵楓園に「謝罪、に訪れたホテルの総支配人が、それまでの「宿泊お断りは本社の指示」との前言を翻して「責任は専ら私個人にある」との言辞を弄したため、入所者たちが「誠意ある謝罪ではない」と抗議する場面が、マスコミにより全国に放映されるや、熊本県内のみならず全国各地から、恵楓園入所者たちに宛てて、誹謗中傷の文書等が殺到した。これが、宿泊拒否事件に際しての「差別文書」である。

われわれは、この「差別文書」をも、質的解読のみならず「計量テキスト分析」の俎上に載せることによって、その特質の解析につとめた。

以下、分析の結果を簡潔に述べる。

膨大な量にのぼる「差別文書」を一読するとき、われわれはこれらの文書を書いた人間たちが示す差別的表現形態の多様性に、一瞬たじろぎさえする。しかし、「計量テキスト分析」は、そのような多様な表現の背後に一定の傾向性が示されていることを明らかにしている。

すなわち、「計量テキスト分析」の結果、「差別文書」における表現形態として「見下し・嫌悪」と「自粛強要」が突出していることが明らかになった。「見下し」とは、「身の程を知れ、とか」「分をわきまえろ、といった言辞を伴って表出される態度のことである。「嫌悪」とは、開き直った忌避感の表出である。そして、「自粛強要」は、「もっと謙虚になれ、迷惑をかけるな、といった言辞を伴って表出される高慢な態度である。

これら居丈高な表現形態を支えているのが、もう一つのキーワードである「他者化」の作用である。「他者化」とは、この社会のマジョリティ側に位置する人間たちが、ハンセン病の病歴者(およびその家族)たちに対して、「おまえたちは、われわれ普通の人間とは、違う存在なのだ、と決めつける態度のことである。アメリカの黒人女性作家、トニ・モリスンの言葉を借りれば、「非-人-化(ひじんか)」と言ってもよい³⁰。

³⁰ トニ・モリスン(荒このみ訳), 2019, 『「他者」の起源——ノーベル賞作家のハーバード連続講演録』, 集英社。

ハンセン病の病歴者とその家族に対する、この「他者化」のまなざしこそ、国の「強制隔離政策」と「無らい県運動」が作出してしまった偏見差別の核をなすものである。

ハンセン病の病歴者とその家族を「他者／非-人」と見做すとき、マジョリティ側に属する人たちのうち、心ない人たちは、「おまえたちは近づくな、との態度をとる。具体的には、ハンセン病の病歴者とその家族が「身内の者と結婚すること、を拒絶する。」「近所に居住すること、を嫌う。」「同じ職場で働くこと、を嫌う。

さらには、宿泊拒否事件に際しては、菊池恵楓園の入所者たちが温泉のホテルに宿泊しようとしていたことを知っただけで、それまで一度も、ハンセン病の病歴者と温泉などで一緒になったことのない人たちが、妄想を逞しくして、「おまえたちは普通の人間と一緒に風呂に入ろうなんて考えるな、と言いつつのである。

そしてまた、宿泊拒否事件をめぐる一場面として、恵楓園の入所者たちが嘘偽りを述べるホテルの総支配人に対して、正当にも、抗議の声をあげたとき、「計量テキスト分析」が鮮やかに解析したように、「見下し・嫌悪」の態度、「自粛強要」の態度を露骨に示すのである。

これまた「計量テキスト分析」が鮮やかに析出してみせた知見であるが、「差別文書」の送付者たちは、露骨に「見下し・嫌悪」と「自粛強要」の態度を表出しながら、同時に、自らの言動の差別性をさまざまな自己正当化・自己合理化の言説によって自己自身に対して隠蔽するという自己欺瞞に陥っている。そこに動員されるのは、たとえば、騒動に巻き込まれた「ホテル側も気の毒だ、とする「加害者への同情」の言説であるが、なによりも、かれらが自らの差別意識をなんら心を痛めることなく言語化してしまえるということであり、そのことを可能にしているのは、「自分の考えは、自分一人のものではなく、社会の人間みんなが共有する考えだ、との、一種揺るぎない確信を抱いてしまっていることによるのである。それゆえ、差別言辞を連ねる者のなかには、自らを「善意の忠告者、であるかに思い込んでいるものさえ珍しくない。

以上の分析結果を踏まえるならば、われわれは次の2点を指摘することができる。

第1に、宿泊拒否事件に際して菊池恵楓園の入所者自治会宛てに送りつけられた差別文書は、便箋何枚にも及ぶ長文のものから、ご丁寧にも凝りに凝ったイラスト入りのもの、あるいは、同一人が何度も何度も執拗に繰り返して誹謗中傷を書き送るなど、尋常ならざるものが際立っていたということである。常人のよくするところではない、との印象を、これら差別文書を読み通した者であれば、誰しもが抱くにちがいない。では、これらの文書を書き送った者たちが示した考えは、ごく限られた一部の者のみが有しているにすぎないのか。そうではないことは、陳述書の分析が明らかにした「秘密を抱え込んで生きざるを得ない」被害の深刻さが如実に示している。つまり、現実には、これらの差別文書を書き送った者たちの背後には、同様の考えをもつ極めて多数の人たちが控えているということである。わかりやすく言えば、これらの差別文書の書き手たちは「氷山の一角、にすぎない。

第2に、かかる強烈な差別意識をもった人たちにとっては、「他者化」された、「非-人-化」されたハンセン病の病歴者やその家族は、「近づいてきてはならない存在、なのであり、「一人前に自己主張などという生意気なことをしてはならない存在、として表象されているということである。

それゆえにこそ、被差別当事者たちが正当な自己主張をしたときには、いつでも、「見下し・嫌悪」と「自粛強要」の言動が、一気に顕在化、噴出してくることとなる。すなわち、宿泊拒否事件に際して差別意識が顕在化したことは、この2003(平成15)年秋の一回限りの出来事と捉えるべきではなく、宿泊拒否事件のような問題場面が、不幸にして、ふたたび現出するならば、いつでも、「氷山の一角」の下に潜んでいる、広汎かつ強烈な差別意識が顕在化してくるものだと、われわれは、残念ながら、そのように予測したうえで、事に対処していかなければならない。

また、`近づくな、という勝手に押し付けた掟に`違背、したとき、その典型的場面が結婚なのであるが、差別者たちが忌避・排除・拒絶の拳に出てくるのが一定の確率で生じてしまうであろうことを、残念ながら、われわれは否認することができない。われわれは、そのような事態を未然に防止する術を考えださなければならない。

では、具体的に、「ハンセン病に係る偏見差別の解消」という課題を達成するためには、いかなる施策が必要とされるだろうか。

これまで分析してきた「偏見差別の意識構造」そのものを、いかにすれば、われわれは打ち砕くことができるのか。それが一朝一夕には成就しがたいとすれば、予期される差別の顕在化にいかに対抗し、その実害を最小限に抑止・防止するために、どんな取り組みが欠かせないか。このような二重の構えでもって、施策を構想していく必要があるだろう。

以下、われわれが現時点で考えていることを摘記していく。

第 1 は、ハンセン病の病歴者とその家族たちを苦しめている「ハンセン病に係る偏見差別」が、国の誤った「強制隔離政策」と「無らい県運動」によって作出されたものだということを明確に認識することの必要性である。

ハンセン病家族訴訟の熊本地裁判決は、いまなお残るハンセン病に対する偏見は、`古来の因習、や `醜いものへの自然な忌避感、によるものだといった判断を示したけれども、いま、現に、ハンセン病の病歴者とその家族たちを苦しめている、一種の社会構造(社会システム)としての「ハンセン病に係る偏見差別」は、国の誤った「強制隔離政策」と「無らい県運動」が作出したものであることは、すでに明らかである。(なお、家族訴訟判決は、国の誤った政策が一種の社会構造としての偏見差別を作出したことを認定しながら、さしたるエビデンス抜きに、その `社会構造、が 2001(平成 13)年の年末までになぜか消え失せてしまったとの誤まった判断を示している)。

社会構造とまでなったハンセン病に係る偏見差別を打ち砕くためには、偏見差別の原因が差別される側にあるのではなく差別する側そこにあるという、差別問題の公理に立ち返らなければならない。すなわち、ハンセン病に係る偏見差別を構築せしめたのは、「強制隔離政策」と「無らい県運動」を展開した国であり、それに加担した地方自治体であり、国民一人ひとりであったことを、つねに、繰り返し繰り返し再確認したうえで、人権教育・啓発に臨まなければならない。具体的には、ハンセン病問題の人権教育・啓発の場では、開講にあたって、2001(平成 13)年の小泉純一郎首相(当時)がハンセン病回復者たちに面談して、控訴断念を決意した場面、2019(令和元)年の安倍晋三首相(当時)が首相官邸で家族原告たちに謝罪した場面の映像を流し、その場に国のしかるべき担当者が参加しているならば、自らの言葉でハンセン病に係る偏見差別を作り出した国の責任について語るべきであるし、地方自治体の担当職員が同席しているのであれば、「無らい県運動」に加担した責任を、いま、どう受け止めているかを語らなければならない。

国が強制隔離政策という誤った政策に固執したのは、「癩予防ニ関スル件」を制定した 1907(明治 40)年以来、感染症の感染者を `ウイルスを伝播する者、 `感染源、としてのみ位置づけたことによる。 `そもそも、おまえたちは、社会にとって迷惑で、危険な存在なのだ、との意味づけが国家的になされ、それが社会に根を下ろしてしまったということである。そして、このような感染者の意味づけは、2020(令和 2)年からの新型コロナウイルス感染拡大の状況下でも、なんら克服されることなく踏襲され、多くの人権侵害事象を惹起してきたのは記憶に新しい。いまなお、感染症の感染者を `感染源、としてのみ危険視する偏頗な考え方は、感染症予防法の改正案や旅館業法の改正案においても、国によって頑ななまでに維持されており、こうした国による認識が改められないかぎり、感染者に対する偏見差別が、社会内で克服されることは著しく困難と言わざるを得

ない。

第2は、2001(平成13)年7月23日に「ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会」会長の曾我野一美と厚生労働大臣坂口力とのあいだで交わされた「基本合意書」を誠実に履行することの必要性である。

この基本合意書の「三 恒久対策等」には、国は「差別・偏見の除去・解消事業」に「最大限の努力をする」と明記されている。以来、20年以上の時間が空疎に流れた。国が形のうえで「最大限に努力した」にもかかわらず、さしたる成果を産まなかったことは、周知の事実である。「差別・偏見の除去・解消事業」は、抜本的に再構築されなければならない。

そのために、まずは、「差別・偏見の除去・解消事業」の到達目標を明確に定めなければならない。それは、「社会構造にまでなった偏見」それ自体を打ち壊すことでなければならない。このことは、具体的には、「差別をした人間」と「差別をされた人間」が、それぞれ、地域社会のなかで、どのように遇されるかにかかわる。ハンセン病家族訴訟では、原告になったことで配偶者に自分の親がハンセン病の病歴者であることが知られ、配偶者は子どもを連れて実家に帰ってしまい、離婚に至った事件が生じた。このとき、原告の親は相手方の家を訪ねて、「土下座をしてお詫びをした、にもかかわらず、関係の回復はならなかったという。このような「差別した側」がふんぞり返り、「差別された側」が身を縮めなければならない関係性こそが、打破されなければならない。

地域社会のなかで、学校で、職場で、「差別された人」はまわりの人たちから見守られ、支えられること、他方、「差別した人」は、自分がしでかしたことの問題性を認識して反省し、謝罪し、その態度を改めないかぎり、ここには自分の居場所はないと、居たたまれない思いにかられる。このように人間関係のネットワークが組み換えられるとき、偏見差別の社会構造は音を立てて崩れ落ちることができるといえる。

ここに、人権教育・啓発の課題は明確となる。ハンセン病問題の理解者を育て、「わたしは差別はいけないことはわかっています」「わたしは人を差別するような人間ではありません」と言える人たちを、いくらたくさん育てたからといって、上述の関係性は逆転しない。この人たちが黙って見ているだけならば、それは差別を支える傍観者にすぎないからである。

これからの人権教育・啓発は、〈いま・ここ〉、自分が生きている場で、目の前に現れた差別を許せないとしてこれを是正するために行動する人間を、1人でも多く育てることに重点が置かれなければならない。

つい最近のアメリカのBLACK LIVES MATTER運動のなかで表現された言葉で言えば、“‘Being not racist’ is not enough, we have to be anti-racist.”ということであり、知識の習得で目標達成とはならず、態度変容、行動変容を迫るものでなければならないということである。とするならば、現場で人権教育・啓発を実践するに際しては、このことを認識したうえでの覚悟が必要とされるというべきであり、教育や啓発の現場に対して通達等により指示し指導する立場にある厚生労働省、法務省、文部科学省の担当部局には、それにましても使命感と職責を全うする覚悟が求められることになる。

第3は、「ハンセン病に係る偏見差別」は許されないとの社会的な規範を確立することの必要性である。

前述の差別文書の分析が明らかにしたのは、差別文書を発した者たちにおける差別の正当化であり、自己の差別性の認識の欠如という事実である。こうした分析結果からは、このような行為が差別であるということを公に明らかにし続けることを通じて、差別文書に見られるような「見下し・嫌悪」や「自粛強要」が差別であり、いかなる理由によっても許されないという考え方(規範)を、社会内に定着させていくことが何よりも必要であることが明らかである。

このことは、その内容において不十分な点を多々含みながら、「ヘイトスピーチ規制法」や「障害者差別解消法」等が、ヘイトスピーチや障害者差別を許されないものであるとする社会的な規範を形成してきた事実から

も裏付けられるところである。

したがって、ハンセン病に係る偏見差別は許されないとの社会的な規範を確立していくために、ハンセン病に特化した差別禁止法の制定や、処罰規定を盛り込んだ包括的な差別禁止法の制定、さらには、パリ原則に基づく国内人権機関の設置が早急に検討されるべきである。これらの差別抑止効果をもつ法整備、制度化を急がなければならない。

最後に付記しておきたいことが、一つある。宿泊拒否事件に際しての「差別文書」は、皮肉にも、国や地方自治体の啓発活動がまったくその効果を挙げていないという事実を明らかにした。そればかりではなく、「差別文書」の書き手たちは、`国や地方自治体の啓発は、タテマエにすぎない。本気で取り組んでなどいない、と、揶揄し、軽蔑さえしている。国の、地方自治体の、人権教育・啓発の担当者は、差別者たちがこのような認識でいるということを正面から見据えて、従前の人権教育・啓発のありようを根本的に見直し、今後の事業の推進に取り組んでいただきたい。